

第4期高知県地域福祉支援計画 (素案)

～ 誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会 ～



令和6年●月

高知県

第1章 第4期計画の基本事項と策定の背景

I 計画の基本的な事項	
1 計画の理念と目指す姿	3
2 法令等の根拠	6
3 計画期間	7
4 計画の性格と位置付け	7
5 計画の目的	8
6 計画の基本項目	9
7 計画の推進体制	9
II 計画の策定背景	
1 高知県の現状と課題	10
2 第3期計画に基づく取り組みの主な成果	10
(1) 第3期計画に基づく取り組みの主な成果	10
(2) 取り組みの成果を踏まえた第4期計画のバージョンアップ	12
III 高知県の地域福祉の変遷	12

第2章 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進に係る目指すべき姿と具体的な方策

1 「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり（「たて系」の取り組み）	
(1) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進	13
(2) 高知版地域包括ケアシステムの深化・推進	23
(3) 総合的な認知症対策の推進	27
(4) 障害等の特性に応じた切れ目ないサービス提供体制の整備	31
(5) 発達障害のある人への支援	34
(6) 医療的ケア児等への支援	36
(7) こどもまんなか社会の実現	38
(8) 生活困窮者への支援	46
(9) ひきこもりの人等への支援	50
(10) 自殺予防対策の推進	53
(11) 依存症対策の推進	56
(12) 権利擁護の取り組みの推進	59
(13) 様々な困難を抱える女性への支援	62
(14) 再犯防止対策の総合的な推進	64
(15) 防災・減災対策の推進	66
2 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域づくり（「よこ系」の取り組み）	
(1) 人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり	71
(2) 高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり	76
(3) 障害の特性に応じて安心して働ける体制の整備（農福連携の推進含む）	79
(4) こどもまんなか社会の実現（住民参加型の子育て支援の推進）	83
(5) 民生委員・児童委員活動や民間事業者と連携した地域の見守り活動などの充実	85
(6) 社会福祉法人等における社会貢献活動の推進	87
(7) 地域の福祉活動への若い世代など地域住民の参画の促進	88
(8) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進	91
3 「高知型地域共生社会」を支える基盤づくり・人づくり	
(1) あったかふれあいセンターの整備と機能強化	95
(2) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動	99
(3) 福祉・介護人材の確保対策の推進	102
(4) 福祉分野におけるデジタル化の推進	105
(5) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保	107
(6) 居住に課題を抱える人への横断的な支援	111
(7) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進	113

第1章 第4期計画の基本事項と策定の背景

I 計画の基本的な事項

1 計画の理念と目指す姿

全体P

【計画の理念】誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会

目指す姿

県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県

全国より先行して本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入し、中山間地域を多く抱える本県では、核家族化やデジタル技術の進展による人と人との接触機会の減少なども相まって、地域のつながりは希薄になっています。

さらに、8050問題¹やヤングケアラー²などの複雑化、複合化して社会的孤立を深めるなど、従来の介護や子育て、障害、住まい、生活困窮といった縦割りの支援では対応できないケースが顕在化しています。

こうした生きづらさや困りごとは、決して限られた人だけではなく、環境の変化や物事のタイミングなどにより、私たちの周りの身近な方、あるいは私たち自身にも起こりうることです。

その背景には、家族や地域とのつながりの弱まりのほか、何らかの理由で本人が相談や手続きをすることが難しかったり、課題解決を自らあきらめてしまい、社会から孤立してしまう状況に陥ることは少なくありません。

こうした中、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複雑な「地域生活課題」について、①住民や福祉関係者による把握、及び、②関係機関との連携による解決、が図られることを目指すため、市町村の包括的な支援体制の整備が努力義務化されました。

さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行うべきことが規定されたところです。

【社会福祉法 第4条第1項】

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

国においては、全世代型社会保障の構築に向けた議論が進められており、その前提として、生活に身近な地域において、誰もがつながり、支え合える地域共生社会³の実現が求められています。

¹ 80代の親が、50代のひきこもりの子どもを支える世帯

² 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

³ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支える・支えられる」という一方的な関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越してつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

本県においても、令和4年度から本格的に高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みをスタートしました。令和4年10月には、高知県・すべての市町村・すべての社会福祉協議会による共同宣言を実施し、「オール高知」で取り組む決意を表明しました。

<令和4年10月30日「高知家地域共生社会推進宣言」の様子>



この共同宣言に基づき、誰も制度の「はざま」に陥ることがないように、まずは、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として進めます。

さらに、地域のつながりの弱まりに対応するため、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを、地域主体の「よこ糸」として進めます。

この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす地域共生社会の拠点としてあったかふれあいセンターを活用しながら、オール高知で「高知型地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

<高知家地域共生社会推進宣言>

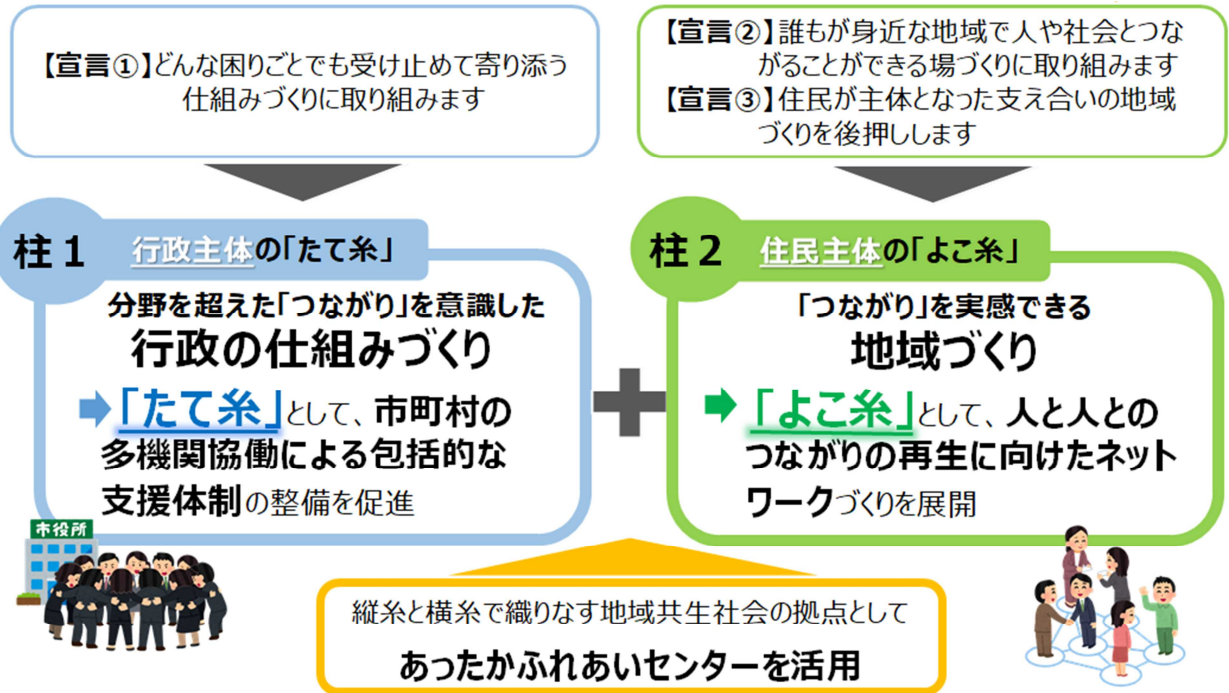
高知家地域共生社会推進宣言(R4.10.30)

高知家の一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会が相互につながり、支え合う『地域共生社会』の実現に向けて、次のとおり宣言します。

- 1 どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくりに取り組みます。
- 2 誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます。
- 3 住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします。



＜高知型地域共生社会イメージ図＞



第4期計画では、これまで取り組んできた「高知型福祉⁴」を継承・発展させる形で高知型地域共生社会の実現を目指します。

その上で、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」を計画全体の理念に掲げ、各分野の取り組みを推進することで、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県を目指します。

なお、この高知型地域共生社会の取り組みは、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現にもつながるものです。

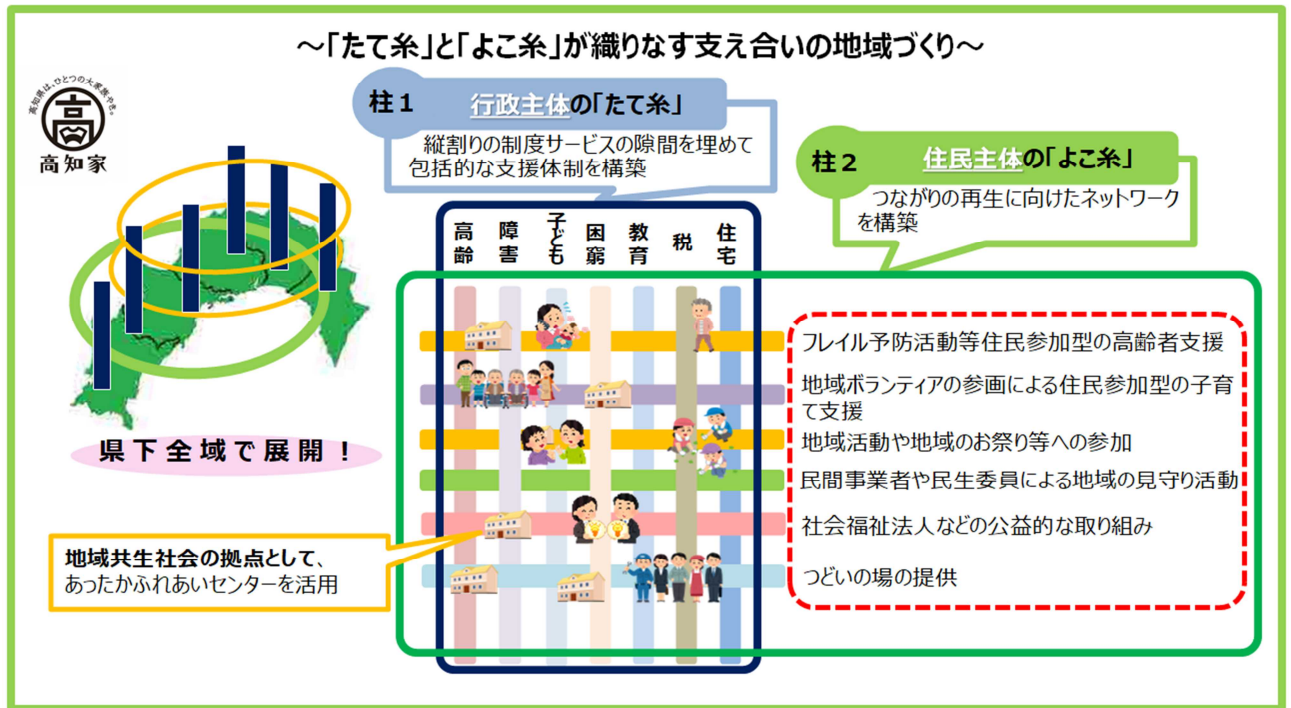
また、「LGBTQ+⁵」やジェンダーは、SDGsがめざす社会に近づくための国際的な課題として捉えられています。

そのため、この第4期地域福祉支援計画においても、SDGsの17の目標を意識し、その達成に貢献していきます。

⁴ 「子どもから高齢者、障害者など年齢や属性を問わず、すべての県民が住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことのできる地域をつくる」を理念とし、平成21年から取り組んできた本県独自の取り組み。は特に中山間地域における制度サービスの隙間を埋めるという観点から、①高知型福祉の拠点としてあったかふれあいセンターを整備、②地域福祉を担う人材の育成、③市町村地域福祉計画の策定の推進の3本柱で取り組みを推進。

⁵ L：レズビアン（女性が好きな女性。女性同性愛者。）、G：ゲイ（男性が好きな男性。男性同性愛者。）、B：バイセクシュアル（男性も女性も好きになる人、または好きになるのに性別を問わない人。）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人。性自認が男性、女性に二分できないXジェンダーも含む。）、Q：クエスチョニング/クィア（・クエスチョニング：自分の性のあり方について「わからない」「迷っている」「決めたくない」など。・クィア：性的マイノリティを包括する言葉。）、+：プラス（性はとても多様であり、包括的な意味を持たせるため。）

<誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会イメージ図>



<持続可能な開発目標 (SDGs : SustainableDevelopment Goals) >



2 法令等の根拠

社会福祉法第 108 条に基づく法定計画

<社会福祉法※抜粋>

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

3 計画期間

第 4 期計画の期間は、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間とします。

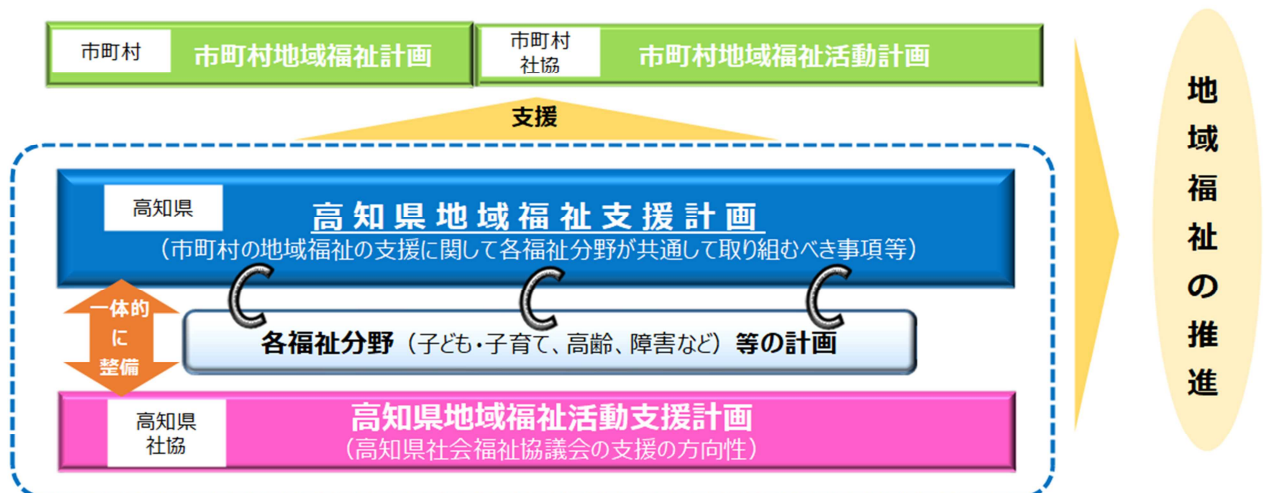
4 計画の性格と位置付け

本県における地域福祉を推進するための基本方針であるとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき記載事項を記載する福祉分野の上位計画です。

計画の策定に当たっては、「日本一の健康長寿県構想」など関係する計画等との整合性をとることによって福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保します。

あわせて、社会福祉協議会が住民や関係者とともに策定・推進する地域福祉活動支援計画と一体的に策定しています。

<地域福祉支援計画と他計画との関連>



<関連する計画と計画期間>

分野	計画名	R4	R5	R6	R7
福祉全般	地域福祉支援計画	現計画 (R2~R5)		改訂計画 (R6~R9)	
子ども・子育て	子どもの貧困対策推進計画	現計画 (R2~R6)		改訂計画 (R7~) ※各計画を包含した 「こども計画」を策定	
	子ども・子育て支援事業支援計画、 次世代育成支援行動計画	現計画 (R2~R6)			
	ひとり親家庭等自立促進計画	現計画 (H29~R6)			
高齢	高齢者保健福祉計画	現計画 (R3~R5)		改訂計画 (R6~R8)	
	介護保険事業支援計画	現計画 (R3~R5)		改訂計画 (R6~R8)	
障害	障害者計画	前計画 (H25~R4)	現計画 (R5~R11)		
	障害福祉計画・障害児福祉計画	現計画 (R3~R5)		改訂計画 (R6~)	
	ギャンブル等依存症対策推進計画	現計画 (R4~R5)		改訂計画 (R6~) ※一体的に策定	
	アルコール健康障害対策推進計画	現計画 (H30~R5)			
その他	自殺対策行動計画	前計画 (H29~R4)	現計画 (R5~R9)		
	再犯防止推進計画	現計画 (R2~R5)		改訂計画 (R6~)	
	南海トラフ地震対策行動計画	現計画 (R4~R6)			改訂計画 (R7~)
	教育等の振興に関する施策の大綱	現計画 (R2~R5)		改訂計画 (R6~)	

< (参考) 第5期日本一の健康長寿県構想 >

全体調整中

【目指す姿】 県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県

柱Ⅰ 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

【目指す姿】 県民が長く健康で生き生きと元気で暮らし続けている

柱Ⅱ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

【目指す姿】 中山間地域であっても、在宅での生活を希望される方が求めるサービスを受けられる

柱Ⅲ こどもまんなか社会の実現 (子どもたちを守り育てる環境づくりと少子化対策を一体的に推進)

【目指す姿】 「共働き、子育て」が定着し、結婚、出産・子育ての希望が叶えられ、「孤」育てを感じさせない社会になっている

柱Ⅳ 高知型地域共生社会の推進 (分野横断的な柱として位置付け)

【目指す姿】 複合課題への対応力と地域の支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている

5 計画の目的

この計画の目的は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村に通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援を行うことです。

市町村が地域特性や独自性を尊重し、地域住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、民間事業者、NPO、社会福祉団体など多様な主体とともに福祉ニーズや地域生活課題に対応しながら地域福祉を進めるための取り組みを支援します。

6 計画の基本項目

「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」というこの計画の理念のもと、以下の3本柱で、それぞれの取り組みを推進します。

- 1 行政主体の「包括的な支援体制づくり」（「たて糸」の取り組み）
- 2 地域主体の「地域のネットワークづくり」（「よこ糸」の取り組み）
- 3 高知型地域共生社会を支える基盤づくり・人づくり

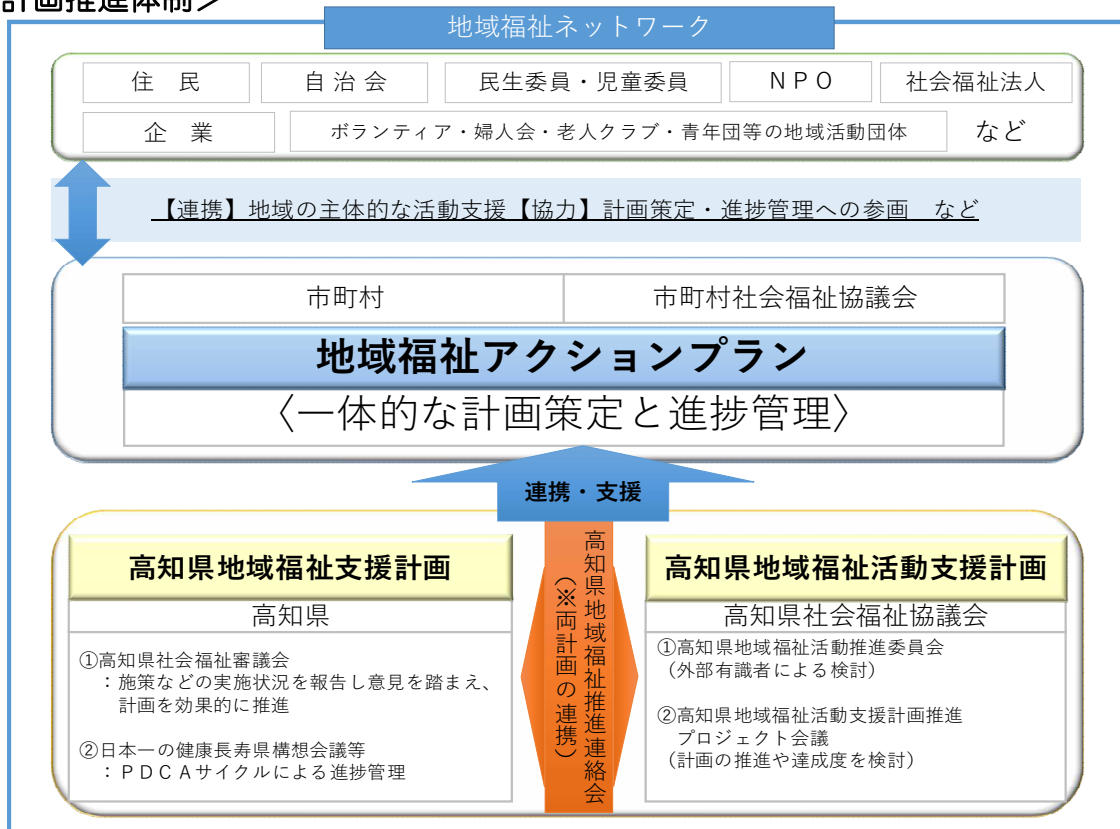
7 計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員⁶などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

また、取り組みごとに数値目標を定め、高知県社会福祉審議会に実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図ります。

加えて、日本一の健康長寿県構想推進会議等において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。

<計画推進体制>



⁶ 民生委員＝それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねる。

児童委員＝地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

Ⅱ 計画の策定背景

※調整中

1 高知県の現状と課題

- (1) 人口減少・少子高齢化の進行
- (2) 高齢化に伴う諸課題
- (3) 貧困や虐待などへの対応
- (4) 制度サービスが行き届きにくい地域への対応
- (5) 中山間地域の現状と暮らしの確保
- (6) 災害時要配慮者対策
- (7) 地域の支え合いの力の弱まり

2 第3期計画に基づく取り組みの主な成果

(1) 第3期計画に基づく取り組みの主な成果

全体調整中

1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
・あったかふれあいセンターの拠点及びサテライト数	289箇所	309箇所	350箇所
・介護予防に資する住民主体の集いの場の実利用者数	7,193人	5,803人	13,540人

2) 高知版地域包括ケアシステムの構築

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
・地域包括ケア推進協議体の設置	11ブロック	14ブロック	14ブロック
・介護予防に資する通いの場への参加率	7.2%	6.5%	8.3%

3) 総合的な認知症施策の推進

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
・認知症サポーター養成数	61,980人	73,000人	80,000人
・認知症サポート医	103人	138人	150人

4) 高知版ネウボラの推進

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
・子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	2市町村	22市町村	27市町村
・ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数	797人	1,050人	1,050人

5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
<ul style="list-style-type: none"> 自立支援計画（プラン）の策定数 ゲートキーパー養成人数 市町村におけるひきこもりのケース会議の実施 包括的な支援体制を構築している市町村数 医療ケア児等コーディネーター人数 	87件 775人 10市町村 — 30人	157件 2,400人 23市町村 21市町村 135人	100件 2,500人以上 全市町村 全市町村 120人

6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織率の向上 避難行動要支援者名簿の避難支援関係者への提供 	96.5% 20市町村	97.3% 65%（L2 津波浸水想定 区域における 同意取得者）	100% 65%（L2 津波浸水想定 区域における 同意取得者）

7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
<ul style="list-style-type: none"> 集落活動センターの取り組みの推進 移動手段の確保のための取り組みの推進 	59箇所 32市町村	73箇所 33市町村	80箇所 34市町村

8) 福祉を支える担い手の確保・育成

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
<ul style="list-style-type: none"> 介護現場における離職率 介護事業所のノーリフティングケアの実践 	14.6% 31.5%	14.5% 37.7%	11.3%以下 44%以上

9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

	R1年度末	R5年度末 見込	目標値 (R5年度末)
<ul style="list-style-type: none"> 市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制の整備 福祉施設から一般就労した人 農業分野で就労する障害者等の人数 	14市町村 社協 87人 400人	15市町村 社協 76人 700人	20市町村 社協 年100人以上 820人

(2) 取り組みの成果を踏まえた第4期計画のバージョンアップ

全体調整中

第3期計画において、本県が抱える様々な課題の解決に向けた対策を講じてきた結果、高知型地域共生社会の取り組みの進展や、あったかふれあいセンターや子育て世代包括支援センターが全県的に整備されるなど、一定の成果が現れてきています。

また、居宅介護支援利用者の平均要介護度は、令和元年度の2.095から令和4年度には2.117となるなど、中山間地域であっても、必要な医療・介護・福祉サービスを受けられる環境づくりが進んでいます。

しかしながら、各分野で深刻な担い手不足の中、今後の生産年齢人口は減少の一途をたどる見込みです。2025年には団塊世代が全員75歳以上となり、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズがある要介護高齢者が増加する見込みです。

また、核家族化の進展に伴う子育て世帯の孤立化や顕在化する複合課題への対応のほか、地域のつながりや支え合いの弱まりへの対応も重要になります。

第4期計画は、現計画で積み残した課題に加え、こうした様々な課題への対応が求められます。

そのため、以下の4つの観点で計画を改定し、目指す姿の達成に向けて地域福祉を推進する取り組みを支援します。

- ①「高知型地域共生社会の実現」を分野横断的な政策目標として掲げ、オール高知で地域福祉を推進（SDGsやLGBTQなどの理念も含む）
- ②日本一の健康長寿県構想の第5期改訂と連動し、「目指す姿」を明確に打ち出し、成果にこだわる取り組みを推進
- ③福祉関係計画との一体的な展開や県の基本施策との整合を意識した計画改定（まち・ひと・しごと創生総合戦略や中山間地域再興ビジョンなど）
- ④地域福祉を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に対応しながら取り組みを推進
 - SDGsの理念の普及やデジタル化の進展など社会経済情勢の変化を反映
 - 社会福祉法人の公益的な取り組みの充実など社会福祉法の改正等、地域福祉を取り巻く環境変化を反映

作業中

Ⅲ 高知県の地域福祉の変遷

第2章 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進に係る目指すべき姿と具体的な方策

1 「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり （「たて糸」の取り組み）

（1）市町村における包括的な支援体制の整備の推進

目指す姿	誰一人、制度サービスの狭間に陥ることがないように、市町村の複合課題への対応力が向上し、各分野で業務効率化が図られている
-------------	--

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 顕在化する複合課題に対応するため、高知型地域共生社会の「たて糸」の取り組みとして、市町村の包括的な支援体制の整備を推進します。 ○ 包括的な支援体制の整備により、各分野の複合課題への対応力の向上と業務効率化に繋げるため、伴走支援を強化します。
-------------	--

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
市町村の包括的な支援体制の整備率	21 市町村	全市町村	地域福祉政策課

検討中

【現状と課題】

地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、8050問題やヤングケアラーなど、介護や子育て、障害、住まい、就労等の問題が絡み合って社会的孤立を引き起こすなど、複雑化・複合化し、従来の縦割りの制度サービスでは対応できないケースが顕在化しています。

こうした課題に対応するため、平成30年4月施行の改正社会福祉法では市町村での包括的な支援体制の整備が努力義務化され、令和3年4月施行の改正社会福祉法では市町村における包括的な支援体制の構築を後押しするため、重層的支援体制整備事業及びその財政支援の規定が創設されました。

この包括的な支援体制は、高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」のコンセプトを全世代・全分野にも広げたもので、複合課題や社会的孤立といった様々な地域生活課題への対応力の向上を目指すものです。

さらに、支援の対応力を向上させるだけでなく、例えば、役割分担の明確化による各分野の担当者の負担軽減や、情報共有の徹底による支援の迅速化にもつながるなど、業務の効率化にも資する取り組みです。

高知県ではこの市町村の包括的な支援体制の整備を高知型地域共生社会の「たて糸」として推進しており、昨年実施した「高知家地域共生社会推進宣言」による機運の高まりなどから、体制整備に取り組む市町村は令和4年度の6市町から令和6年度には●市町村ま

で拡大する予定です。

今後は、早期に全市町村での体制整備を目指すとともに、支援体制の実効性が確保されるよう、福祉保健所と連携した後方支援を強化します。

さらに、高齢・障害・子ども、障害などの各分野においても、各分野共通の支援プロセスとして「包括的な支援体制」を活用し、社会的つながりが弱い方への支援を中心に、それぞれの分野の対応力の向上を図ります。

現在、重層的支援体制整備事業を活用しながら、包括的な支援体制の整備を進める市町村が増加しています。

その際、一から創り上げるものではなく、既存の相談支援体制や地域資源を生かしつつ、関係者の話し合いを通じた合意形成を重ね、深化させていくことが大切になります。

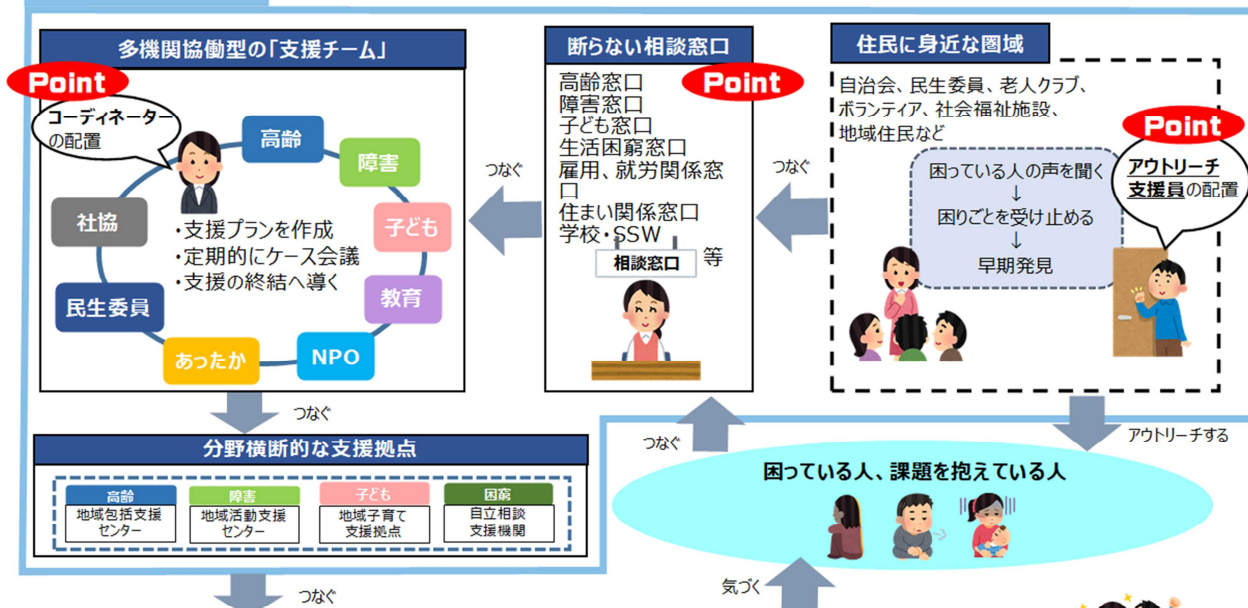
また、合意形成に当たっては、福祉分野のみならず、保健分野や住宅分野、環境分野、組織や財政分野といった関係者にも可能な限り参加いただくことが望ましいと考えます。

<地域共生社会と包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業の関連図>



<包括的な支援体制のイメージ図>

①相談支援



②参加支援、③地域づくりに向けた支援

- 居場所（地域資源）を増やす、住民同士がつながり気づき合う地域をつくる **Point**
- ・ 住民座談会やサロンを開催、ひきこもりの人等の就労支援や交流の場として、あったかふれあいセンターを活用
 - ・ 障害のある人の就労支援施設において、生活困窮者等の就労支援を実施
 - ・ 農福連携の推進や子ども食堂の設置の促進 など

重層的支援体制整備事業は、市町村の包括的な支援体制を構築するために、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に推進するための国の事業です。以下に、3つの支援について説明します。

①相談支援

（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

ア) 包括的相談支援事業

高齢、障害、子ども、生活困窮の相談支援を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行う事業です。（いわゆる「断らない相談窓口」を設置する事業）

<包括的相談支援事業で実施する事業一覧>

分野	事業名	根拠法
高齢	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 地域包括支援センターの運営	介護保険法 115 条の 45 第 2 項 1 - 3 号
障害 ※ 1	【必須】障害者相談支援事業の基本事業 【任意】地域生活支援事業補助金のうち、相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋住宅入居等支援事業）	障害者総合支援法第 77 条第 1 項 3 号
子ども	子ども・子育て支援交付金のうち、 利用者支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号
生活 困窮	生活困窮者自立相談支援事業費等補助金のうち、 自立相談支援事業 ※ 2	生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項
	生活困窮者自立相談支援事業費等補助金の就労準備等支援事業のうち、 福祉事務所未設置町村による相談支援事業 ※ 3	生活困窮者自立支援法第 11 条第 1 項

(※ 1) 重層事業の必須条件である障害者相談支援事業の基本事業（交付金が財源として措置）は、重層事業交付金の対象にはなりません。地域生活支援事業補助金の相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋住宅入居等支援事業）の実施は、重層事業の必須要件ではありませんが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付されます。

(※ 2) 町村域は県が事業の実施主体となっているため、町村による自立相談支援事業の実施は必須ではありません。

(※ 3) 福祉事務所を設置していない町村が実施することになるが、当該事業を直営で実施する場合は国庫を不要とする場合も想定されます。

各相談支援事業の実施に係る体制については、以下の類型が考えられ、市町村の特性を生かせるような類型を検討することになります。

- a 基本型：各分野でそれぞれの事業者がおり、従来（既存事業）の機能をベースとしつつ、各相談支援事業者が連携。
- b 統合型：複数分野（最大 4 分野）の事業を集約して支援を実施する。
※集約した事業のそれぞれの人員配置基準を満たす。
- c 地域型：基本型又は統合型の拠点を設置した上で、当該拠点と連携しながら地域住民に身近な場所で相談支援を行う。住民自身も支援の担い手となり得る。

イ) 多機関協働事業

多機関協働事業は、重層事業の中核を担う役割を果たします。支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化したケースに対して支援を行います。

ここでは、コーディネーターを配置し、多機関協働型の支援チーム（重層的支援会議又は支援会議）を主催して、複合課題のアセスメント、優先順位付けや役割分担、支援の方向性の整理といった全体のマネジメントを行い、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができる体制を整備します。

支援プランの作成は多機関協働事業者で実施され、本人同意が得られているケースについて、作成し支援チームが一体となって課題の解決を目指します。

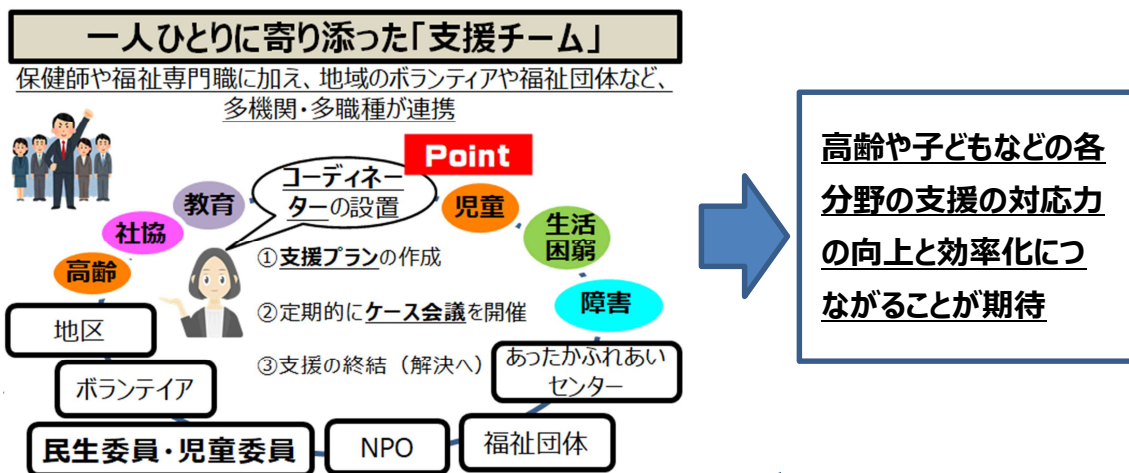
支援チームでは、多職種・多機関による連携・協働による包括的な支援を実施するため、重層的支援会議又は支援会議を開催します。

重層的支援会議は、支援関係機関との情報共有について本人同意を得たケースについて、法第 106 条の 4 第 2 項で規定する支援プランの内容等を支援関係機関で協議するなど、支援を円滑に行うために開催するもので、重層事業では、前述の多機関協働事業者が開催する会議です。

一方、支援会議は、本人同意が得られないために、支援関係機関同士の情報共有や役割分担が進まないケースや、予防的・早期の支援が必要にも関わらず支援が進まないケースに対応するため、守秘義務がかけられた会議を開催するもので、法第 106 条の 6 に規定されています。

この仕組みを通して、関係者の意思疎通の円滑化や会議の重複排除などを図ることで、高齢や子どもなどの各分野の支援の質の向上と効率化につながることが期待されます。

＜支援チーム（重層的支援会議又は支援会議）のイメージ図＞



本人同意あり

重層的支援会議

- **本人同意を得たケース**
- **多機関協働事業者が主催**
- **市町村職員、多機関協働事業者は全ての会議への参加が必須**とされ、原則として、**包括的相談支援事業者、アウトリーチ等支援事業者、参加支援事業者も参加が求められる**

本人同意なし

支援会議

- **本人同意が得られないケース**や、予防的・早期の支援が必要にも関わらず支援が進まないケース
- **守秘義務がかけられた会議**を開催
※違反した場合、罰則規定あり
- **主催者の規定はなし**
- **参加者の規定はなし**

なお、各分野では効果的な対応が難しいケースを重層的支援会議に持ち込むこととなりますが、対応の主体はあくまで各分野の相談機関になります。

重層的支援会議や支援会議において、支援に関する経験やノウハウを共有し、それぞれの分野の機関に持ち帰り、同様のケースが生じたときの対応力の向上につなげることが重要です。

ウ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業です。

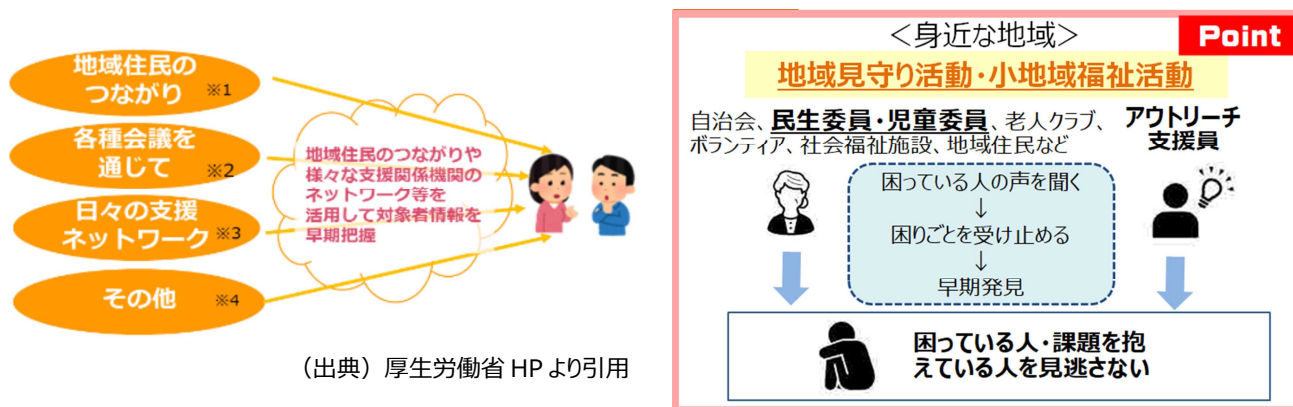
支援対象者は、自ら支援を求めることのできない人や支援に拒否的な人などが想定されることを踏まえ、信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う必要があります。

各種会議や支援機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報収集や地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つけます。

支援対象者は、本人同意を得るまでに時間を要することが考えられるため、例えば、必要に応じて守秘義務がかけられた支援会議を活用し、支援の方向性を協議・共有することも考えられます。

また、アウトリーチ等事業の支援対象者はすべての住民を対象とするため、各分野のアウトリーチとの連携が重要となります。

<アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のイメージ>



(出典) 厚生労働省 HP より引用

(※ 1) 通いの場や交流拠点での住民同士の対話など

(※ 2) 各種会議（地域ケア会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議等）の情報

(※ 3) 日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、医療機関、保健所等。福祉以外の分野（水道・電気・ガスなどのライフライン関係従事者、新聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供

(※ 4) 全戸訪問、ICTを活用した安否確認、アンケート配布、SNSを通じた相談受付等

② 参加支援

地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

本人やその世帯の課題やニーズに対して、支援メニュー（地域の社会資源）をコーディネートし、マッチングするほか、日ごろから、社会資源の開拓も行います。

支援対象者は、次の事例のような個別性の高いニーズを有する人になります。

- 8050 世帯の 50 代の人
 - 障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない引きこもり状態の人
 - 精神的な不調で、社会にでることに不安がある人。
 - 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない 10 代後半から 20 代の若者
- 支援メニューは、地域における農福連携や子ども食堂、社会福祉施設や企業・商店、住民活動の場など、多様な社会資源が想定されます。

＜地域の社会資源を活用した参加支援の例＞※厚生労働省HPより

- 事例 1：ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵を広報紙に掲載するよう支援

- ① 重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かさないかとの提案。
- ② 本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用機会が無いか相談。
- ③ 事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ④ 挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようにするよう支援。

- 事例 2：精神疾患の親と不登校気味の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援

- ①精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂と協議の上、スタッフとして参加してもらうこととした。
- ②母親も食事をするために来てもらうようにし、スタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ③子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

③ 地域づくりに向けた支援

高齢、障害、子ども、生活困窮の4分野における既存の事業を行いながら、世代や属性を超えて、すべての住民が交流できる場や居場所の構築を目指します。

例えば、地域のカフェやフリースペースなどの民間事業者や福祉以外の小さな拠点、空き家再生等推進事業などとの連携により、既存の場が持つ役割を拡張するといった方法も考えられます。

地域づくり事業は、各分野それぞれの拠点において、多世代・多属性を対象にした継続的な支援が求められるものではなく、市町村全体の体制として多世代・多属性に対する居場所や参加の場が提供されることを目指すものです。

このため、個別の拠点単位では、従前通り特定の属性や世代を意識した取組を維持するものと、重層事業の実施を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在し得ることになります。

いずれの拠点においても、把握し受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぐことが必要です。

<地域づくりに向けた事業で実施する事業一覧>

分野	事業名	根拠法
高齢	地域支援事業交付金の一般介護予防事業のうち、 地域介護予防活動支援事業	介護保険法 115 条の 45 第 1 項 2 号
	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 生活支援体制整備事業	介護保険法 115 条の 45 第 2 項 5 号
障害 ※	【必須】地域活動支援センターの基本事業 【任意】地域生活支援事業補助金のうち、地域活動支援センター機能強化補助金	障害者総合支援法第 77 条第 1 項 9 号
子ども	子ども・子育て支援交付金のうち、 地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号

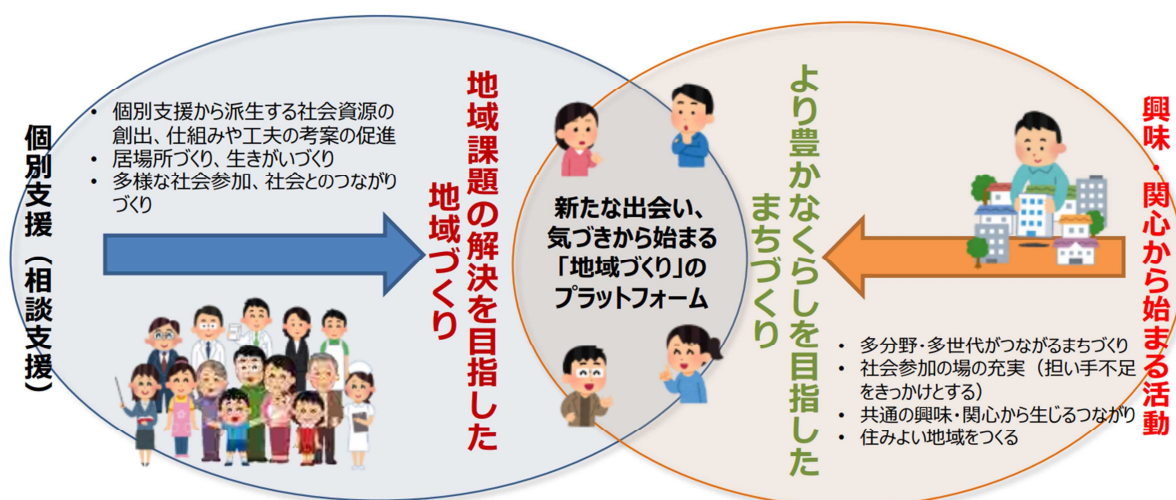
(※) 重層事業の必須要件である地域活動支援センターの基本事業（交付税が財源として措置）は重層事業交付金の対象にはならない。地域生活支援事業補助金の地域活動支援センター機能強化事業は、重層事業の必須要件ではないが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付される。

分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望まれます。

また、地域の多様な主体が情報交換・協議をすることができる機会を設定することにより、地域の様々な資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながっていきます。

こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められます。

<地域のプラットフォームのイメージ図>



(出典) 厚生労働省 HP より引用

以上が、重層的支援体制整備事業の説明になります。

なお、包括的な支援体制づくりに当たっては、市町村圏域での多機関の協働を進めるとともに、住民に身近な圏域を重視し、「地区単位」での重層的な圏域づくりを進めること、住民に身近な圏域として、「自治会・小地域単位」で、住民主体による地域生活課題の解決と地域づくりを一体的に進めることが重要になります。

具体的な取り組み

- 包括的な支援体制が早期に全市町村で整備され、その実効性が確保されるよう、市町村長向けセミナーや専門アドバイザーの派遣等を行います。
- 高齢・障害・子どもなど各分野共通の支援プロセスとして「包括的な支援体制」を活用することで、複合課題への対応力の向上と業務効率化が実現できるよう、福祉保健所と連携した伴走支援を強化します。
- 各分野の専門職の包括的な相談支援対応力の向上に向けて、県社会福祉協議会と協働で必要な研修事業を実施します。

重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制づくりは、高知型地域共生社会の実現を目指す上で、各分野横断的な「たて糸」の取組になります。

今後は、さらなる少子高齢化の進展などにより、様々な複合課題が顕在化する中、高齢、障害、子ども、困窮等各分野においても、個人ではなく「世帯」に着目し、多機関協働による包括的な支援体制の構築が求められます。

また、こうした支援を行っていくためには、各分野の専門職や支援に関わる方は、これまでの「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、社会的孤立を防ぐために、「つながり続けることを目指すアプローチ」が求められます。

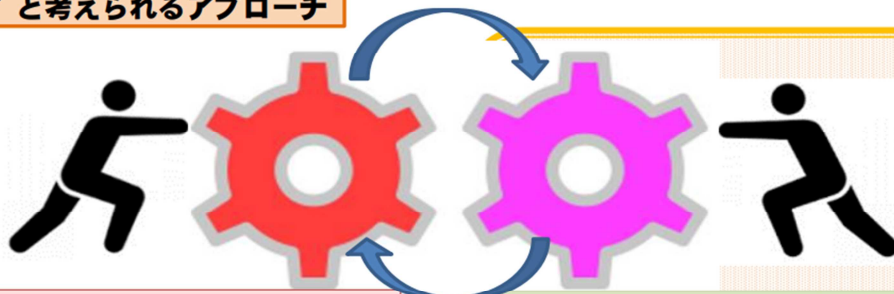
本人を中心として伴走する意識を持ちながら、この2つのアプローチを組み合わせることが重要になります。

本計画の次項以降では、本項で述べたポイントを意識した各分野における高知型地域共生社会の「たて糸」に関する取組について、順次説明します。

<今後の対人支援で求められるアプローチ>

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

(出典) 厚生労働省
「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ(概要)
令和元年12月26日

(2) 高知版地域包括ケアシステムの深化・推進

目指す姿

中山間地域であっても、高齢者が住み慣れた環境で安心して健やかに、ともに支え合いながらいきいきと暮らし続けることのできる高知県になっている

ポイント

- 中山間地域でも在宅療養が継続できるよう、医療アクセスが悪い中山間地域の高齢者等が容易に訪問診療やオンライン診療を受けられる体制の整備を促進します。
また、訪問看護サービスの提供体制の強化や24時間対応を支援します。
- 地域ニーズに応じたサービスを確保するため、介護サービス提供の体制づくりや介護現場での生産性向上の推進と人材確保に取り組みます。

<数値目標>

調整中

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
要介護3以上の方の在宅率	43% (R4)	50%	在宅療養推進課 長寿社会課
無医地区・準無医地区の住民に身近な場所におけるオンライン診療の整備率	13% (R5)	100%	在宅療養推進課
中山間地域での在宅介護サービスの提供率	96.3% (R4)	100%	長寿社会課
介護サービスが充足していると感じている人の割合	—	100%	長寿社会課

【現状と課題】

高知県では、地域における医療、介護、福祉のインフラの確保や高知版地域包括ケアシステムの構築などの取り組みを進めてきた結果、在宅療養体制の充実が進み、在宅での介護サービス利用者の平均要介護度が、令和元年の2.095から令和4年には2.117となるなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が整いつつあります。

一方、本県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上の人口割合がピークを迎える見込みです。

生産年齢人口の減少は、医療・介護サービス産業においても労働力不足の問題がこれまで以上に深刻化するおそれがあり、特に中山間地域の医療、介護、福祉サービスの地域偏在の解消に加え、担い手不足へのさらなる対応が求められています。

そのため、県では県民一人ひとりの医療・介護ニーズに的確に対応し、最適な医療・介護サービスを届けることができるよう、中山間地域における医療DXの推進や介護サービスモデルの構築などにより、高知版地域包括ケアシステムをさらに深化させ、高齢者が必要なサービスや支援を受けられる体制を強化する必要があります。

また、地域のつながりや支え合いの力が次第に弱まっている中においては、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりがいきがいや役割を持ち、助け合う社会の実現に向け、高知版包括ケアシステムを高知型地域共生社会の中核的な基盤として一層の深化・推進が求

められます。

<サービス間の連携を強化する仕組みづくり>

地域包括ケアシステムにおいて中心的な役割を担う地域包括支援センターに対する地域支援事業の充実や自助の活用、互助の組織化等への専門的アドバイスや研修の実施、アドバイザーの助言などにより、例えば、要支援者の短期集中機能改善サービスの立ち上げに至るなど各市町村における課題の解決や新たな高齢者支援サービスの整備に取り組んできました。

また、医療と介護の連携を図るため、入退院支援コーディネーターの育成や「高知家@ライン」⁷、地域医療情報ネットワーク⁸による情報連携の整備に取り組んできました。

その結果、介護サービス利用者全体に占める在宅・居住系サービスの利用者割合の増加や一般病床における平均在院日数の短縮などの成果が現れています。

一方、地域における生活課題が複雑化・複合化するなか、総合相談支援⁹や介護予防マネジメント業務¹⁰などの負担が増大しています。

また、高知家@ライン等の情報連携の取り組み状況は、地域により活用状況に差がみられ、その理由としては、医療介護従事者に多職種連携のメリットが十分理解されていないことや事業所における業務の電子化が進んでいないことが挙げられます。

<在宅療養・介護>

要介護状態になったとしても在宅で療養するための医療・介護サービスが受けられる環境を整備するため、訪問診療や訪問看護サービス、介護サービスの充実を図ってきました。

その結果、訪問診療や訪問看護サービスの利用者数は増加しています。また、中山間地域では、医療アクセスの負担軽減を図るため、ヘルスケアモビリティ（通信・医療機器を搭載した車両）を活用したオンライン診療の取り組みも始まっています。

一方、中山間地域などでは、患者数の減少や訪問診療などの効率の悪さから、事業者は採算面でサービスの縮小・撤退や新規参入を断念するといった状況もあります。

さらに、2025年には団塊の世代が全員75歳以上になるなど、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズがある要介護高齢者が更に増加する見込みです。

こうした課題に対応していくためには、医療・介護サービスを効率的かつ効果的に提供する体制の確保に加えて、地域密着型サービス¹¹や複合型サービス¹²を充実させる必要があります。

また、ICT機器導入などによる介護現場の生産性向上、小規模な介護事業所の協働化など、経営継続に向けた支援が必要です。

調整中

<高齢者虐待に関すること>

高齢者虐待については、平成18年4月から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の

⁷ 医療・介護に携わる多職種間において、患者のケアを行ううえで必要な情報を共有するためのモバイル端末を活用したコミュニケーションツール

⁸ 患者のカルテや検査結果、薬などの医療情報を病院や診療所、薬局などで共有するネットワーク（高知あんしんネット、はたまるねっと）

⁹ 住民の各種相談を幅広く受付、制度横断的な支援を行う業務

¹⁰ 要支援者に対する介護予防ケアプランの作成等を行う業務

¹¹ 住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型

¹² 訪問や通所系サービスなど、複数の在宅サービスを組み合わせて提供されるサービス類型

養護者に対する支援等に関する法律」によって、高齢者虐待に気づいた人には市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。

県内における高齢者虐待については、養介護施設従事者及び養護者による虐待とともに相談・通報件数が増加傾向にあります。

市町村は、虐待の防止や早期発見から個別支援に至る各段階において、虐待のおそれのある高齢者やその家族などへの多面的な支援を行うため、高齢者虐待防止ネットワークなど、関係機関・団体との連携、協力に取り組んでいます。

県は、平成29年度に高齢者・障害者権利擁護センター48を設置（委託先：高知県社会福祉協議会）し、高齢者の総合相談を実施するとともに、市町村や地域包括支援センター職員及び養介護施設従事者を対象に、キャリアに応じた研修を実施し、職員の専門知識の習得や対応力の向上を図っています。また、困難事例など虐待対応に関する助言が必要な市町村には、弁護士及び社会福祉士による高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整などを行い、適切な対応につなげています。

虐待の防止や早期発見のためには、身近な人をはじめとした地域での気づきによって、早期に適切な支援につなげていくことが重要であり、地域住民に対する通報や相談窓口の周知及び虐待に関する知識の普及が必要です。

虐待の相談・通報件数は増加傾向にあり、市町村や地域包括支援センター職員の対応力の向上が必要です。

介護施設職員等の高齢者虐待に関する知識や意識不足による虐待等も発生しており、さらなる資質向上が必要です。

具体的な施策

<在宅医療 DX の推進>

- 高知家@ライン、地域医療情報ネットワークを相互に参照できる運用環境を整え、多職種協働によるチーム医療体制の構築を推進するとともに、システムの運営団体と連携して未活用施設へのシステム導入を働きかけます。
- 中山間地域の高齢者等がオンライン診療を受けられる体制の整備を促進するため、医療機関等へのオンライン診療の導入を支援します。併せて、あったかふれあいセンターや公民館など通いの場でのオンライン診療の実施を本格化します。
併せて、在宅高齢者の日常の見守りにもセンサー技術など ICT の導入を支援します。
- 中山間地域の訪問看護サービス提供体制の強化や24時間対応に向けて、訪問看護連絡協議会と連携して、高知県訪問看護総合支援センターによる訪問看護ステーションの大規模化や新規開設への支援、人材確保や周知啓発等に取り組みます。また、管理者の負担軽減に向けて、ICTによる訪問看護師のシフト管理の事務効率化を図る支援をし、ステーションの大規模化を促進します。

<中山間地域介護サービスの確保>

- ICT導入や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置し、事業所に対する総合的な支援を行うとともに、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護事業所の経営の協働化・大規模化を支援します。
- 居宅要介護者の様々なニーズに対応するために、地域密着型サービスや複合的サービスの充実を促進します。

調整中

<高齢者虐待に関すること>

- 虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じ、通報や相談窓口の周知とともに高齢者虐待について普及啓発を図ります。
- 市町村や地域包括支援センターの職員、介護施設職員等を対象とした研修会を開催します。
- 高齢者の困難事例に対し専門的な助言を行う高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

(3) 総合的な認知症対策の推進

目指す姿	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けられるとともに、社会の一員として活躍できる「共生」の高知県になっている
-------------	---

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の認知症に対する正しい知識と理解のため、認知症に関する普及啓発・予防を推進します。 ○ 認知症の疑いがある方に早期に気づき、適切な支援が繋げられるよう、認知症の早期発見・医療体制の充実を図ります。 ○ 認知症の方が、地域で安心して生活できるよう、ピアサポート活動やチームオレンジなどの支援体制の充実を図ります。
-------------	---

<数値目標>

検討中

具体的項目	現状 R5	目標 R9 年度	担当課
認知症サポーター数	70,031 人 (R5.6)	P	在宅療養推進課
認知症サポート医	130 人 (R4)	P	在宅療養推進課
かかりつけ医認知症対応力向上研修受講率	30.0% (R4)	P	在宅療養推進課
チームオレンジなどの支援活動を有する市町村数	13 (R5.7)	P	在宅療養推進課

【現状と課題】

本県の認知症高齢者数は、令和17年度まで増え続け、令和7年には65歳以上人口のうち5人に1人が認知症になることが見込まれています¹³。

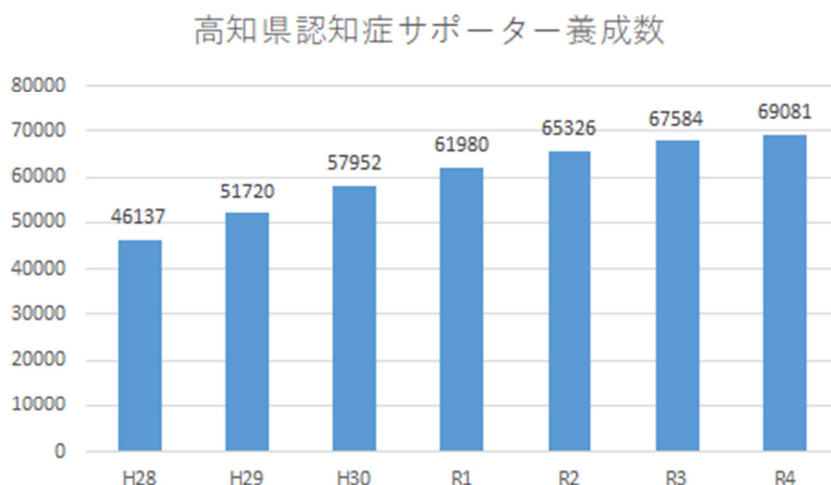
今後も認知症高齢者が増加する中、認知症の人を含めた県民一人ひとりが相互に尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会を実現するための取り組みが求められています。

<認知症に関する普及啓発・予防の推進>

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を見守り支える応援者となる「認知症サポーター」の養成者数が順調に増加しています。

¹³ 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)を基に県内の認知症高齢者を推計

<図1>



また、令和4年には、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前向きに生きる姿を発信する「高知家希望大使」を1人の方に委嘱し、情報発信を開始しました。

一方、認知症疾患医療センターによる認知症鑑別診断の内訳を見ると、認知機能低下のある人（軽度認知障害：MCIと呼ばれる）は2割程度にとどまっており、認知症の早期発見・早期対応につなげるためには、ご自身の認知機能の状態を気軽にチェックでき、必要に応じてかかりつけ医や専門医に相談・受診できる環境づくりが必要です。

<認知症の早期発見・医療体制の充実>

身近な医療機関で認知症の相談が気軽にできたり、通常診療のなかで認知機能低下に早期に気づき、専門医の鑑別診断につなぐことができる医師を「もの忘れ・認知症相談医」（こうちオレンジドクター）として養成・登録し、高知県ホームページで公表しています。

認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（BPSD¹⁴）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談等を担う「認知症疾患医療センター」を県内5箇所を設置し、こうちオレンジドクター等と連携した早期発見・早期診断に取り組んでいます。

一方、こうちオレンジドクターは県内医師の2割程度の登録にとどまっており、さらに認知症診療の知識を習得した医師を増やしていく必要があります。

<地域で安心して生活できる支援体制の充実>

認知症の人や家族、支援する住民等誰もが気軽に参加し集う場である「認知症カフェ」は25市町村119箇所（令和4年12月）まで増加しました。

また、認知症に関する様々な相談に対応するため「認知症コールセンター」を設置し、認知症の人や家族の悩みや不安の軽減を図っています。

令和5年からは、認知症当事者同士が不安や悩み等について語り合うピアカウンセリングや交流会等のピアサポート活動も開始しました。

若年性認知症の人には、仕事の継続や退職後の経済的な問題、今後の療養への不安等への相談に対応するため、若年性認知症支援コーディネーターを設置し、医療・福祉・就労

¹⁴ Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia

等の専門機関と相互に連携し必要な助言を行っています。

認知症の人が持つ能力を最大限活かして、自らの意思に基づいた生活を送れることを支援するため、介護従事者に対して、意思決定支援を含めた良質な介護を担うことができるよう認知症ケア研修により人材の育成を図っています。

一方、認知症サポーターらが中心となって認知症の人や家族の困りごとを早期から継続して支援する地域グループ（チームオレンジと呼ばれる）づくりは、2町で組織化されているものの、まだ多くの市町村ではチームオレンジの立ち上げに取り組めていない状況にあります。

また、認知症が原因で行方不明となるケースは例年60人前後おり、人的な見守りネットワーク体制の脆弱さや、GPS等デジタル技術を活用した仕組みの活用の難しさがあり普及が進んでいない実態があります。

認知症の人の権利を守る仕組みである「成年後見制度」については、……（P：認知症施策推進計画の見直しに合わせて追記予定）

作成中

具体的な施策

<認知症に関する普及啓発・予防の推進>

- 「高知家希望大使」等、の認知症の人自身が、希望をもって前向きに生きる姿を発信できる機会を拡充します。
- 認知症に関する正しい知識の啓発とともに、自身の認知機能の状態を気軽に確認できるようにするため、あったかふれあいセンター等の身近な集いの場で早期にチェックできる環境を整備します。

<認知症の早期発見・医療体制の充実>

- 認知症疾患医療センターによる相談・診療体制を維持し、かかりつけ医やこうちオレンジドクター、地域包括支援センター等と連携して、認知症の早期発見・早期対応に努めます。
- 認知症サポート医養成研修やかかりつけ医の認知症対応力向上研修受講者のさらなる増加を図り、こうちオレンジドクターの登録につなげます。
- 医療関係者が認知症の人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした適切なケアや支援ができるようにするため、医療従事者を対象とした認知症に関する研修を実施し、対応力の向上を図ります。
- 介護従事者が BPSD への適切な対応など認知症ケアに必要な知識や技術を習得できるスキルアップのための研修を継続して実施します。

<地域で安心して生活できる支援体制の充実>

- 認知症カフェの設置に向けた支援を進めるとともに、市町村や認知症カフェ運営者を対象とした研修会を開催し、運営のノウハウの提供や情報共有の場を設けることで認知症カフェの機能強化が図れるよう支援します。
- 認知症のご本人や家族と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐチームオレンジを地域ごとに整備できるよう支援します。
- 認知症当事者によるピアカウンセリングや交流会等のピアサポート活動を県内各地に拡大するなど、より一層推進します。
- 行方不明高齢者を早期に発見するため、ICTの活用事例を収集するとともに、ICTを活用した早期発見の仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。
- 認知症の人の権利を守る仕組みである「成年後見制度」について、市町村の取り組みに助言・指導を行います。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、認知症の人を含めた高齢者の権利擁護について普及啓発を図るとともに、養護者への支援を推進します。

(4) 障害等の特性に応じた切れ目ないサービス提供体制の整備

目指す姿	障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていける高知県になっている
-------------	-------------------------------------

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在進めている障害者施策を実効性あるものとするために、その基盤となる障害や障害のある人への社会全体の理解を促進します。 ○ 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするために、県内のどこでも必要な福祉サービスを利用できるよう支援体制の充実を図ります。 ○ 障害のある人が様々なサービスや地域資源等を活用しながら安心して暮らしていくために、地域における関係機関が連携した相談支援体制づくりを推進します。
-------------	---

<数値目標>

検討中

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
障害のある人が「周りの人の理解が進んでいる」と感じる人の割合	54.4%(R4)	65.0%(R11)	障害福祉課
基幹相談支援センターの設置	10市町村	全市町村	障害福祉課
地域生活支援拠点等の設置	13市町村	全市町村	障害福祉課

【現状と課題】

障害者権利条約や障害者基本法、平成28年に制定された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のある人への理解促進や社会参加に向けた取組が進められてきました。

令和3年には障害者差別解消法が改正¹⁵され、令和6年4月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、法律の趣旨等に関する普及啓発等の取組を一層強化する必要があります。

また、障害のある人が身近な地域で障害特性等に応じて必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、通所事業所やグループホーム等の計画的な整備を進めてきました。

その結果、サービス利用者は増加しましたが、中山間地域においては地理的条件や人材不足で事業所の参入が進まず、必要なサービスを十分に提供できていないという課題があ

¹⁵ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成28年4月1日施行、改正法：令和6年4月1日施行)

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする法律。

ります。

加えて、障害のある人の相談支援については、これまで相談支援専門員の資質向上に向けた人材研修等の取組を通して、相談支援体制の充実を図ってきましたが、障害の多様化・重度化が進む中、相談支援体制のさらなる充実が必要です。

<障害者虐待に関すること>

調整中

障害者虐待については、平成24年10月から施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、障害者虐待に気付いた人には市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。

県内における養護者による虐待は、相談・通報件数とも横ばい傾向にありますが、障害者福祉施設従事者等による虐待は、平成27年度以降相談・通報件数が増加傾向にあります。

市町村は、虐待の防止や通報の受理及び事実確認、虐待を行った養護者に対する支援等を行うため、市町村障害者虐待防止センターを設置し、関係機関・団体との連携、協力に取り組んでいます。

県は、平成29年度に高齢者・障害者権利擁護センターを設置（委託先：高知県社会福祉協議会）し、障害者の権利擁護に関する相談、障害者福祉施設従事者や市町村担当者を対象に、キャリアに応じた研修を実施し、職員の専門知識の習得や対応力の向上を図っています。また、困難事例など虐待対応に関する助言が必要な市町村には、弁護士及び社会福祉士による高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整などを行い、適切な対応につなげています。

虐待の防止のためには地域住民に対して通報の義務や相談窓口の周知、障害者虐待防止法に関する啓発などをさらに進めることにより、虐待を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要です。

市町村担当者及び障害福祉施設等職員の、虐待防止や適切な対応を行うための資質向上が必要です。

具体的な施策

- 外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめとした障害のある人に関するマークの普及啓発を推進します。
- 啓発動画や出前講座の実施により障害特性や必要な配慮について正しい理解を促進します。
- 障害のある人への差別に対する相談に関する市町村窓口での対応力向上に向けた職員研修を実施します。
- 自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられることができる障害福祉、児童福祉、高齢者福祉の各分野の関係機関が連携した包括的な相談支援体制を構築します。
- 市町村における基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の整備等による支援体制の構築に向けた県による広域的な支援を強化します。

調整中

<障害者虐待に関すること>

- 障害者虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じ、地域住民などに通報や相談窓口の周知とともに、障害者虐待防止法について啓発を図ります。
- 市町村及び障害福祉施設等の職員等を対象とした研修を実施します。
- 困難事例に対し専門的な助言を行う高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

(5) 発達障害のある人への支援

目指す姿

発達障害のあるすべての子どもが子育て支援の場で支援を受けられ、専門的な支援が必要な子どもには専門的な支援が提供されている

ポイント

- 発達障害のあるすべての子どもが、適切な支援を受けられるよう、乳幼児検診の場などでアセスメントを行う体制づくりを推進します。
- 発達障害に関する認知度は高まっている一方、発達障害のある人や家族への理解はまだまだ不足しているため、発達障害に関する正しい理解を促進します。
- 県内の発達障害の診療体制を強化するため、高知ギルバーク発達神経精神医学センターと高知大学医学部が連携して、医師や専門職の養成・育成を促進します。

<数値目標>

検討中

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
児童発達支援センターの設置数	7	12	障害福祉課

【現状と課題】

発達障害のある子どもへの支援には、早期発見や適切なタイミングで必要な支援につなげていくことが重要です。

そのため、発達障害の支援ができる心理士や言語聴覚士などの専門職の養成や派遣によって、乳幼児健診などにおいて、専門職がアセスメントを行う体制づくりが県内全市町村で進んでいます。

また、発達障害のある子どもを療育の面で支援する障害児通所支援事業所も着実に増加しています。

- ・児童発達支援：17箇所、放課後等デイサービス：28箇所、児童発達支援センター：1箇所整備

高知大学医学部や高知ギルバークセンターと連携した取り組みにより、発達障害を診療できる医療機関が増加した結果、療育福祉センターの初診待機待ちは1年3か月から3か月程度に短縮されています。

一方で、令和4年度の高知県障害者計画策定に向けたアンケートでは、発達障害をはじめとする障害のある子どもや家族が住みやすいと感じられていない結果となりました。（「住みやすい」「まあまあ住みやすい」の回答割合：24.9%）

発達障害の正しい理解が十分に進んでいないことから、子どもの障害や発達に関する保護者や周りのさらなる理解の促進が必要です。

また、発達障害のある子どもが保育所等集団生活での適応ができるよう、保育所等訪問支援や巡回支援の活用などによって、保育所等でも日常的に適切な支援をする体制が求められます。

こうした専門的な支援サービスが、身近な地域で受けられるよう、障害児通所支援事業所の支援の質の向上の取り組みを継続して実施することで、支援内容について確認し、必要によっては改善してもらうことが必要です。

また、専門的な診療ができる医療機関は現在31か所となっており、徐々に拡大していますが、専門医師の異動なども考えられるため、引き続き専門医師の養成が必要です。

具体的な施策

- ペアレント・トレーニング等の支援プログラムによる保護者や支援者への正しい理解の促進および世界自閉症啓発デー・発達障害者週間に合わせた啓発イベントを実施します。
- 保健師や保育士等を対象とした、乳幼児の発達の見方や親支援を学ぶ研修会を実施します。
- 併せて、心理職や言語聴覚士など専門職による保育所等への巡回支援の実施。
- 障害児通所支援事業所等の職員を対象とした支援力向上のための体系的・専門的な研修を実施します。
- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターと高知大学医学部との連携により専門医師及び心理職等を養成します。

(6) 医療的ケア児等への支援

目指す姿	すべての医療的ケア児とその家族が日常生活などで必要な支援を受けられる
-------------	---

ポイント	○ 医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で、必要な医療や福祉サービスの提供が受けられる体制を構築します。
-------------	---

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
・NICU から退院後、医療的ケア児とその家族がコーディネーターによる支援を受けている割合（コーディネーターを必要とする医ケア児のうち）	P	P	障害福祉課

【現状と課題】

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

医療的ケア児は、日常生活をはじめ就園・就学などのライフステージによって、各関係機関と調整する必要が生じることから、令和3年度に医療的ケア児やその家族等からの相談に対応するため、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」を設置しました。

また、医療的ケア児コーディネーターを養成し（R4年度末109名）、相談支援体制を拡大してきました。

令和4年度には、「きぼうのわ」に看護師資格を有する職員を配置し、相談支援体制の強化を図りました。日常的に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者に対し、令和2年度から訪問看護師等が自宅に出向き、一定時間ケアを代替することでご家族の負担を軽減する取り組みを実施しています。

また、医療的ケア児コーディネーターの数は増えてきたものの、令和4年度時点で実際に配置されている医療的ケア児の割合は71%となっています。すべての医療的ケア児がコーディネーターから支援を受ける体制とするため、コーディネーターに対して、社会資源に関する情報提供や県内の支援事例を共有し、取組の横展開を図ることで、コーディネーターの支援力の向上にも努めます。

保育園等においても医療的ケア児のケアができる看護人材を確保する必要があるなど、住み慣れた地域において、必要な医療や福祉サービスの提供が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して総合的な支援体制を整備する必要があります。

具体的な施策

- 地域における医療、保健、教育、福祉等の連携体制の構築を医療的ケア児等コーディネーターの支援力向上のため、フォローアップ研修を実施します。
- コーディネーターへの社会資源等の情報提供や、事例検討会において、コーディネーター間で情報共有や事例検討等を行います。
- 医療的ケア児への支援を行うための看護人材の確保のため、訪問看護師等を対象に統一された手順書による実践研修の実施します。
- 日常的に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者の家族の精神的・身体的負担軽減に向けて、訪問看護師派遣等により、一定期間ケアを行うことで、ご家族の休養を図るレスパイトの取り組みを実施します。
- 「高知県重症心身障害児者等支援体制協議会」において、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、課題や対応策の検討などを行い、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

(7) こどもまんなか社会の実現

1) ネウボウを基盤とした妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援

目指す姿

子育て家庭が孤立を感じず、安心して子育てできる社会になっている

ポイント

- 市町村の母子保健と児童福祉が連携した一体的なマネジメント体制の構築に向けて、統括支援員の育成・確保や市町村職員の専門性向上に向けた支援を行います。
- 子どもを希望する方が経済的理由により治療を諦めることがないよう、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 産後も安心して子育てに臨めるよう、育児不安の解消や心身の疲労回復、母子の愛着形成につながる産後ケア事業の利用拡大等支援の充実を図ります。
- 子育て家庭のリスクに応じた適切な対応の充実に向けて、母子保健と児童福祉の連携を強化します。
- 子育て家庭の不安の解消に向けて、妊産婦への支援、身近な地域において子育て支援サービスの充実を促進します。
- 働きながら子育てできる環境づくりに向けて、病児・病後児保育等の子育て支援サービスの充実を促進します。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
こども家庭センター（統括支援員）の設置	—	全市町村	子ども家庭課
園庭開放又は子育て相談の実施率	P	P	幼保支援課
多機能型保育支援事業の実施箇所数	P	P	幼保支援課
一時預かり事業の実施箇所数	P	P	幼保支援課
延長保育事業の実施箇所数	P	P	幼保支援課
病児保育事業の実施箇所数	P	P	幼保支援課
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率	P	P	幼保支援課
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数	1,050人	1,400人	子育て支援課

【現状と課題】

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援に取り組みます。

具体的には、市町村における母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の設置拡大を図っています。

妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となる市町村子育て世代包括支援センターは、県内すべての市町村に設置され、保健師等の母子保健コーディネーターを配置して相談対応を行うなど妊娠期からの継続的な支援の体制が整いました。

今後は、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点¹⁶によるさらなる支援強化のために令和6年度から進めるこども家庭センター¹⁷の設置に向けて、母子保健と児童福祉双方の知識を有し、切れ目のない支援のマネジメントを行う統括支援員の育成・確保が必要です。

【県内市町村における子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の設置状況】

項目	基準値	見込 (R5年度末)	目標 (R5年度末)
市町村子育て世代包括支援センター設置数	19市町村 (R1)	全市町村	全市町村
市町村こども家庭総合支援拠点設置数	2市町 (R1)	22市町村	27市町村

不妊治療の助成については、令和4年度の国の保険適用後も国の助成制度のあった保険

¹⁶ 平成28年度の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。支援拠点は、ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行うこととされている。

¹⁷ 令和6年度から施行される改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされた。

適用前と比べて保険適用後に自己負担額の増加が見込まれる治療等に対する県独自の助成を継続して行い、妊娠を希望する方の経済的負担の軽減に努めています。今後は、利用者の声や国、他県の動向も踏まえ、より効果的な不妊治療助成制度のあり方の検討が必要です。

助産師等が心身のケアや育児サポートを行い、心身の回復・育児不安の解消・愛着形成等に効果的な産後ケア事業はすべての市町村で実施しており、利用率も年々増加しています。しかしながら、産後ケアの利用率は未だ低く、利用拡大に向けた取り組みが必要です。

【利用者の状況】

	R1	R2	R3	R4
産後ケア利用者数	176	285	392	553
利用率	4.1%	7.0%	9.6%	14.9%
要支援妊婦の割合	18.3%	17.2%	14.9%	—

さらに、子育て支援の場の拡充とサービスの充実を図るため、地域子育て支援センターにおいて親子の交流や相談支援、保育所等で園庭開放や子育て相談を実施しています。

また、地域のニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図るため、一時預かり事業や延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業等を実施しています。

今後は、働きながら子育てできる環境づくりをより一層進めるため、保育所等及び放課後児童クラブ、延長保育、病児保育等の子育て支援サービスの充実と、支援を要する子どもや家庭を適切な窓口等につなぐ役割を担うことのできる身近な居場所が必要です。

具体的な施策

- こども家庭センターの設置促進に向けて、統括支援員の配置に必要な有資格者の確保を図るとともに、専門性向上のための研修を実施するなど、市町村における母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築を図ります。
- より効果的な不妊治療助成制度のあり方を検討し、子どもを持ちたい方の経済的負担の軽減を図ります。
- 産後ケア事業の利用拡大など、子育ての安心感を高める施策の充実を図ります。
- 働きながら子育てできる環境整備として、保育所等や放課後児童クラブ、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業などの子育て支援サービスの充実を図ります。

2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援

目指す姿

子どもたちが誰一人残されず、夢と希望を持って成長できる環境が整っている

ポイント

- 児童虐待の発生予防、早期発見につなげるため、相談・支援につながりやすい仕組みづくりに取り組みます。
- 児童虐待発生時の迅速な対応に向け、職員の専門性の向上のための研修等を実施します。
- 里親支援の充実を図るため、里親等に係る支援を包括的に実施する「里親支援センター」の設置等を進めるとともに、支援者の専門性向上などにより、社会的養護経験者の自立支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭に必要な支援を届けるため、各種支援制度等の情報提供や相談体制を強化するとともに、就業支援・経済的支援の充実により、ひとり親家庭等の自立促進を図ります。
- ヤングケアラーの認知度の向上、早期発見・適切な支援につなげるため、支援を必要とする子どもを見逃さない環境づくりに取り組みます。
- 学校におけるヤングケアラーや虐待、貧困等の家庭的事情等による多様な背景等の兆しを早期に発見するため、教職員の対応力・認識の強化を図ります。
- 学校内において、不登校の兆しのある、または課題を抱える児童生徒の状況に応じた支援の充実を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等による相談支援体制の強化を図ります。
- 高等学校における就学のための経済的支援等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
こども家庭センター（統括支援員）の設置	—	全市町村	子ども家庭課
里親委託率	28.8%	46.2%	子ども家庭課
ひとり親家庭相談支援アプリ累計登録者数	2,200人	3,400人	子ども家庭課
ひとり親家庭センターへの相談件数	1,600件	2,500件	子ども家庭課

【現状と課題】

＜児童虐待防止対策の推進＞

令和4年度の高知県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し、対応した件数は、501件で高止まり傾向にあります。

こどもや子育て家庭の個々のニーズや家庭のリスクに応じた適切な支援を行う市町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、県独自の財政支援を実施してきたこともあり、設置数が拡大し、専門職員の配置も増加するなど、相談支援体制の充実が一定図られています。

一方で、市町村の担当職員は異動等による交替がある上、職種については事務職が最も多く、続いて保健師、教員、保育士等の専門職となっており、専門性の確保が課題となっています。

そのため、児童虐待の発生予防、早期発見の徹底に向けて周知啓発を強化するとともに、迅速な対応に向けて市町村や児童相談所職員の専門性の向上、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

＜社会的養育¹⁸の充実＞

社会的養育の取り組みでは、里親登録者数は着実に増加(H30:78組→R4:133組)し、里親委託率が上昇(H30:19.0%→R5.7月:29.3%)しています。

また、こども達がより家庭に近い環境で生活するための施設の小規模化も進展するなど、家庭的な養育環境の整備が一定進んでいます。

児童養護施設等に入所している児童等に対する入所中からの学習・自立支援の実施や、自立支援コーディネータの配置など、支援体制の充実が図られてきましたが、支援者間の連携強化など、より効果的な支援体制の確立が必要です。

＜ひとり親家庭への支援の充実＞

ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、特に母子家庭の母については、正規雇用率の低さに加え、養育費の支払を受けていないケースが多い等の背景があり、個々のひとり親家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が求められます。

ひとり親家庭の総合的な相談窓口であるひとり親家庭支援センターでは、令和4年度にリニューアルした公式LINEによる情報提供や相談対応などにより、支援の間口が広がり、相談件数が増加(R2:846件→R5見込:1,600件)しました。

また、ひとり親家庭支援センターにおいてより専門的な相談に対応するため実施している法律相談の拡充により、養育費等に関する離婚前の相談は増加傾向にあり、課題解決に向けた利用が進んでいます。

しかしながら、相談者の内訳をみると、高知市以外の地域からの相談者の割合は低く、オンライン相談など、利用者のニーズに沿った相談体制の充実も必要です。

¹⁸ 社会的養育：保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護すること。

<ヤングケアラー¹⁹への支援の充実>

令和4年度に実施した実態調査では、ヤングケアラーは一定数存在し、多くが相談につながっていないことが明らかになりました。

国やその他関係機関と連携した情報発信等により、ヤングケアラーの認知度が向上するとともに、ヤングケアラーに関する校内研修の実施が増加し、校内議論が活発になる等、支援にかかる理解が促進されています。

ヤングケアラーの家庭では、経済的困窮や介護等、複合的な課題を有する傾向にあるため、市町村の包括的な支援体制の整備を進めるとともに、児童福祉部署が中心となった多職種で連携した支援の強化が必要です。

<多様な背景を持つ児童生徒に対する支援>

家庭的な事情などの多様な背景を持つ児童生徒に対しては、早期発見と組織的な対応が求められます。

そのため、校内研修を通じて、支援が必要な児童生徒の状況に対する教員等の理解を高めるとともに、学校・スクールソーシャルワーカー²⁰と市町村福祉部署との連携により、組織的な支援体制の充実を図る必要があります。

<不登校の児童生徒への支援の推進>

本県の不登校の出現率は全国平均より高く、近年不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。また、不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化してきており、学校だけでは対応できない状況もみられ、市町村福祉部署等の関係機関と連携した取組をさらに推進していく必要があります。

<教育費等の負担の軽減に向けた経済的な支援>

低所得世帯の児童生徒の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金事業²¹及び高校生等奨学給付金事業²²について、対象生徒等全員に対し制度を周知し、活用の促進を図っています。

就学前の子どもをもつ世帯の保育料負担を軽減させるため、現在、全ての市町村において、多子世帯の保育料負担を軽減しています。

¹⁹ ヤングケアラー：法律上の定義はないが、一般的に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」とされており、年齢に見合わない責任や負担の重さにより、学校への遅刻や欠席が増えたり、勉強の時間がとれない、友達と遊ぶ時間がないなど、学業や友人関係などに影響が出ると言われている。

²⁰ スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有しており、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく人材

²¹ 高等学校等就学支援金事業：教育費の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて、高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）する

²² 高校生等奨学給付金事業：全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に給付金を支給する

具体的な施策

<児童虐待防止対策の推進>

- 児童虐待の発生予防、早期発見につなげるため、虐待対応ダイヤル「189」や「親子のための相談 LINE」の認知度向上を図るなど、より相談・支援につながりやすい仕組みづくりに取り組みます。
- 児童虐待発生時の対応力の向上を図るため、市町村担当者に対するアセスメント等の相談対応力の向上や、児童相談所職員のさらなる専門性の向上に向けた研修を実施します。

<社会的養育の充実>

- 支援者間の連携強化を図るため、新たに里親支援センターを設置するなど、里親支援の充実を図ります。
- 支援者の専門性の向上に向けて、新たに社会的養護自立支援拠点を設置し、社会的養護経験者の自立支援の充実を図ります。

<ひとり親家庭への支援の充実>

- ひとり親家庭への各種支援制度の情報発信を強化するとともに、オンラインでの相談体制を充実し、周知を図ることで利用促進につなげます。
- ひとり親家庭支援センターにおける就業支援、養育費の確保に向けた支援策により、ひとり親家庭等の経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

<ヤングケアラーへの支援の充実>

- 市町村こども家庭センターの設置を促進し、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築を促進します。
- 市町村と学校の連携による相談支援体制の充実を図ることにより、支援を必要とする子どもを見逃さない取り組みを進めます。

<多様な背景を持つ児童生徒に対する支援>

- 学校におけるヤングケアラーや虐待、貧困等の家庭的事情等による多様な背景等の兆しを早期に発見するため、ヤングケアラー支援等に関する校内研修の実施を支援することにより教職員の対応力・認識の強化を図ります。
- 併せて、ヤングケアラーについての理解を助ける教材を用いた学習の場を設けることにより、児童生徒自身でも声を上げられるようになるよう理解啓発を図ります。

<不登校の児童生徒への支援の推進>

- 学校内において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有することより、不登校の兆しのある、または支援の必要な児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図ります。
- また、校内サポートルームや市町村教育支援センター等、不登校児童生徒が安心して過ごせる場や I C Tを活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取組を推進します。

<教育費負担の軽減に向けた経済的な支援>

- 高等学校における就学のための経済的支援や、多子世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(8) 生活困窮者への支援

目指す姿	生活に困窮した人が、それぞれの状況に応じた必要な支援を受けることができる
-------------	---

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍で浮き彫りとなった生活困窮者を支援するため、多機関・多分野と協働した支援体制を構築します。 ○ 現在、未実施となっている、いわゆる「任意事業」の積極的な実施や、生活困窮者の早期把握等に有効な支援会議の実施により、支援体制の充実・強化を図ります。 ○ 生活困窮者自立支援制度を支える基盤を強化するため、従事者に対する研修体制の充実による支援技術の向上と多分野との連携を強化します。
-------------	---

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
自立支援計画（プラン）の策定率	29.5%	50%	地域福祉政策課
一時生活支援事業又は地域居住支援事業の実施自治体数	2/12	12/12	地域福祉政策課
支援会議の設置自治体数	0/12	12/12	地域福祉政策課

【現状と課題】

生活保護に至る前の生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネット²³の一つとして、平成27年度にスタートした生活困窮者自立支援制度では、県（郡部）と11市が実施主体となって取り組みを進めています。

複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた各種支援を実施するほか、官民協働による地域のネットワークづくりを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげています。

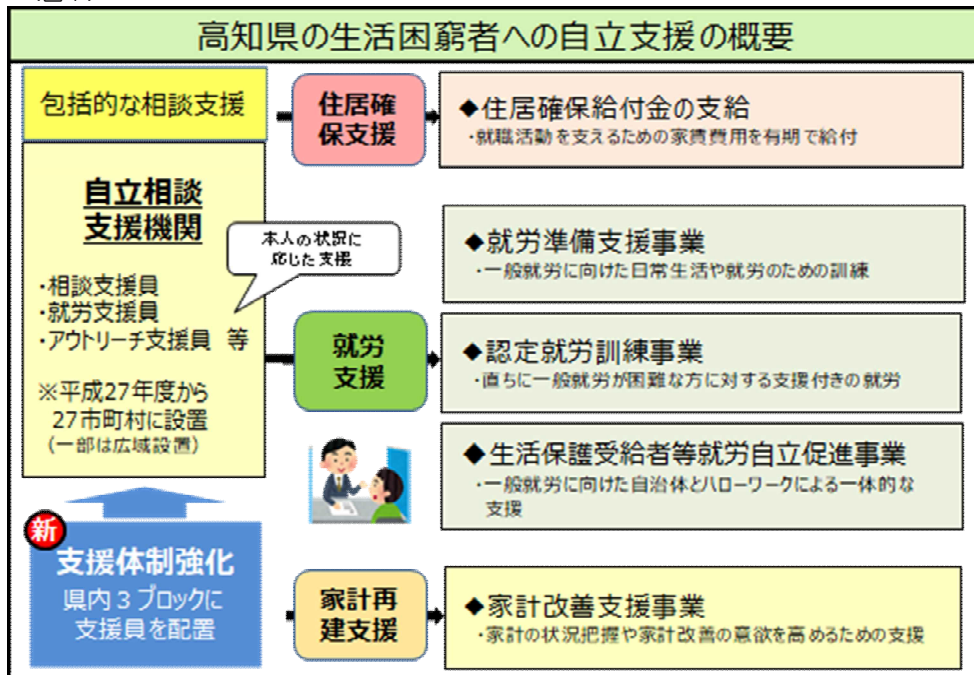
本県における令和5年3月時点の生活保護の受給者は17,292人、保護率は2.55%で全国平均の約1.6倍と高い傾向にあります。また、令和4年度中の生活保護の相談者数は2,531人で、その多くは生活困窮者自立支援事業の対象になり得ると考えられます。

また、令和3年度の要保護児童生徒数は688人、準要保護児童生徒数は10,677人で、全児童生徒数に占める就学援助率は25.88%となっており、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもの貧困の連鎖の防止が大きな課題となっています。

²³ 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

こうした状況を踏まえると、生活困窮者自立支援制度のさらなる充実が求められます。

<図1>



本県における自立相談支援機関の相談実績と自立支援計画²⁴（以下、「プラン」という）の策定件数は以下のとおりとなっています。

<図2> 【生活困窮者の自立支援】相談支援機関の相談実績及びプラン策定数（R4 年度実績）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数 (うち町村分)	2,467 (1,162)	2,159 (1,033)	2,147 (959)	2,281 (984)	2,113 (734)	4,899 (1,156)	3,177 (1,131)	2,300 (785)
プラン作成件数 (うち町村分)	217 (48)	245 (35)	301 (24)	458 (86)	443 (87)	714 (82)	778 (87)	679 (95)
プラン策定率 (うち町村分)	8.7% (4.1%)	11.3% (3.3%)	14.0% (2.5%)	20.0% (8.7%)	20.9% (11.8%)	14.5% (7.0%)	24.4% (7.6%)	29.5% (12.1%)

特に、プランの策定率については50%を目標としているところですが、R4時点では29.5%（町村部12.1%）と低調な状況のため、プランの策定率の向上に向けて、研修等を実施するとともに、プラン作成に対する意識の向上が必要です。

また、生活困窮者自立支援制度の充実に向けては、就労準備支援事業や家計改善事業といったいわゆる任意事業の実施や、支援につながらない生活困窮者を早期に発見し迅速に支援を開始するために関係機関が情報共有を行う支援会議の設置が有効です。

²⁴ アセスメント結果を踏まえ本人と相談支援員との協働により作成された個別の支援計画。

<図3>

任意事業の種類と実施率（令和4年度末時点）

	実施自治体数	実施率
就労準備支援事業	12 / 12	100%
家計改善支援事業	12 / 12	100%
一時生活支援事業	2 / 12	16.6%
子どもの学習・生活支援事業	6 / 12	50%

現状では県の所管の町村部においても実施ができておらず、県内の実施状況は低調です。現在、国において、衣食住に関するシェルター事業を行う一時生活支援事業又はシェルター退所者や居住に困難を抱える低所得者に対して、入居支援や訪問による見守り等を行う地域居住支援事業及び支援会議の努力義務化が検討されていますが、県としても現在未実施の任意事業の積極的な実施及び支援会議の設置をおこなう等の方策が必要です。

生活困窮者自立支援制度を支える人材育成については、国の人材養成研修の後期研修をはじめ、県独自研修として年2回の従事者研修や困難事例の検討を行う研修を実施しています。また、生活保護の業務に従事する職員等との合同開催による連携の強化などを図っています。

令和5年度からは、コロナ禍や物価高騰の影響による生活困窮者の増加等に対応するため、県内3ブロックに新たに地域支援監を配置し、自立相談支援機関の後方支援や生活保護制度や福祉サービス等の関係機関との連携強化や情報共有等を行い、生活困窮者に対する支援体制を強化しています。

<生活福祉資金貸付制度>

生活福祉資金貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体とし、相談窓口業務を市町村社会福祉協議会に委託し実施しており、低所得者、障害者、高齢者世帯などに対して、必要な資金の貸付と相談援助を一体的に行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

生活困窮者自立支援法の施行に伴う見直しにより、生活福祉資金のうち総合支援資金と緊急小口資金の貸付けにあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が貸付の要件とされています。

生活福祉資金の貸付件数については、平成19年度は74件であったものが、その後の社会情勢の影響により大幅に増加しましたが、奨学金制度の見直しなどによる教育支援資金の貸付件数の減少などにより、平成22年度の526件をピークに減少傾向に転じ、近年は150件前後で推移しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、生活困窮者のさらなる支援のために始まった生活福祉資金特例貸付については、累計の貸付実績は28,872件で貸付総額は11,497,135千円（R2.3.25～R4.9.30）と従来の生活福祉資金貸付を大きく上回っています。

また、これにより、生活困窮者の実態が浮き彫りとなり、生活困窮者への支援強化の必要性が改めて確認されました。

特に、令和5年1月から始まった償還への対応が大きな課題です。令和5年6月時点では、償還対象債権（令和6年1月償還開始分を含む）23,401件のうち、9,488件が住民税非課税等の免除要件に該当し償還免除となっています。償還免除となった世帯については、低所得等により生活に困窮している可能性が高く、寄り添った支援が必要です。

具体的な施策

<生活困窮者の自立支援>

- プランの策定率を向上させるため、県及び市並びに自立相談支援機関で組織される自立相談支援機関協議会での意識付けや、プラン作成の実務を研修テーマに取り入れるなど積極的なプラン作成への働きかけを強めます。
- 生活困窮者自立支援制度における未実施の任意事業の実施率を向上させるため、実施済み自治体の取組の横展開や国からの情報提供等を行います。
- 地域のネットワークづくりや包括的な支援体制を構築するため、多機関、多分野事業の従事者も参加できる研修等を実施します。
また、県内全域での支援会議の設置に向けて、設置要綱の制定及び地域の実情に応じた設置方法等を検討します。
- 支援員の支援技術のを向上させるため、支援員のニーズを把握し研修内容に盛り込むなど研修の内容の充実を図ることにより、研修参加の意欲を高めます。

<生活福祉資金貸付制度>

- 生活福祉資金貸付制度について、県社協と連携し貸付が必要な方が利用できる体制を整えます。
- 県社協と自立相談支援機関が連携し、生活福祉資金特例貸付の償還状況等を通じて、自立に向けた伴走支援が必要な方に対して積極的な支援を行います。
また、償還困難者等の増加に対応するため、必要に応じて自立相談支援機関の相談体制やアウトリーチ支援員の配置等の支援体制の強化を図ります。

(9) ひきこもりの人等への支援

目指す姿

ひきこもり状態にある方とそご家族が孤立することなく、ともに支え合いながらいきいきと暮らすことができる社会になっている

ポイント

- ひきこもりの方やその家族が抱える複合的な課題を解消するため、地域の多機関の協働による支援体制（以下「市町村プラットフォーム」という。）づくりを引き続き支援します。
- 相談窓口の多様化を図るため、専門職等による相談支援機関に加え、ひきこもり経験者等（ピアサポーター）による相談支援の充実を図ります。
- 地域の社会資源を活用し、ひきこもりの方等の身近な居場所の拡大を図ります。
- 社会参加に向けた支援として、ひきこもりの方等に対する自立支援や中間的就労（就労体験、就労訓練等）の活用を促進します。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
居場所等の支援につながった件数	未確定	未定	地域福祉施策課
中間的就労を経て就労した人数	未確定	未定	地域福祉政策課

【現状と課題】

「ひきこもり」とは、様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態（※）を指しています。

※「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）

令和2年度に県が実施したひきこもり実態把握調査（※）の結果、本調査で把握できたひきこもりの人の人数は692人でした。（※県内で活動する民生委員・児童委員の方を対象にアンケート調査を実施。）

こうしたひきこもり状態が長期・高年齢化すると、いわゆる「8050問題」（高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題）に象徴的に現れ、生活に困窮するなどの深刻な問題につながります。

その背景には、家族やひきこもり状態の方の病気、親の介護、離職、経済的困窮などの複合的な問題をその家族が抱えていることに加え、人間関係の孤立など地域社会とのつながりが絶たれ、社会的に孤立する事情もあります。

ひきこもり状態の長期化による社会参加の困難さの増大を防ぐためには、当事者や家族の方が早期に相談しやすい体制を整え、地域の相談窓口や利用できるサービスの内容など

を広く周知するとともに、多機関協働の包括的な支援体制の整備を進めていくことが重要になります。

<多様な相談窓口の整備>

県では、平成21年度に精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある人やその家族からの相談に対応しています。

【センターへの相談】1,246件（令和4年度）

また、令和3年度には県内すべての市町村のひきこもりに関する相談窓口の明確化と相談窓口の周知も実施しています。

【市町村における相談件数】2,409件（令和4年度）

さらに、相談窓口の多様化を図るため、ひきこもりの元当事者であるピアサポーターによる相談支援を行う窓口として、令和2年度に「高知県ひきこもりピアサポートセンター」を設置しています。

【相談件数】826件（令和4年度）

このように、相談窓口の整備を進めていますが、支援機関等へのつなぎ件数が増加している一方で新規相談件数の伸びが鈍化しており、更なる相談窓口の周知が課題です。

【新規相談件数】255件（令和4年度）

【居場所等の支援につながった件数】298件（令和4年度）

<市町村における包括的な支援体制の構築>

ひきこもりの支援は長期化することが多く、1機関や担当者のみでは継続支援が困難です。また、市町村単位では、医療や保健分野を中心に活用できる社会資源が少ないため、市町村プラットフォーム等を活用した「包括的な支援体制づくり」の推進と、県域及びブロック域での後方支援の充実が必要です。

そのため、県では市町村における包括的なひきこもり支援体制の構築に係る取組として、市町村プラットフォームの設置・運営を進めています。

【市町村プラットフォームの構築】24市町村（令和4年度末時点）

また、ひきこもり地域支援センターでは、市町村等の職員を対象に、ケース会議等でのスーパーバイズの実施や研修会等により人材育成等の支援のほか、令和4年度にはひきこもりの支援に関わる支援者のための「ひきこもり支援ガイドブック」を作成しました。

【ひきこもり支援者人材養成研修会】3回/80人参加（令和4年度）

【関係機関支援（関係機関や市町村とのケース会議等）】47回（令和4年度）

国では、住民により身近な市町村において、支援が受けられる環境づくりを進めていくこととしており、市町村におけるひきこもり支援環境の整備を加速化するためには、今後市町村をバックアップする機能を強化することが重要です。

<社会参加に向けた支援の充実>

県では、ひきこもりの人の居場所確保のため民間団体への支援を行っているほか、ひきこもり地域支援センターでは、当事者など同じような思いの方同士で、気軽に集まることのできる居場所づくりを行っています。

【県が支援している当事者の居場所】5箇所（令和4年度）

【ひきこもり地域支援センターでの当事者の居場所づくりへの支援】

「青年期の集い」47回、「青年期の集い女子ミーティング」12回、

「ひきこもり家族教室」2回など

こうした多様な支援を行っていますが、一部の地域だけでなく、ひきこもりの方ご自身の実情に即した様々な選択肢を持つことができるよう身近な地域における集いの場や就労体験の場などの居場所づくりと社会参加に向けた支援の充実が必要です。

具体的な施策

<多様な相談窓口の整備>

- 当事者やその家族に必要な支援につなげるため、SNS等の活用など、様々な広報媒体による情報発信を行うことで、幅広い年代の対象者に相談窓口や取り組みを周知します。
- 相談窓口の多様化を図るため、専門職等による相談支援機関に加え、ひきこもり経験者等（ピアサポーター）による相談支援の充実を図ります。

<市町村における包括的な支援体制の構築>

- 地域のネットワークづくりを推進するため、ブロック域支援者連絡会や圏域連絡会による各市町村の支援者同士がつながる機会を提供することで、取り組みの横展開とひきこもり支援者のネットワークづくりを支援します。
- ひきこもり地域支援センターが作成した「ひきこもり支援ガイドブック」を活用した研修や事例研究の実施のほか、市町村ケース検討会でのスーパーバイズ等で人材養成に取り組みます。

<社会参加に向けた支援の充実>

- 当事者自身が様々な選択肢を持てるよう、就労支援のほか、あったかふれあいセンター等、既存の地域資源を活用した居場所づくりを支援します。
- 社会参加に向けた支援として、ひきこもりの方等に対する自立支援や中間的就労（就労体験、就労訓練等）の活用を促進します。

(10) 自殺予防対策の推進

目指す姿	県民一人ひとりが自殺予防の主役となり、誰もが自殺に追い込まれることのない社会
-------------	---

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺は、誰もが当事者になり得る重大な問題であるという認識を広く浸透させるため、自殺に関する正しい認識の普及啓発を推進します。 ○ 自殺を考える程追い込まれた人が抱える課題を解決するため、身近な市町村において包括的な支援が受けられる体制づくりを支援します。 ○ 周りの人の異変に気づき適切に対応できるゲートキーパーを増やすため、ゲートキーパーの養成研修を拡充します。
-------------	--

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
メンタルヘルスに関する情報発信 HP の閲覧件数	令和5年度に構築	累計 100,000 件	障害保健支援課
市町村における自殺に関する相談件数	255 件 (R3)	総数 500 件 /年	障害保健支援課
ゲートキーパーの養成人数	累計 約 4,500 人 (R3)	累計 8,500 人以上	障害保健支援課
ゲートキーパー養成に取り組む市町村数	16 市町村 (R3)	全市町村	障害保健支援課
ゲートキーパー養成 Web 研修受講者数	—	累計 20,000 人以上	障害保健支援課
福祉保健所での自殺未遂者支援体制	2 圏域	全圏域	障害保健支援課

【現状と課題】

本県の自殺者数はピーク時（H16）の 256 人からほぼ半減していますが、近年は横ばい状態が続いています。

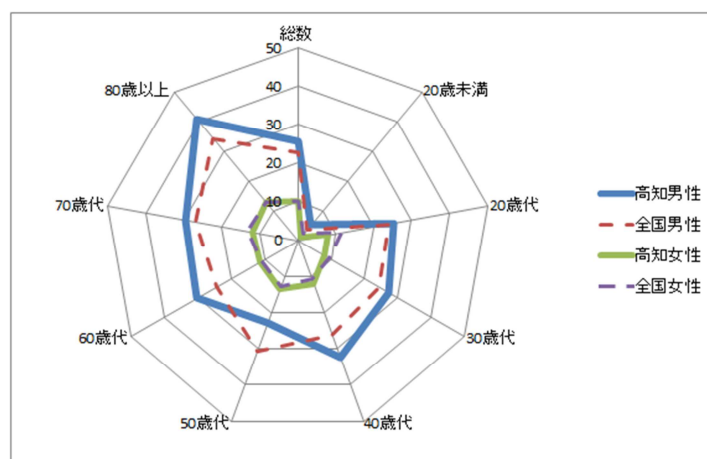
令和 3 年の年齢階級別の死因では、「自殺」が 20 歳代、30 歳代では第 1 位となり、20 歳未満、40 歳代でも第 2 位となるなど、若年層の自殺が深刻な課題となっています。また、20～40 代の働きざかり世代の男性の自殺者が増加傾向にあるほか、全国と比較すると高齢者層の特に男性の自殺死亡率が高い状況にあります。

そのため、働きざかり世代向けには、職域での健康づくりと併せてメンタルヘルス対策を推進するほか、高齢者層向けには、孤独・孤立を防ぐための地域の見守り体制づくり

をさらに進める必要があります。

いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」
※網掛けは全国平均を上回る部分

H29～R3		高知県割合	全国割合	高知県 自殺死亡率	全国 自殺死亡率
合計					
総数		100.0%	100.0%	17.26	16.25
男性		69.5%	68.1%	25.40	22.67
女性		30.5%	31.9%	9.98	10.14
男性	20歳未満	2.4%	2.0%	5.21	3.77
	20歳代	6.0%	7.7%	25.33	23.96
	30歳代	7.9%	9.1%	27.26	24.45
	40歳代	12.6%	12.1%	32.43	26.08
	50歳代	7.8%	11.9%	22.73	30.50
	60歳代	12.8%	9.6%	30.20	24.19
	70歳代	10.7%	9.0%	29.50	26.93
	80歳以上	9.4%	6.4%	40.95	34.34
女性	20歳未満	0.5%	1.2%	1.09	2.37
	20歳代	1.8%	3.5%	7.94	11.42
	30歳代	2.3%	3.4%	7.89	9.49
	40歳代	4.7%	4.9%	12.06	10.78
	50歳代	4.8%	4.9%	13.48	12.71
	60歳代	5.2%	4.5%	11.46	10.88
	70歳代	5.3%	5.2%	12.08	13.23
	80歳以上	6.0%	4.4%	12.93	12.97



いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」データより作成

自殺の原因・動機では、健康問題が5割近くを占めており、その中でもうつ病をはじめとする精神疾患が多い状況です。

精神保健福祉センターでは、心の健康相談や精神科医療に関する相談、社会復帰相談をはじめ、アルコールや薬物、思春期、ひきこもり等の専門的な相談など、様々なメンタルヘルスに関する相談に対応しています。また、必要に応じて産業保健や教育機関、医療機関と連携を図りながら、地域における心の健康づくりにも取り組んでいます。

自殺を考えるほど追い込まれた人は様々な課題を複合的に抱えている場合が多いため、最も身近な市町村における包括的な支援が必要になります。

また、自殺に追い込まれるということは誰にでも起こり得る危機であり、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者になり得る重大な問題という認識を広く浸透させることが必要です。

県では、これまで、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成に取り組んできました。

高齢者と接する機会が多い介護や医療従事者、民生委員・児童委員、債務問題などの相談に応じる弁護士等の法律に関する専門家、住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い医療関係者、児童生徒と日々接している教職員、職場で職員の健康を管理する職員、友人同士の相談機会が多い大学生等には、ゲートキーパーとしての役割が期待されます。

今後こうした人々を中心に、ゲートキーパーの養成を進めていくことが必要です。

また、自殺者の約20%に自殺未遂歴があります。そのため、救急医療機関や精神科医療機関に対して、行政との意見交換の場を設け、自殺未遂者やその家族等に必要な地域支援やケアの提供に関する情報を共有し、圏域ごとの自殺未遂者支援の体制づくりが求められます。

具体的な施策

- 「メンタルヘルス総合サイト」を構築し、自殺に対する正しい認識やメンタルヘルスの重要性を発信します。
- 生きづらさを抱えた人や家庭が地域で孤立することなく必要な支援が受けられるよう、住民にとって最も身近な自治体である市町村において包括的な支援が行われるよう市町村の体制づくりを支援します。
- 様々な分野や職種の方、地域の方が、ゲートキーパーとして周りの人の異変に気づいた時に適切に対応できるよう、ゲートキーパーのさらなる養成を図ります。
- 圏域ごとの自殺未遂者支援の体制づくりを推進し、救急医療機関や精神科医療機関に対して、自殺未遂者や家族等に必要な地域支援やケアの提供に関する情報共有を徹底します。

(11) 依存症対策の推進

目指す姿	依存症の「発症予防」「進行予防」「回復・再発予防」の各段階に応じた支援が適切に行われている
-------------	--

ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「依存症は病気である」といった正しい理解が広がるように、予防教育及び普及啓発を推進します。 ○ 相談支援に携わる医療・保健・福祉関係者等が適切に対応し、早期に適切な治療や支援につなぐことができるよう、相談体制の充実を図ります。 ○ 依存症が身近な地域で治療できるように、医療提供体制の整備を推進します。 ○ 依存症の当事者とその家族が地域で孤立することを防ぎ、居場所を失うことがないよう市町村の包括的な支援体制づくりを後押しするとともに、自助グループ等の活動を強化し、依存症からの回復や社会復帰を支えます。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
アルコール健康障害及び各種依存症の相談件数 (保健所・市町村)	789件 (R3)	1,700件	障害保健支援課
依存症地域生活支援者研修受講者	663人	総数 1,300 人以上	障害保健支援課
治療指導者養成研修受講者	56人 (R4)	80人以上	障害保健支援課

【現状と課題】

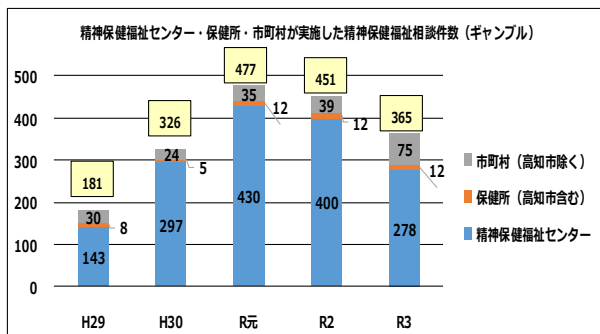
依存症はアルコールや薬物等の物質やギャンブル等の行為などの依存する対象に関わらず、本人の健康や日常生活・社会生活に支障を生じるだけでなく、多くの場合家族等の周囲の人にも影響を及ぼします。

依存症は早期の支援や適切な治療により十分に回復が可能であるにも関わらず、当事者や家族が気づきにくく、相談に繋がりにくいため、依存症に関する正しい知識を広く啓発することが必要です。特に、アルコールやギャンブル等に接する機会の増える大学生などの若者に対する普及啓発が重要です。

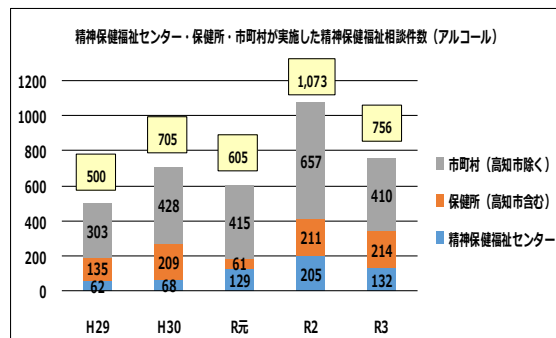
県では、これまで、学校等の関係機関と連携した予防教育や、新聞、SNS 広告等様々な媒体を活用した啓発に取り組んできましたが、早期に相談や適切な医療につながるよう、正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知に更に取り組むことが必要です。

市町村の職員、民生・児童委員や弁護士、司法書士、警察、生活困窮者自立相談支援員等地域で様々な相談支援に関わる支援者が、相談者の状態の変化に気付き、適切な支援につなぐことができるよう、依存症に関する正しい知識や適切な対処方法、相談の内容に応じた窓口の把握など、依存症が疑われる人への対応力を身に付けておくことが必要です。

<図1>



<図2>



依存症に至る背景には、健康問題や経済・生活問題など、依存症である本人やその家庭が様々な課題を抱えている場合が少なからずあります。

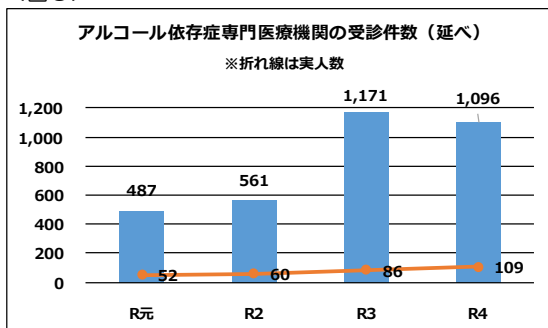
そのため、本人やその家族が抱える複合化した課題を解決できるよう、最も身近な自治体である市町村において包括的な支援体制が構築されていることが重要です。

依存症の人が身近な地域で必要な治療が受けられるよう、依存症専門医療機関の充実や、かかりつけ医療機関の対応力向上に取り組むことが必要です。

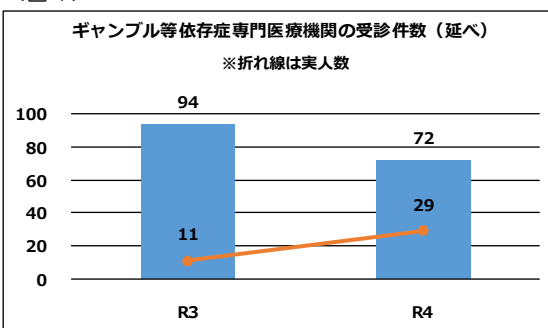
そのため、これまで依存症対策全国センターが実施する依存症の治療指導者養成研修への医療従事者の派遣や、県内のかかりつけの医師等を対象に研修会を実施し、アルコール健康障害やギャンブル等依存症の診療に関する知識や技術の向上に取り組んできました。

その結果、依存症専門医療機関での受診人数は増加していますが、身近な地域でも必要な治療が行われるよう、専門医療機関と連携しながら、専門医療機関以外の精神科病院やかかりつけ医療機関の対応力向上に取り組む必要があります。

<図3>



<図4>



加えて、依存症の回復や再発防止には、自助グループや家族会による支援が効果的であるため、これらの団体の活動が継続されることが必要です。

これまで、依存症対策支援事業費補助金を創設し依存症問題の改善に取り組む民間団

体の活動支援に取り組んできた結果、依存症の正しい知識の普及啓発や当事者や家族等の居場所づくりが進みました。依存症からの回復や再発予防には、自助グループへの参加が有効とされていることから、精神保健福祉センターや福祉保健所、市町村、医療機関において、相談者が適切な支援に繋がるよう、支援者と自助グループとのネットワークの更なる強化を図る必要があります。

具体的な施策

- 依存症に関する正しい知識や相談窓口を広く周知するため、アルコール健康障害や各種依存症に関する情報を一元的に発信するメンタルヘルス総合サイトを構築し、情報発信を強化します。
- 依存症に関する正しい知識の習得や相談支援のスキルの向上を図るため、市町村の職員、民生・児童委員や弁護士、司法書士、警察、生活困窮者自立相談支援員等の地域住民の生活支援にあたる関係者を対象とした研修会を開催します。
- 医療機関の依存症に関する対応力の向上を図るため、医療従事者に国が実施する専門研修の受講を働きかけます。また、依存症の専門的な治療が受けられるよう、専門医療機関の設置を促進します。
- 依存症の人やその家族が地域で孤立することなく必要な支援が受けられるよう、最も身近な自治体である市町村において包括的な支援が行われるよう市町村の体制づくりを支援します。
- 自助グループや家族会の活動を活性化させるため、その活動内容の啓発や相談等を支援するとともに、自助グループの見学会などを開催します。

(12) 権利擁護の取り組みの推進

調整中

目指す姿

地域に暮らす高齢者や障害者など全ての人が、尊厳ある本人らしい生活が継続できている。

ポイント

- 認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中、日常生活支援事業の需要増大を見据え、市町村社会福祉協議会（高知県社会福祉協議会から委託）の支援体制を確保します。
- 利用者の状態の変化等に応じて、成年後見制度などへの適切な移行ができるよう、支援機関同士の連携を深め、各自治体における包括的な権利擁護に取り組みの後方支援を行います。
- 地方共生社会の実現に向けて、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加ができるようにするため、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の機能強化を図り、市町村の体制整備を支援します。
- 意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であり、障害特性や本人の意思を尊重した後見事務を行う必要があるため、後見人や市町村職員向けに意思決定支援の重要性や考え方に係る研修等を実施し、意思決定支援の理念の浸透を図ります。
- 権利擁護支援ニーズの顕在化や認知症高齢者の増加に伴う成年後見制度の利用者増加に対応するため、成年後見制度等の担い手（市民後見人や法人後見、専門職後見等）の確保・育成を図ります。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
中間機関の設置	24 市町村	34 市町村	地域福祉政策課
成年後見制度利用促進計画の策定	30 市町村	34 市町村	地域福祉政策課
担い手育成方針（市民後見人や法人後見、専門職後見等）の策定	未策定	策定済	地域福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課

【現状と課題】

＜日常生活自立支援事業＞

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものです。

高知県社会福祉協議会では、自分一人でサービスの選択や契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人などに対して、利用契約に基づき福祉サービスの利用申込みや契約代行、福祉サービスの利用料金の支払代行などを行う日常生活自立支援事業を実施しています。

今後も認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中、相談件数及び実利用者数は増加しており、今後、本事業の需要はさらに増大することが見込まれることから、市町村社会福祉協議会（高知県社会福祉協議会からの委託）の支援体制の確保が求められます。

【相談件数】平成30年度 29,351件 → 令和4年度 37,609件

【実利用者数】平成30年度 665人 → 令和4年度 750件

また、日常生活自立支援事業を利用する人の中には、契約時に判断能力があっても、その後の判断能力の低下により、生活に支障が出たり、親族等による経済的虐待や悪徳商法等の被害に遭う恐れがある場合は、本事業での支援は困難となり、成年後見制度への移行が必要となります。

成年後見制度利用促進法の施行により、成年後見制度の更なる活用促進をはじめとする地域における権利擁護体制の検討がより一層求められています。成年後見制度に移行できていないケースや、後見制度利用開始までに時間がかかることが課題となっています。

＜成年後見制度＞

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える重要な制度です。

高齢者や障害者に対する消費者被害や経済的虐待など、権利侵害が関係する事例が発生している中、成年後見制度の利用促進などにより高齢者や障害者の権利を擁護する必要があります。

成年後見制度発足以来、財産保全の観点が重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘され、令和2年に、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーとするワーキング・グループが「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて」を策定しています。

こうした状況を踏まえ、令和4年3月に国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけています。

その上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度の利用促進に向けた取組のさらなる推進が求められています。本県においても、令和5年9月時点で、30市町村で「成年後見制度利用促進計画」が策定されており、地域連携ネットワーク「中核機関²⁵」の整備も24市町村となるなど、取り組みが広がっています。

²⁵ 市町村の地域連携ネットワークの中核となる機関で、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるための地域の関係者による連携の仕組み

また、「高知県権利擁護支援ネットワーク」では、県、専門職団体、関係機関、県社協等で組織するネットワークで、管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討を行う県域・ブロック別協議会を開催するとともに、アドバイザーの派遣を行い、市町村の取組を支援しています。

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中、介護保険サービスの利用など各種契約や財産管理などを行うにあたって、成年後見制度の活用が一つの手段となり、今後、成年後見制度の需要はさらに増大することが見込まれます。

そうした中、地域連携ネットワークの充実や中核機関の設置等については、小規模市町村での体制整備が進んでいないため、高知県権利擁護支援ネットワークや社会福祉協議会、関係機関等が連携し、地域の実情に応じた権利擁護支援体制整備や担い手の確保・育成が必要です。

何よりも、本人の意思決定の支援が重要であることから、家族や地域住民、関係機関、後見人などに対し、その理念の浸透を図るとともに、権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ることが必要です。

具体的な施策

- 認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中、日常生活支援本事業の需要増大を見据え、市町村社会福祉協議会（高知県社会福祉協議会から委託）の支援体制を確保します。
- 市町村の地域連携ネットワークや中核機関など権利擁護支援体制の強化に向けて、研修や県域・ブロック別の協議会の開催等により、市町村と関係機関・関係団体の課題や情報の共有と連携強化を図ります。
- 権利擁護支援の重要な要素である意思決定への支援の理念の浸透を図るため、地域や関係機関に対する研修等を実施します。
- 成年後見制度の担い手確保のため、担い手育成方針の策定を行うとともに、市民後見人養成研修による市民後見人の養成や市町村社会福祉協議会等による法人後見の受任体制の整備を支援します。

(13) 様々な困難を抱える女性への支援

全体調整中

目指す姿	女性を様々な困難から守り支援する体制が整っている
-------------	---------------------------------

ポイント	○
-------------	---

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課

【現状と課題】

女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多いと言われております。

困難な問題を抱える女性への支援は、1956（昭和31）年に制定された売春防止法で婦人保護事業という形から始まりました。

その後、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）が制定され、DV（配偶者からの暴力）被害者の保護を婦人保護事業として法定化し、その後、ストーカー被害者や人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮など、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する方などについても、婦人保護事業の対象として運用されております。

社会経済状況などの変化に伴い、近年では、性暴力・性犯罪被害やAV出演被害、JKビジネス問題など、女性を巡る課題は更に複雑化、多様化、複合化している。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、困難な問題を抱える女性の課題は顕在化してきました。

例えば、在宅時間の増加などに伴うDV（配偶者からの暴力）の問題、外出自粛が求められた中で家庭に居場所がない若年女性の存在、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた飲食・宿泊業などの雇用者や非正規雇用労働者に女性の割合が高いことによる生活困窮の問題などがあげられます。

こうした中、2022（令和4）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が成立しました。

同法では、国の基本指針に基づき、都道府県で基本計画を策定することとしており、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も含む新たな支援の仕組みの構築が、一層求められています。

県では、これまで、女性相談支援センターにおいて、暴力被害や家庭問題など様々な女

性の相談に対応するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や「高知県DV被害者支援計画」に基づき、人権尊重やDV防止に向けた啓発、DV被害者等の一時保護などについて、関係機関や民間団体と連携して取り組んできました。

しかしながら、10歳代や20歳代からの相談が少なく、若年層が相談につながっていない可能性があることや、一時保護所や自立支援施設の運用ルールが、現代の生活に合わなくなっていることなど、関係機関や民間団体との更なる連携により、多様な困難を抱える女性を発見し、寄り添い、包括的に支援する体制を整備する必要があります。

以降、調整中。

具体的な施策

(14) 再犯防止対策の総合的な推進

目指す姿

犯罪をした人が必要な支援を受け、社会復帰できる社会になっている

ポイント

- 令和5年度に策定する「高知県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした人たちの社会復帰を支援します。
- 支援が必要な人が、雇用につながり居住先の確保などができるよう、高知県地域生活定着支援センターで相談支援等を行います。
- 少年非行防止対策をさらに推進するため、教育、警察、福祉が連携しながら見守り支援の取り組みを実施します。
- より多くの若者を就労や修学につなげるため、15～49歳までの人を対象に、就労に向けた支援を行う「若者サポートステーション」につなげます。

【現状と課題】

犯罪を犯した人の中には、高齢や障害により福祉的な支援が必要でありながら適切なサービスにつながっていない、あるいは、住居や就労先を確保しないまま矯正施設を出所したことにより、社会から受け入れられにくく、再び犯罪に手を染めるケースがあります。

- ・高知県の再犯者率（令和3年）：50.3%（※全国平均：48.6%）

そのため、県では、平成23年6月に高知県地域生活定着支援センターを設置し、高齢や障害があることにより矯正施設等から退所後、地域で自立した生活を難しい人に対して、居住先の調整や必要な福祉サービス等を利用できよう支援しています。

また、令和5年3月には、国の「第二次再犯防止推進計画」が策定され、都道府県の役割として、各市町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市町村が単独で実施することが困難と考えられる就労等に対する支援について、地域の実情に応じた実施に努めることが求められています。

そのため、県では、先進事例の取組等を情報収集して、市町村が包括的支援体制を整え、適当な福祉サービスにつなげることができるよう、研修会等を通じた支援に取り組んでおり、再犯防止に関する施策を規定する地方再犯防止推進計画は、県内27市町村で策定されるなど、一定の成果が図られています。

再犯防止のためには、出所者等を受け入れる協力雇用主の確保などの就労に向けた支援や居住先の確保のほか、福祉的支援を望まない人や高齢や障害等の公的サービスの対象とはならないが支援が必要と思われる人たちへの対応など、更なる支援体制の充実が必要です。

特に、刑法犯少年の非行率は改善されつつありますが、再非行率はまだ全国平均より高

い水準となっており、教育機関や警察等と連携した取り組みが必要です。

具体的な施策

- 支援が必要な人が、雇用につながり居住先の確保などができるよう、高知県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害により特に出所後の自立が困難な受刑者に対して福祉サービス等の利用に向けた特別調整や相談支援等を行います。
- 保健医療・福祉等のサービスが必要な人に対して、制度の谷間に取り残されることなく適切な支援が行われるよう、市町村や関係機関等との連携や課題の共有等を図ります。
- 少年非行防止対策をさらに推進するため、教育、警察、福祉が連携しながら再非行の防止に向けた、定期的な訪問活動による少年及び家族へ継続的な指導、助言といった見守り支援の取り組みを実施します。
- より多くの若者を就労や修学につなげるため、働くことに悩みを抱えている15～49歳までの人を対象に、就労に向けた支援を行う「若者サポートステーション」につなげます。また、「若者サポートステーション」への通所が困難な人に対して自宅や学校へ訪問するなどのアウトリーチ型の支援を実施します。

(15) 防災・減災対策の推進

1) 災害時要配慮者支援対策の着実な推進及び実効性の向上

目指す姿	災害時に誰一人取り残されない避難支援体制と避難生活の環境が整っている
-------------	---

ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者の命を守るため、市町村による個別避難計画の作成を力強く後押しします。 ○ 助かった命をつなぐため、不足している福祉避難所の指定を促進するとともに、指定済の福祉避難所については、運営体制の実効性の向上を図ります。 ○ また、一般の避難所に避難する要配慮者が安心して避難生活を過ごせるように、要配慮者の受入体制の充実を図ります。

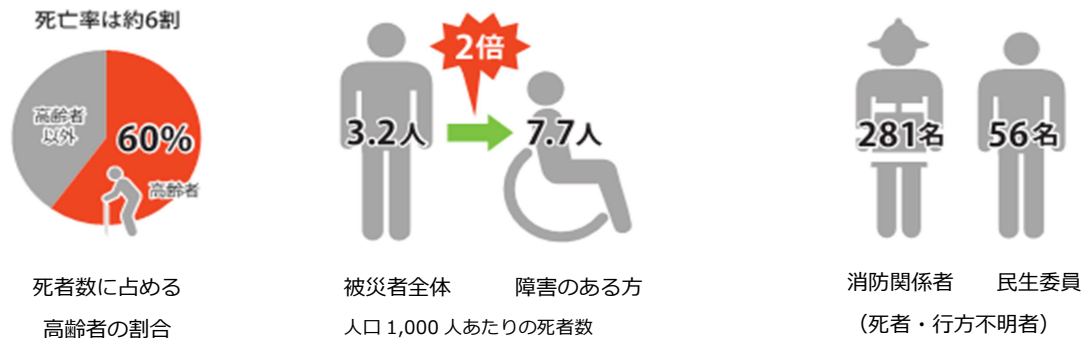
検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
L2津波浸水想定区域における同意取得者（優先度が高い方）の個別避難計画作成率	54.1%	100%	地域福祉政策課
福祉避難所運営マニュアルを活用した訓練実施	10市町村	34市町村	地域福祉政策課

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災者全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼりました。また、消防職員、消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。



(出典「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)/内閣府」)

その後の台風災害等においても避難行動要支援者が逃げ切れない災害が続いたことから、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

併せて、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改正され、作成の優先度が高い方については令和7年度までの計画作成が求められています。

県では、こうした避難行動要支援者の命を守る対策として、各市町村の状況に合わせた個別支援を進め、県全体での計画作成率は54.1%※になりました。

県内の避難行動要支援者の対象者の大半を占める高知市では、自主防災組織等を中心に取組を進めてきましたが、個別避難計画の作成率は14.3%※にとどまっており、さらなる計画作成が必要です。

また、個別避難計画の実効性を高めるためには、計画に基づく訓練を実施し、計画を定期的に見直すことが必要です。

助かった命をつなぐ対策として、福祉避難所の指定を進めた結果、243施設※が指定されています。県ではさらなる指定を促進するため、福祉避難所運営に必要な資機材整備を支援しています。

また、福祉避難所運営の実効性を確保するためには、訓練が必要であるため、訓練実施市町村の拡充を図ります。

令和元年度には、一般の避難所に避難された要配慮者の方が安心して過ごせるよう、「一般の避難所の運営マニュアル（要配慮者対応編）作成の手引き」を作成しました。、続けて、令和2年度には、要配慮者の特性に応じた支援方法等をまとめた「避難所における要配慮者支援ガイド」を、令和4年度には、「一般の避難所における要配慮者受入支援動画」を制作し、一般の避難所での要配慮者の受入方法やスペース等を踏まえた避難所運営マニュアルのバージョンアップの参考として活用していただいています。

しかしながら、一般の避難所における要配慮者の方に対応した避難所運営マニュアルのバージョンアップについて、市町村のマンパワー不足により時間を要しているため、財政的な支援が求められています。（令和4年度末のバージョンアップ率：32.7%）

令和2年12月には、避難所生活による要介護状態の悪化や災害関連死を防ぐため、高知県 DWAT（災害派遣福祉チーム）を発足しました。

DWAT の派遣実績は全国的にも少なく、隊員の一定のレベルを維持するためには、より実践的な訓練や研修の実施、体制の強化が必要です。

※令和5年3月31日時点

具体的な施策

- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進するため、各市町村の状況に応じた個別支援を実施します。
また、効果的・効率的に個別避難計画の作成を進めるため、日ごろから要配慮者の状況を把握されている福祉専門職の参画を促進します。
- 作成した個別避難計画の実効性の向上を図るため、訓練への福祉専門職参画や、必要性が明らかになった資機材整備を支援します。
併せて、各市町村の個別避難計画作成事例や訓練実施事例の横展開などにより、比較的遅れている市町村の取組を促進します。
また、地域住民や要配慮者が参加した訓練実施に向け、市町村の取組を支援します。
- 一般の避難所における要配慮者の方に対応した避難所運営マニュアルのバージョンアップについて、市町村に対して、「避難所における要配慮者支援ガイド」等の活用を呼びかけるとともに、引き続き、（要配慮者対応のためのマニュアル改定に係る会計年度任用職員の給料など、）補助金による支援を実施します。
- DWAT の体制を強化するため、より実践的な研修の実施や、先遣隊の編成など、災害対応を想定し、実践的な体制整備を行います。

2) 被災者の自立・生活再建支援対策の推進

目指す姿

被災者が誰一人取り残されることなく、自立・生活再建できる支援体制が整っている

ポイント

- 平時から様々な課題を抱える方やその世帯に対しては、重層的支援体制づくりを通じて、平時から災害に備えた取り組みを実施し、発災時にも活用することが有効であるため、平時における「高知型地域共生社会」の実現に向けた取組と、災害発生時における被災者に寄り添った支援体制づくりを一体的に推進します。

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
包括的な支援体制を整備している市町村			地域福祉政策課

検討中

【現状と課題】

災害が発生すると、被災者の方々はご自身の被災状況に合わせた支援制度を活用し、自立・生活再建を進めることになります。

しかし、これまでの災害では、「住まいの確保、心身の健康状態、就労など、様々な課題が複合的に絡み合い、適切な支援制度を選択できない」、「そもそも支援制度の情報が入手できない」等、支援制度が十分活用されず、自立・生活再建が滞る事例がありました。

このため、県では、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする体制づくり（災害ケースマネジメント）に取り組んでいます。

中でも、平時から様々な課題を抱える方やその世帯については災害時に課題が深刻化する可能性が高く、内閣府の「災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月）」において、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の枠組みを利用して災害ケースマネジメントに取り組むことが、効率的・効果的な被災者支援につながるとされています。

しかし、災害発生時には、平時から支援活動している方も被災してしまいます。災害時にも（平時から様々な課題を抱える方やその世帯への）支援を途切れさせないためには、重層的支援体制など平時の包括的な支援の枠組みにおいて、災害発生時にも官民が連携して支援活動を行うことができる体制づくりが必要になります。

検討中

具体的な施策

- 各市町村における重層的支援体制整備の中で、災害時に備えた体制整備の一体的な推進を支援します。
- 市町村担当者研修会等で取り組みの必要性を周知します。
- ……に関する支援会議において、災害時の……への対応の協議を促進します。
- 他自治体の……に関する好事例を……により横展開します。

2 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域づくり （「よこ糸」の取り組み）

（1）人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり

目指す姿	人と人とのつながりが再生され、一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる高知県になっている
-------------	---

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高知型地域共生社会の「よこ糸」の取り組みとして、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの拡大などにより人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めます。
-------------	---

<数値目標>

検討中

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
地域のつながり（支え合いの力）の弱まり	20%（全国）	17%	地域福祉政策課
社会活動参加率			地域福祉政策課

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化に加え、昨今のコロナ禍やデジタル化の進展などにより人との接触機会が減少したことで、地域のつながりや支え合いの力が弱まっています。

高知県が行っている県民世論調査によると、地域のつながりが弱まっていると答えた人の割合は平成26年度に45.7%であったのに対して、令和3年度には53.9%まで拡大しています。

また、令和5年度の同調査では、約2割の方が、「相談する人がいない」と答えており、悩みを困りごとを誰にも相談できず、社会的孤立に陥るリスクが高い人が一定数いることがわかりました。

さらに、令和3年度に実施した高知県集落調査によると、地域活動の参加者が10年前と比べて減ったと感じる集落代表者は68.6%となっています。

このように、地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、誰もが起こり得る社会的孤立といった課題に対応するには、高知型地域共生社会の行政主体の「たて糸」の取組だけではなく、地域主体の「よこ糸」として、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりが求められます。

<ソーシャルワークの網の目プロジェクト>

つながりを実感できる地域づくりに向けて、社会福祉協議会や市町村などにおいて、地域住民が地域の課題解決を試みるようサポートを行う役割を担うコミュニティソーシャルワーカーの存在が注目されています。

また、高齢や障害、子ども、困窮などの各分野の専門職においても、一人ひとりの課題に寄り添い、必要な支援につなぐソーシャルワークの素養が求められます。

そのため、高知県では令和4年度に、「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」をスタートしました。

具体的には、コミュニティソーシャルワーカーの育成を強化（令和4年度の68名から令和5年度には98名に増加）するほか、各分野の専門職やボランティアを対象に、身近な地域で困っている人に気付き、必要な支援につなげていくため、課題に寄り添い必要な支援につなぐソーシャルワークの理解者・実践者を増やす「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」をスタートしました。

この研修は、誰でもいつでも受講できるよう、web研修としており、受講後のアンケートに答えていただければ、高知家地域共生社会のメンバー証を交付することで、オール高知で取り組む機運の醸成も狙いとしています。（●/●現在、●名の方に受講いただき、●名の方に対してメンバー証を発行する予定）

今後は、専門職や地域ボランティアだけでなく、県民の方向けにも対象を拡大し、地域で困っている人を気にかけることや、そうした地域づくりに向けては、あいさつや地域の清掃活動やイベントなどへの参加といった小さな行動が重要であることについての理解を深め、参画意識の醸成を図ります。

〈気付いてつなぐ高知家地域共生社会研修〉



高知家

ソージャルワークの網の目構築プロジェクト /

気付いてつなぐ 高知家地域共生社会研修

高知家の一員として
「高知型地域共生社会」の
実現を目指した取り組み
に参加しませんか？



受講無料

事前申込
不要

研修動画は
2種類
いずれも約60分

プログラム

\\ 地域ボランティアの皆さんへ \\

ファミリー・サポート・センター提供会員、婚活サポーター、集落活動センター関係者、地域の見守り協定企業等、**各分野のボランティアスタッフや地域づくりに携わる方、または今後携わりたい方** など

1. 知事からのメッセージ / 高知県知事: 渡田省司
2. 「高知型地域共生社会」の概念と取り組みの意義
3. 高知家の一員であるボランティアの皆さんにお伝えしたいこと
 - ① 地域における生活課題の事例
 - ② 社会的孤立とその課題
 - ③ ボランティアとしてできること
 - ④ 寄り添うために留意してほしいこと
 - ⑤ 日々の活動のなかで気付き、つなぐためのポイント

◆ こんな方におすすめ! ◆

- 地域のために何か自分にできることをしてみたい
- 身近に困っている人、心配な人がいるけれど、どうしたら良いか分からない

\\ 専門職の皆さんへ \\

あったかふれあいセンター職員、ケアマネジャー、ケースワーカー、民生委員・児童委員、就労支援員、地域子育て支援センター職員、教員等、**様々な分野で相談支援に携わる方** など

1. 知事からのメッセージ / 高知県知事: 渡田省司
2. 「高知型地域共生社会」の概念と取り組みの意義
3. 高知家の一員である専門職の皆さんにお伝えしたいこと
 - ① 地域における生活課題の事例
 - ② 多機関の協働に向けた考え方
 - ③ 専門職としてできること
 - ④ 日々の業務のなかで包括的に相談を受け止め、つなぐためのポイント

◆ こんな方におすすめ! ◆

- 日々の業務で支援している方の家族に心配な人がいるけれど、どのように関われば良いか分からない
- 他の分野との連携のしかたを知りたい

〈民間企業と民生委員・児童委員協議会による「高知家地域共生社会推進宣言」〉

令和4年10月に、高知県・すべての市町村・すべての社会福祉協議会による「高知家地域共生社会推進」を実施し、「オール高知」で取り組む決意を表明しました。

この共同宣言に引き続き、令和5年10月には、県内56の企業・団体と42の民生委員・児童委員協議会が、地域のつながりづくりに向けて具体的な行動に取り組むことを宣言いただきました。

具体的には、地域のお祭りやイベントへの参加や協賛、河川等の見守り活動、百歳体操のサポート、子ども食堂への参加など、様々な地域活動に取り組んでいただきます。

つながりを実感できる地域づくりに向けて、こうした地域活動は重要になってくること

から、引き続き、宣言への参画を募り取組を前進させていきます。

<各分野における地域主体の「よこ糸」の取組>

地域主体の「よこ糸」の取組を進めるためには、各分野において、地域資源を活用し、住民や地域の多様な主体の参画を意識して進めていくことが重要です。

例えば、高知県では、民生委員と民間企業による見守り協定に基づくネットワークの強化などを推進してきました。さらに、地域の見守り活動に関する協定は令和5年度末で25社（※6月末時点実績）まで拡大しました。

そのほか、高齢分野では、地域住民主体のフレイル予防活動の推進やボランティア制度の活用による通いの場への参加機会の拡大に取り組んでいます。

障害分野では、農福連携を推進し、地域の関係者や支援機関の協働による障害者や生きづらさを抱える方の社会参加への支援を行っています。

子ども分野では、子育て家庭の孤立を防止し、不安感を解消するため、子育て経験者による相談体制の構築や地域ボランティアの参画など、住民参加型の子育て支援に取り組んでいます。さらに、アプリの活用などにより地域の企業の参画を促し、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図っています。

<高知家地域共生社会シンボルマーク>

令和5年10月には、県民投票により高知家地域共生社会のシンボルマークを決定しました。県民みんながお互いに寄り添い支え合うことで、安心して暮らし続けることができる『高知家地域共生社会』の実現につながることを「こうち」の文字で表現しています。

このシンボルマークを視覚的なメッセージとして、各種発表の場や公表資料のほか、名刺や封筒などに活用していくことで、オール高知で取り組む機運を高めます。

本計画では、「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを大きな柱に据えて、このシンボルマークを旗印に、各分野において「よこ糸」の取り組みを推進します。

（高知家地域共生社会シンボルマーク）



具体的な施策

- コミュニティソーシャルワーカーの養成を拡大するとともに、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトを県民向けに拡大するなど、ネットワークの拡大を図ります。
- 地域の見守り活動に関する協定締結企業や団体との情報交換の場を設けるとともに、孤独・孤立問題にも対応できる官民協議会の設立を検討します。

本計画の次項以降では、各分野における高知型地域共生社会の「よこ糸」に関する取組について、順次説明します。

(2) 高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続け、また、地域を支える一員として元気に活躍できる社会になっている

ポイント

- 市町村における高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を進めるため、地域の介護予防活動の推進と介護予防機能の強化を図ります。
- 地域における見守り体制を構築するため、ボランティア活動の促進やセンサー付き家電等の活用を促進します。
- 要介護状態の原因となるフレイルを予防するため、地域住民が主体となって取り組むフレイル予防活動を促進します。
- フレイルリスクがある高齢者を早期に発見し、介護予防事業につなげるため、通いの場の活用や民間事業者と協働したフレイル予防対策を強化します。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
生きがいづくりや介護予防のための通いの場への参加率	—	P	長寿社会課
介護予防強化型サービスに取り組む保険者数	—	P	長寿社会課
ボランティア体制が整備されている市町村数	—	P	長寿社会課
ICTを活用した高齢者の見守りネットワークの整備数	—	P	長寿社会課
新規要介護認定者の平均年齢	82.7年(R3)	83.5年	在宅療養推進課

【現状と課題】

地域の高齢者が通いの場に集まって、介護予防に資する運動や体操などを実施することは、それ自体、高齢者の健康を維持・増進する効果があるほか、継続的に顔見知りの方が集まることによる、地域の人と人同士がつながる場を創出する効果があります。

また、比較的元気な高齢者が、若い世代と一緒に地域の活動を進めることで、多世代交流のきっかけにもなります。

<高齢者の通いの場への参加促進等>

県ではこれまで、こうした高齢者の通いの場への参加促進に取り組み、本県の通いの場への参加率は全国値を上回っています。

しかしながら、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、介護予防に資する通いの場への参加率が減少しています。

そのため、健診や通いの場等を利用していない高齢者に対するオンライン介護予防教室の普及・展開などによる介護予防の推進と充実が必要です。

また、活用の中心となる地域リーダーの高齢化などにより、次世代の担い手が進んでおらず、通いの場の継続が難しくなっている地域もあります。

<通いの場>	箇所数	参加実人数	参加率
R1	1,372 箇所	17,716 人	7.2%
R2	1,432 箇所	20,334 人	8.3%
R3	1,363 箇所	15,996 人	6.5%

独居高齢者や認知症高齢者の増加により、地域での見守りのニーズが高まっている一方、少子高齢化や過疎化の進展に伴い、地域における見守りの担い手が減少していることから、センサー付き家電を活用するなど、新たな見守りの仕組みづくりが必要です。

<フレイル予防活動の推進>

令和元年度から先行的にフレイル対策に取り組んできた仁淀川町では、住民自身がフレイルサポーターになり地域住民のフレイルチェック活動やフレイル予防活動を行っており、改善の効果を実感した住民がフレイルサポーターに加わるなど、フレイル予防が持続可能なまちづくりにつながっています。

こうした事例から、県では、住民主体のフレイルチェック活動の重要性について、各市町村で住民向けフレイル予防講演会等を通じて普及啓発を行ってきました。この講演会を契機に、現在県内では仁淀川町のほか3市町にも活動が広がり、フレイルサポーターは230人が育成されています。

また、フレイルのリスクがある高齢者を幅広く早期に発見・介入し、要介護状態となることを防ぐ取り組みにつなぐため、フレイルチェックアプリを開発し、誰もが気軽にフレイルチェックができる環境を整備しました。

一方で、住民主体のフレイル予防の取組をさらに他市町村へ広げていくためには、お世話役などの担い手不足、前期高齢者の参画が課題となっています。また、フレイルリスクの高い高齢者に対する予防アプローチの強化や介護予防教室など機能回復訓練の場の普及拡大が今後の課題です。

具体的な施策

- 地域の介護予防活動を活性化するため、専門職団体やあったかふれあいセンター等との連携強化によるオンライン介護予防教室の普及展開など、通いの場への参加機会の拡大を図ります。
- 住民主体の介護予防活動の担い手となる地域リーダーの育成を支援するため、地域や市町村へのリハビリテーション専門職等の派遣を推進します。
- 地域における見守り等の生活支援の担い手の確保に向けて、ボランティアポイント制度の活用推進や I C T 機器を活用した見守りネットワーク構築を支援していきます。
- 今後の超高齢化社会と生産年齢人口の減少を見据え、介護サービスとあったかふれあいセンター等のインフォーマルサービスを融合した拠点の整備を図ります。
- フレイルサポーターの活動を他市町村にも拡大するため、引き続き住民向け講演会などを開催し、住民主体のフレイル予防活動の機運を盛り上げます。
- フレイルチェックアプリをあったかふれあいセンターやいきいき百歳体操などの集いの場で活用し、フレイル予防活動を強化します。また、民間事業者と協働してフレイルチェックの対象拡大を図ります。

(3) 障害の特性に応じて安心して働ける体制の整備 (農福連携の推進含む)

目指す姿 障害のある人の希望や特性等に応じた多様な働き方が実現できる社会になっている

ポイント

- <一般就労の促進>
 - 障害のある人の雇用を促進するため、法定雇用率の引き上げに対応した啓発や支援策の提案とともに就職率の高い訓練を中心とした障害者委託訓練を実施します。
 - テレワークを希望する障害のある人の就労の機会を確保するため、オンラインによる研修等を実施します。併せて、県内企業向けにセミナーを開催してテレワークの取り組み事例を紹介する等、テレワークによる雇用を促進します。
- <農福連携の推進>
 - 農福連携の取り組みを拡大するため、地域の農福連携の取り組みの活性化を図るとともに、就労継続支援事業所に農作業を委託する農業者の拡大を図ります。
- <工賃水準の向上>
 - 就労継続支援事業所の利用者の工賃水準を向上するため、共同受注窓口の体制強化や商品等を紹介するホームページの内容の充実を図ります。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 ※R4 末	目標 R9 年度	担当課
障害者の委託訓練（実践能力習得訓練コース）修了者における就職率	75%	85%以上	障害保健支援課
テレワークによる新規就職者数	1人	10人	障害保健支援課
平均工賃月額 ※R6 に策定する第5期高知県工賃向上計画で新たな目標を設定する。	20,969円	22,000円	障害保健支援課
福祉施設から一般就労した人 ※R5 に策定する第7期高知県障害福祉計画で新たな目標を設定する。	66人	100人	障害保健支援課
農作業等の受委託に取り組む就労継続支援事業所数	51事業所	66事業所	障害保健支援課
農業分野で就労する障害者等の人数（直接雇用、農作業等の受委託による就労）	1,645人	2,100人	障害保健支援課

【現状と課題】

県では、障害のある人がその希望や特性等に応じて働くことができるよう、就労系障害福祉サービスを利用する働き方だけでなく、企業等における雇用の促進に取り組んできました。また、テレワークや農福連携といった多様な働き方の促進にも取り組んできました。

＜一般就労の促進＞

近年のハローワークを通じた障害のある人の就職件数は、コロナ禍の影響により、令和2年度には一時減少したものの、令和4年度は、対前年度比 10.2%増の 680 件と、過去最高となりました。(図1)

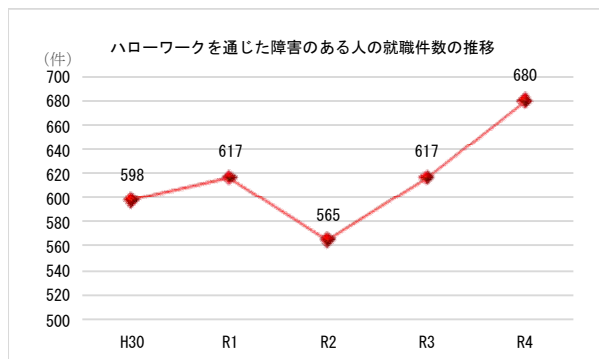
民間企業等の法定雇用率²⁶が令和6年4月に 2.5%、令和8年7月に 2.7%へ段階的に引き上げられます。(図2※実雇用率²⁷含む)

そのため、民間企業等に対して制度や支援策を周知するとともに障害者委託訓練の活用を促すなどして、障害者雇用に関する理解の促進や雇用のさらなる拡大を図ることが必要です。

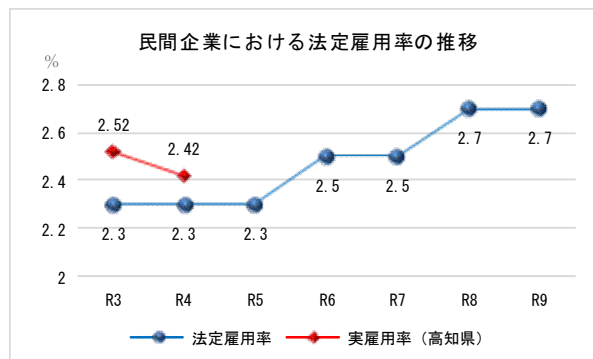
また、テレワークは、通勤による負担が軽減されることや体調に合わせて仕事ができることなどから、障害特性に応じた働き方の一つとされていますが、県内ではあまり広がっていません。

テレワークによる就労の拡大に向けては、当事者のテレワークによる就労意欲の向上とスキルアップ及びテレワークの導入に向けた県内企業への啓発等が必要です。

＜図1＞



＜図2＞



＜農福連携の推進＞

農福連携は、障害のある人をはじめ、生活困窮者やひきこもりの人等の自信や生きがいを創出し、社会参画の実現につながる取り組みです。

そのため、県では、すべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つとして、農福連携を推進してきました。

現在、農業分野で就労する障害者等(施設外就労、直接雇用)はコロナ禍においても拡大しています。(図3)(R1:400人、R2:502人、R3:588人、R4:594人)

しかしながら、地域ごとに農福連携の取り組みに濃淡があることから、今後は地域の状

²⁶ 障害のある人の雇用について、企業が一定の割合以上を雇用することを法律で定めたもの

²⁷ 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者に占める雇用障害者数の割合

況に応じて段階的な取り組みの支援を行っていく必要があります。

また、令和4年度に開催した農福連携マルシェの来場者に行ったアンケートでは、農福連携を知らない人が約70%となるなど、農福連携の取り組みが十分に知られていない状況です。

<図3>

(単位:人)

農福センター 普及所単位	農業者等										JA集出荷場										その他					合計				
	直接雇用(※1)					施設外就労(※2)					直接雇用(※1)					施設外就労(※2)														
	H31.1	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	H31.1	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	H31.1	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	H31.1	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	H31.1	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3					
1 安芸	23	48	34	45	39	0	0	2	9	1	0	0	0	9	12	0	2	3	23	11	7	16	41	48	40	30	66	80	134	103
2 中央東	1	5	11	20	20	5	15	18	18	61	0	0	0	5	11	0	0	3	3	3	6	5	6	0	0	12	25	38	46	95
3 瀨北	0	0	0	2	1	15	23	31	24	14	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	23	31	27	16
4 中央西	1	3	2	3	2	0	0	0	13	2	0	0	0	2	2	10	10	11	6	0	0	1	1	0	0	11	14	14	24	6
5 高知	3	7	12	7	6	41	63	95	132	161	5	6	6	4	3	0	4	17	33	0	0	0	0	0	0	49	76	117	160	203
6 高吾	0	3	4	3	24	30	44	48	75	57	0	1	1	2	1	3	2	5	6	5	0	0	0	0	0	33	50	58	86	87
7 須崎	1	1	1	1	1	5	5	33	14	7	0	0	0	4	3	36	36	39	6	6	0	0	1	0	0	42	42	74	25	17
8 高南	0	0	1	1	1	32	36	29	39	18	0	0	0	0	1	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	37	41	35	40	20
9 幡多	0	0	0	3	8	34	63	47	20	35	0	0	0	0	0	0	8	23	4	0	0	0	0	0	0	34	63	55	46	47
合計	29	67	65	85	102	162	249	303	344	356	5	7	7	27	34	54	55	78	84	62	13	22	49	48	40	263	400	502	588	594

※1:障害のある人等が農業者等に就職して、労働契約を結んで働く。

※2:障害のある人と就労継続支援事業所の職業指導員がユニットを組み、請け負った農作業を現地で行う。

<工賃水準の向上>

障害特性等の理由で雇用契約を結んで働くことが困難な人が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を受けながら生産活動を行う場として、就労継続支援B型事業所²⁸があります。

県では、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃水準の向上に向けて、事業所の販売力の強化や共同での受注・販売促進等につながる共同受注窓口²⁹の設置等に取り組んできました。

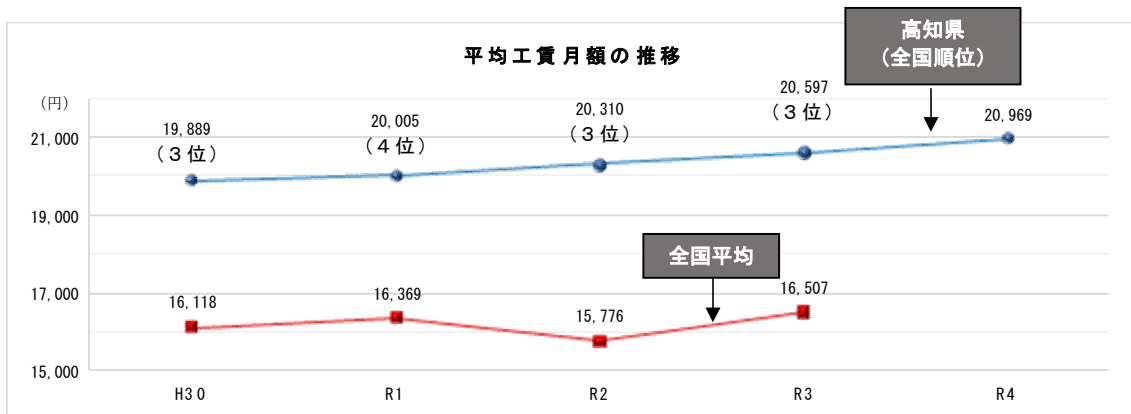
その結果、平均工賃月額額は20,310円(R2)、20,597円(R3)、20,969円(R4)と、コロナ禍でも上昇しています。(図4)

事業所の利用者が地域で経済的に自立した生活を送ることができるよう、物価高騰の長期化等を踏まえ、生産活動の基盤強化に取り組むとともに、それぞれの事業所の個性を尊重しつつ、共同受注窓口を通じた連携を強化するなど、さらなる工賃水準の向上に取り組む必要があります。

²⁸ 障害のある人が一般企業への就職が困難な場合等に、雇用契約を結ばないで軽作業などの生産活動や就労訓練を行う障害福祉サービス事業所

²⁹ 就労継続支援事業所が提供可能な物品及び役務の情報収集や発信、売買等の仲介や受発注の調整等を行うところ(県が高知県社会就労センター協議会に委託)

<図4>



具体的な施策

<一般就労の促進>

- 令和6年からの法定雇用率の引き上げにより、新たに雇用義務が生じる企業を中心に障害者職業訓練コーディネーターが訪問し、障害者雇用の理解を促進するとともに、障害者委託訓練等各種支援策の活用を促します。
- テレワークを希望する障害のある人の就労の機会を確保するため、オンラインによる研修や合同企業説明会を開催することで遠隔地に居住する人の参加を促進します。
併せて、県内企業向けにセミナーを開催してテレワークの取り組み事例を紹介するなど、テレワークによる雇用を促進します。

<農福連携の推進>

- 市町村等にアドバイザーの派遣等の支援策の活用を促しながら各地域における農福連携の取り組みの活性化を図ります。併せて、就労継続支援事業所に農作業等を委託する農業者の拡大を図るとともに、林業や水産業等、他の産業との連携も進めます。
また、農福連携の取組事例の情報発信や農福連携マルシェの開催等を通じて、農福連携の取り組みの普及・啓発を図ります。

<工賃水準の向上>

- 就労継続支援事業所の生産活動の基盤強化や営業活動等を支援するため、工賃等向上アドバイザーの活用を促進します。
併せて、共同受注窓口の体制強化や商品等を紹介するホームページの内容を充実させるなど、販売促進や受注拡大等に取り組めます。

(4) こどもまんなか社会の実現（住民参加型の子育て支援の推進）

目指す姿	社会全体で子育てを応援する環境と、共働き、共育てが定着し、「孤」育てを感じさせない社会になっている
-------------	--

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高めるため、住民参加型の子育て支援を推進します。 ○ 共働き、共育ての支援につなげるためファミリー・サポート・センター事業や地域ボランティアの推進など地域連携促進事業を拡大します。 ○ 子育て支援サービスやこうち子育て応援の店の利用促進を図り、アプリの利用者の拡大につなげるため、情報分析ツールを活用した情報発信等を推進します。 ○ 「こどもまんなか社会」を実現するため、子育て支援サービスの提供や商品開発など「こどもまんなか社会」を促進する企業を支援します。 ○ 子ども食堂が、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」となるよう、経験豊富な子ども食堂が他の食堂を支援するなど、子ども・家庭支援の充実を図ります。
-------------	--

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
子育て応援パスポートアプリ DL 件数	65,000 件	73,000 件	子育て支援課
こうち子育て応援の店の登録店舗数	1,000 店舗	1,400 店舗	子育て支援課
子ども食堂の設置箇所数	102箇所	150箇所	子ども家庭課

検討中

【現状と課題】

地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育て家庭が孤立化するリスクが一層高まっています。

そうした中、子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高めるには、社会全体で子育てを応援する仕組みづくりが重要になります。

県では、地域子育て支援センターにおいて、子育て経験者による敷居の低い相談体制や地域ボランティアによる支援を実施するなど住民参加型の子育て支援を推進しています。

現在、地域子育て支援センターは 25 市町村 1 広域連合 50 箇所に設置（3 箇所休止中）

されています。

また、地域の支え合いの仕組みであるファミリー・サポート・センター事業の実施市町村数は13市町（R5年度1市開設予定）にまで広がり、有償ボランティアであるファミサポ提供会員の人数は目標値を達成するなど着実に取り組みは拡大しています。（R5.6末時点：999人）

さらに、食事の提供だけでなく、子どもや保護者が安心して過ごし、子育ての孤立感や孤独感を解消できる子ども食堂は、R4年度末時点で県内102箇所（うち登録食堂73箇所）まで増加しています。

こうした子育て支援サービスを子育て家庭に知ってもらい、利用を促進するためには、情報発信の強化が必要です。

また、共働き・共育てに対応するため、ファミリー・サポート・センターといった子育て支援サービスのさらなる充実と、企業を含めた子育て支援者の拡大が必要です。

加えて、子育て家庭の孤立防止のため、支援を要する子どもや家庭を適切な窓口につなぐ役割を担うことのできる身近な居場所が必要です。

こうした子育て支援策がより効果を発揮するには、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

そのため、男女が家事や育児を分担し合う、「共働き・共育て」を推進し、市町村や民間企業との連携の下、県民運動として社会全体の意識改革に取り組みます。

具体的な施策

- 住民参加型の子育て支援の取組の推進のため、地域子育て支援センターにおける育児経験者による相談体制や地域ボランティアなど地域連携促進事業に対する支援を実施します。（総合交付金）
- 地域子育て支援センターの機能強化を図るため、センターにアドバイザーを派遣し、地域の実情に応じたコンサルテーションを実施します。
- 子育て支援サービスや子育て応援の店の利用促進を図るため、情報解析ツールを活用し、子育て応援パスポートアプリに蓄積される子育て家庭の行動履歴の分析を行い、効果的な情報発信等を行います。
- 社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービスの提供や商品開発など「こどもまんなか社会」を促進する企業を支援します。
- 子ども食堂の取り組みの拡大を図るとともに、経験豊富な子ども食堂の関係者などを相談窓口として位置づけるなど、他の食堂を支援することにより取り組みの充実を図ります。

(5) 民生委員・児童委員活動や民間事業者と連携した地域の見守り活動などの充実

目指す姿	民生委員・児童委員が民間事業者と連携しながら地域の住民を見守り、必要に応じて、支援機関につなぐ等の役割を発揮できるよう、活動しやすい環境が整っている
-------------	--

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村における民生委員活動の負担感の軽減や担い手確保に向けた取組を強化します。 ○ 地域見守り協定等を活用し、見守りネットワークの重層化を図ります。
-------------	--

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
検討中			

検討中

【現状と課題】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

<民生委員・児童委員の充足状況>

令和4年12月時点の高知県内の委員定数は、民生委員・児童委員が2,300人、主任児童委員が189人となっています。民生委員・児童委員の充足率（定数に対して委嘱した者の割合）は92.4%です（全国充足率93.7%）。

民生委員・児童委員のなり手不足や、短期間での退任が課題となっています。

<民生委員・児童委員研修の実施>

民生委員・児童委員の業務は、高齢者や児童の課題にとどまらず、生活困窮者自立支援、自殺予防、子育て家庭への支援など地域の課題は複雑、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっています。

県では、社会的な課題に対する知識及び技術を習得してもらうために、経験年数に応じた研修を実施しています。

【令和4年度実績】

新任1～3年目研修 参加者計451人/実施回数計9回

中堅、会長・副会長等研修 参加者計192人/実施回数計4回

一方で、地域のつながりの希薄化や住民の直面する課題の複雑化・複合化に伴い、民生委員・児童委員の役割は大きくなっており、その負担感が高まっています。

＜官民協働による見守り活動の推進＞

日ごろから地域住民の方々と接する機会が多い事業者との連携による重層的な見守りネットワークを築くため、県では、民生委員制度創設90周年を迎えた平成19年から、事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による「高知県の地域の見守り活動に関する協定」の締結を進めており、令和5年8月末時点で25事業者と協定を締結しています。

また、令和5年には、県内の民間事業者・団体のほか、すべての市町村の民生委員・児童委員協議会が、「高知家地域共生社会推進宣言」を行いました。これは、つながり、支え合う「高知型地域共生社会」の実現に向けて、それぞれの団体で取り組んでいくことを宣言したものです。

県としても、地域福祉活動の中核を担う民生委員・児童委員に加え、民間事業者等のこうした取り組みをしっかりと後押ししていきます。

具体的な施策

- 民生委員・児童委員のなり手を確保するため、高知県民生委員児童委員協議会連合会と連携し、5月12日「民生委員の日」等に合わせ、広報誌、SNS等を活用しながら普及啓発に取り組みます。
- 地域の課題が複雑化、複合化するなか、民生委員・児童委員の負担感を減らし、安心して支援につなげていただくため、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制づくりを進めていきます。
- 地域の複雑化・複合化した課題への対応力を向上させるため、新任民生委員や中堅、会長・副会長向けなど、経験年数に応じた研修体制と、民生委員・児童委員同士のネットワークづくりを進めていきます。
- 「高知県の地域の見守り活動に関する協定」のさらなる拡大を図るとともに協定締結事業者や「高知家地域共生社会推進宣言」企業等との見守り活動に関する意見交換を実施するとともに、民生委員・児童委員との連携を図ることで官民協働による地域全体での見守り活動を後押しします。

(6) 社会福祉法人等における社会貢献活動の推進

全体調整中

目指す姿

地域の活性化や担い手の確保に向けて、社会福祉法人等が社会貢献活動を行っている。

ポイント

- 移動支援や配食サービスなどの取組について、県内の好事例の横展開を図り、社会福祉法人の地域における公益的な取組を促進します。

【現状と課題】

社会福祉法人は、福祉分野での専門性を活かしつつ、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、複雑化・複合化するニーズに対応することなどが期待されています。

2016（平成28）年の社会福祉法改正では、社会福祉法人の本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

また、2022（令和4）年には、社会福祉事業に取り組む2つ以上の社会福祉法人やNPO法人などが社員として参画し、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されています。

（全国では2023（令和5）年5月現在、15法人。本県は0法人）

社会福祉連携推進法人の設立により、社員である複数の法人が、共同して地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査を実施したり、ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組みの企画立案を実践したりすることが可能となりました。

こうした取組みにより、ひきこもり状態の方に対する対応や8050問題など、地域の複雑化・複合化する課題に関係機関が連携して取り組み、福祉を契機とした地域づくりの充実につながることを期待されています。

本県においても、社会福祉法人による買い物支援や傾聴、見守り、配食サービスなどの活動が行われ、地域で高齢者が安心して暮らせる環境づくりに繋がっています。

一方で、人材が不足している、どんな活動をしたら良いのかわからないなどの理由により、十分な取組を行えていない社会福祉法人も存在します。

※ 以降、施策の検討中

具体的な施策

検討中

- 社会福祉法人の公益的な取組をまずは知っていただくため、地域における公益的な取組を把握し、ホームページ等で周知しながら好事例の横展開を図ります。

※ 社会福祉法人の公益的な取組を推進するための施策を検討中。

(7) 地域の福祉活動への若い世代など地域住民の参画の促進

目指す姿	地域のさまざまな「ひと・もの・こと」とのつながりを通し、自ら気づき、考え、行動できる地域人材が育成されている
-------------	---

ポイント	○ 若い世代など地域住民の「共に生きる」ことの意識を広げるため、関係機関と連携し福祉教育・ボランティア学習に関わる人材育成や実践の拡大を促進します。
-------------	--

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
福祉教育の拡充 福祉教育：学校での授業、体験型イベント、 地域でのボランティア体験活動	P	P	地域福祉政策課

検討中

【現状と課題】

地域では、NPO法人、ボランティア団体、企業などの多様な主体による、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動が実践されています。

県内でも、民生委員・児童委員の活動を支援する福祉委員等の設置や、地域福祉アクションプランの実践等を通じた住民活動の担い手づくりなど、市町村社会福祉協議会が中心となった地域福祉の担い手の育成が行われています。

他方、高知県社会福祉協議会が設置している高知県ボランティア・NPOセンターでは、ボランティアやNPOに関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育³⁰・ボランティア学習の推進、災害ボランティアセンターの体制づくり支援を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動やNPO活動の普及に取り組んでいます。

ボランティア・NPOの情報発信や情報提供の取り組みとしては、活動をしたい人と参加してほしい団体などのマッチングや活動支援情報の提供を行うインターネットサイト「ピッピネット」の運用を行っています。

³⁰ 身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のための行動する力を養うことを目的としている。福祉教育は、子どもたちの福祉の学びを支援する取り組みと住民主体の「地域福祉」を推進する取り組みからなる。

ピッピネットとは

高知県ボランティア・NPO センターが運営しているボランティアやNPO 活動およびNPO 法人の運営に関する総合情報サイトです。

掲載情報例：

➤ボランティアをはじめたい方へ

イベントなど単発のものから、随時募集のものまで様々な募集情報を掲載

➤ボランティアを募集したい方（NPO や施設など）へ

募集情報の掲載に加え、ピッピネット以外の募集方法や保険制度などを紹介

【URL：<http://www.pippikochi.or.jp/>】



福祉への関心を高め、地域における福祉・介護人材の確保につなげるため、小・中学生や高校生を対象としたキャリア教育を推進しています。

一方で、学校や地域では、福祉教育やボランティア学習の実践の機会が少なく、また関係機関の連携が進まず、実践に向けた効果的なプログラムの企画が十分ではありません。

そのため、高知県社会福祉協議会において、学校、NPOなど県域の関係機関による多様なプログラムや日常生活をベースとした学習の展開に向けた検討会が令和4年度から始まりました。

ここでは、「共に生きる」ことを意識した多様なプログラムを開発し、日常生活をベースとした学習機会を学校あるいは地域において創出していくことを目指し、住民や関係機関との実践（協同実践）と、子どもと大人の相互の学び合うプログラムづくり（協同学習）を進めています。

今後、より一層効果的な取組を進めるためには、市町村内の関係機関（社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO、社会福祉法人等）が、福祉教育やボランティア学習の目的を共有し、協同実践するプラットフォームの構築が必要です。

また、実践の拡大に向けては、県域の関係機関（社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO、社会福祉法人等）が連携し、福祉教育の考え方の普及や具体的なノウハウの習得支援が必要です。

加えて、地域福祉活動を進める中で、NPOなどによるフードバンクの取り組みが注目されています。様々な理由で生活に困窮されている方等に対して食料を支援することにより生活を支えるとともに、地域住民や企業等から食料を提供いただくフードドライブ活動を通じ、福祉活動に対する住民意識の向上が図られています。

具体的な施策

- 福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、高知県社会福祉協議会が実施する以下の取り組みへの支援を行います。
 - 1 小・中学生や高校生を対象とした福祉教育・ボランティア学習の取組を推進するため、県内の関係機関と連携し、福祉教育の考え方の普及や具体的なノウハウの習得支援を支援します。
 - 2 市町村社会福祉協議会の職員等の福祉教育実践者の人材育成を図るため、関係者の協同実践や協同学習に向けたノウハウを学ぶ研修（福祉教育研修）の開催等、人材育成を支援します。
 - 3 地域で取り組む福祉教育・ボランティア学習の支援策を検討するため、学校や市町村社会福祉協議会などの関係者で構成する福祉教育・ボランティア学習推進委員会の運営を支援します。
 - 4 市町村内の関係機関（社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO、社会福祉法人等）が、福祉教育やボランティア学習の目的を共有し、協同実践するため、市町村域においても、福祉教育・ボランティア学習の推進に関するプラットフォームづくりを推進します。
- フードバンク活動団体が行う、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するための取組等を支援します。

(8) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

1) 自主防災の組織づくりと活動の促進

目指す姿

南海トラフ地震や局地的な自然災害に備え地域の防災力が向上している

ポイント

- 共助の取組を強化するため、自主防災の組織化と各市町村の自主防災組織連絡協議会の設立を支援します。
- 地域における防災活動を担う人材を育成し、自主防災活動の活性化を推進します。

【現状と課題】

南海トラフ地震など、甚大な被害が想定される災害においては、普段から顔を合わせている地域や近隣の人たちが協力して助け合う「共助」の取組が重要です。

共助の要となる県内の自主防災組織数は、令和5年4月1日時点で3,072組織となっています。県全体の組織率は97.3%となっており、市町村別にみると、18市町村で組織率が100%となっていますが、一部の新興住宅地では、組織化に向けた調整が遅延しているため、早期の組織設立が必要です。（※消防庁の確定数値がR6.1月公表予定のため、組織率等はその後修正予定）

また、自主防災組織間での情報共有などを目的とする自主防災組織連絡協議会については、令和5年4月1日時点で26市町村で全域もしくは地区単位での連絡協議会が設立済みですが、未設立の市町村においては情報共有が十分に行えないなど、地域の連携が弱くなることが想定されます。

そのため、県では、市町村と連携し、それぞれの地域に合わせた防災学習などによる啓発活動の実施、また、訓練などへの財政的支援を行うことで、共助の要となる自主防災組織や連絡協議会の設立を支援してきました。

人口減少と少子高齢化が進む中、地域のつながりや支え合いなど、相互扶助の力が弱まっており、令和3年度の県民世論調査では、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が53.9%となっています。

既に設立されている自主防災組織では、人口減少やメンバーの高齢化、固定化により、活動の停滞やマンネリ化が課題となっているところがあるため、活性化に向けた、さらなる対策が必要です。

具体的な施策

- 自主防災の組織化に向けて、市町村と連携し、地域に対して、組織化を促していきます。
- 自主防災組織連絡協議会の設立を進めるため、活動されている連絡協議会の事例を紹介するなど、未設立の市町村に対して設立を働きかけていきます。
- 地域における防災活動を担う人材を育成するため、防災士養成講座や地域防災セミナーを開催し、地域の防災活動を担うリーダーを育成するとともに、「こうち防災備えちよき隊」の派遣により、自主防災活動に必要な知識や技能の習得を支援します。
- 自主防災活動の活性化を図るため、「高知県南海トラフ地震対策推進週間（毎年8月30日～9月5日）」に実施している「シェイクアウト訓練」や「津波防災の日（11月5日）」にあわせて行っている「県内一斉避難訓練」及び「地域のみんなで自主防災訓練」など、より多くの県民に防災訓練への参加を促します。

また、地域の防災活動の参考となる「自主防災活動事例集」を周知するとともに、市町村や自主防災組織が行う防災研修や訓練、資機材整備に要する経費に対して支援を行います。

2) 災害ボランティアセンターの活動支援

目指す姿

災害時に速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域と連携・協同し、被災者を細やかに支援する体制ができている

ポイント

- 被災者への細やかな支援の実施に向け、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営が円滑に行われる体制づくりへの支援を推進します。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
災害ボランティアセンターの体制強化 体制強化：訓練の実施、市町村との協定の締結、 マニュアルの見直し	P	P	地域福祉政策課

【現状と課題】

地震や風水害などで地域が大きく被災した場合には、外部からの支援が必要な状況となることが多くあります。

発災後に迅速に被災者の支援を行うためには、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成や社会福祉協議会と市町村、関係団体、地域との連携体制を構築しておくことが必要です。

これまで、県では、各市町村で発災後速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げることができるよう、高知県ボランティア・NPOセンターが中心となり、市町村社会福祉協議会などに対し、支援を行ってきました。

その結果、全市町村において災害ボランティアセンターの立ち上げマニュアルが作成されたほか、様々な研修によって、災害時、運営の中心的な役割を担う各市町村社会福祉協議会の職員が専門的な知識を身につけるなど、円滑な災害ボランティアセンターの運営体制の構築が進んでいます。

こうした各市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター運営の人材育成等の体制整備、県域での後方支援体制を充実させるため（←要確認）、平常時から災害ボランティア活動支援に関わるNPO等の団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議において、バックヤード拠点の整備など支援体制強化に向けた取組を推進しています。

一方で、さらなる体制強化のために、運営マニュアルの実効性の向上や、デジタル化などへの対応が求められています。

具体的な施策

- 高知県社会福祉協議会や市町村等と連携し、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を担う人材の育成や、県域での支援体制の構築を推進します。
- 災害ボランティアセンターの立ち上げや運営を支援するため、模擬訓練の実施を支援します。人材育成のための研修の開催を支援します。
- 災害ボランティア活動支援に関わる団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議の開催を支援します。
- 災害時の円滑な運営、ボランティア人材の確保のため、災害ボランティアセンターの活動について、様々な機会を捉えて周知を図ります。

3 「高知型地域共生社会」を支える基盤づくり・人づくり

(1) あったかふれあいセンターの整備と機能強化

目指す姿	あったかふれあいセンターが、つながり、支え合う「高知型地域共生社会」の拠点として、高齢者だけでなく、子どもや障害のある方、ひきこもりの方など幅広い世代が多用途で利用できる場となっている
-------------	--

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者のほか子どもや障害のある方、ひきこもりの方など幅広い世代が利用できる拠点とするため、ネットワーク環境を整備し、遠隔地にいる支援者との連携やオンライン上での利用者同士の交流等を推進します。 ○ 地域の生活課題が複合化・複雑化する中、あったかふれあいセンターがこれらの課題をすみやかに把握し、適切な支援につなぐため、専門職や地域ボランティアとの更なる連携に向けた後方支援を行います。 ○ あったかふれあいセンターの職員について、地域福祉のマネジメント力と支援力の強化につながるスキルアップを図ります。 ○ 集落活動センターとのサービス提供の連携を促進します。
-------------	---

<数値目標>

検討中

具体的項目	現状 R5	目標 R9 年度	担当課
地域の居場所としての参加人数(あったかふれあいセンター機能のうち、集い+交わる+学ぶの参加者実人数)	15,130 人	20,000 人	地域福祉政策課
あったかふれあいセンター「相談」のべ利用回数増	5,898 回	10,919 回	地域福祉政策課

【現状と課題】

本県は、全国に先行した人口の減少や高齢化に伴い、地域のつながりや支え合いの力が弱まってきており、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化、複合化した課題が顕在化しています。

【地域のつながりが弱まったと回答した人】

43.4% (H28)→53.9% (R3)「県民世論調査」(高知県)

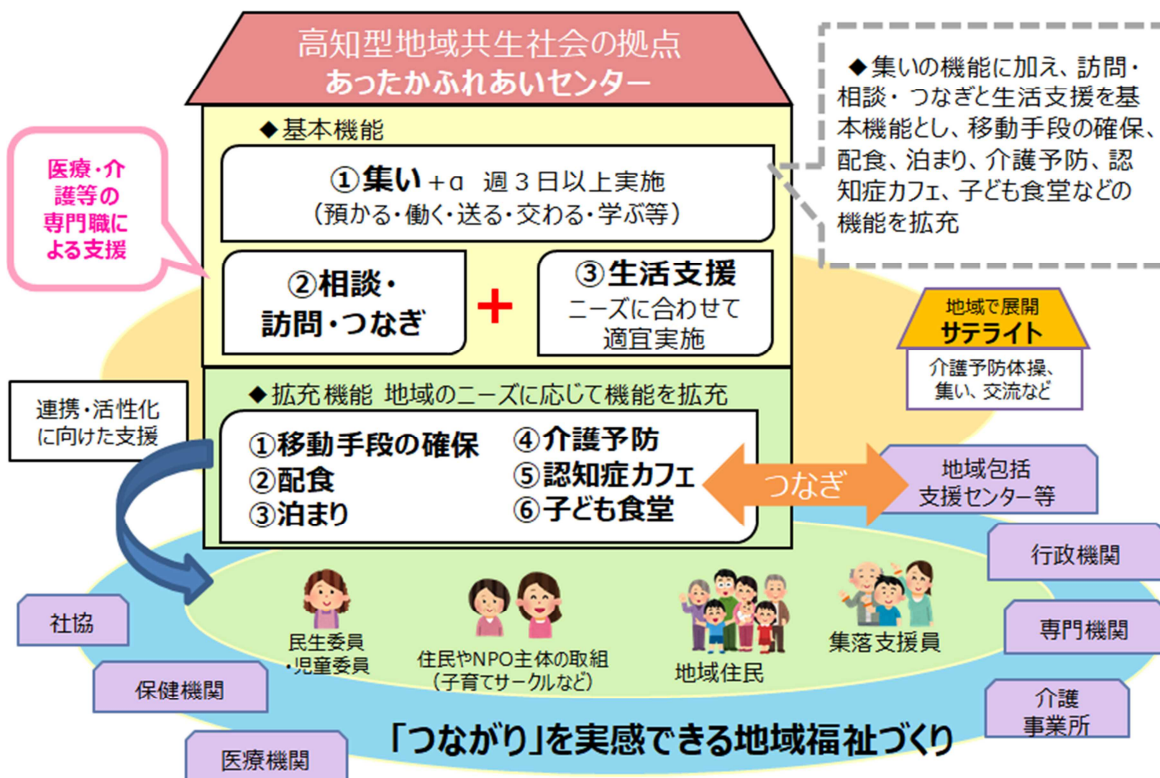
【10年間と比較して地域活動の参加者が減ったと回答した人】

68.6% (R3)「集落实態調査」(高知県)

こうした課題は、全国一律の基準で提供される福祉制度サービスでは、ニーズがありながらも、それぞれの利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくくなります。

あったかふれあいセンターは、こうした制度サービスのすき間を埋め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながら必要なサービスが提供でき、触れ合うことのできる小規模多機能支援拠点として平成21年度から整備を進めてきました。

その結果、現在では、整備箇所数の増加、介護予防などの機能の拡充及びサテライトによる地域での活動の展開など、高知型地域共生社会の拠点としての広がりを見せています。



あったかふれあいセンターは、令和5年4月時点で、31市町村で309箇所（55拠点254サテライト）でほぼ県内全域で地域の支え合いの拠点として展開しています。

また、あったかふれあいセンターでは、全ての拠点に住民や関係機関の参画による官民協同の運営協議会を設置し、地域課題やニーズの把握と対応を通じたサービス提供、地域づくりを行っています。センターによっては、集落活動センターと連携し、見守りを兼ねた配食サービスや移動支援の取り組みなどを進めています。

こうした取組が進んできた一方で、高齢者に利用が偏りがちなセンターが多く見られる他、様々な課題やニーズの多くをセンターで引き受けることで、職員への負担が過大となっている状況も見られます。

【集い利用者の属性】

R4実績：高齢者58.8%、子ども8.3%、障害者（児）1.8%、その他、不明31.1%

センターで地域課題やニーズを把握することはもちろん必要ですが、サービスの提供にあたっては地域住民やボランティア、関係する支援機関等が協働して内容を検討する場を設けることで、センターへの負担集中を防ぐとともに高知型地域共生社会の拠点として、制度サービスのすき間を埋め、幅広い世代が多用途で利用できる場としての充実が可能になると考えます。

今後の機能の充実については、オンライン診療の実施やひきこもりの方の居場所、子育て家庭や子どもが集える場など、地域の方が気軽に集って、困りごとの相談や活動を行う拠点になっていくことが望ましいと考えています。

特に、共働き世帯が増加する中、子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高める観点からも、子育て支援（子育て支援センター、子ども食堂等）が不足している地域での子育て支援機能を充実が求められます。

しかしながら、担い手不足が深刻な中、あったかふれあいセンターとして更なる機能を発揮するためには、専門職や地域ボランティアとの更なる連携が有効となります。

また、こうした取組に対して、社会福祉法人の積極的な参加を促す視点も重要となります。

- リハビリテーション専門職等と連携した介護予防の取組実施拠点数：52 拠点（R4）
- 薬剤師による健康相談、医薬品の適正使用の推進：4市町（R4）
- 医師による健康相談の実施：3町村（R4）
- 集落活動センターによる配食やサテライトの実施：19箇所（R4）

具体的な施策

- あったかふれあいセンターを幅広い世代に多用途で利用してもらえる場とするため、通信環境の整備への支援を実施することで、WEB 講座やオンライン見守り・買物などの事業の実施を後押しします。
- より多くの方に利用いただくため、センター活動の情報発信を強化し、市町村や住民、社会福祉法人等に情報提供し、福祉サービスの提供機能を充実します。
- 介護サービスと地域の支え合い活動を融合させた新たな中山間地域介護サービスモデルやオンライン診療などの拠点としてあったかふれあいセンターを活用を推進します。
- センター職員等の人材育成の強化及び専門的な資格を有する人材の活用を図ります。
 - 高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を必要とする高齢者を見つける力や、できるだけ要支援・要介護状態にならないための取り組みの強化
 - 高知型地域共生社会の実現に向けた生活支援サービスや支え合いの仕組みづくりと地域支援の強化（スタッフ）、地域福祉のマネジメント力の強化（コーディネーター）
- 介護予防に取り組む拠点の増加に向けて、専門職等と連携した介護予防の取り組み（いきいき百歳体操、フレイル予防など）を推進します。
- 医師や薬剤師、看護師等医療職による健康相談と通院支援サービスの一層の拡充及び横展開を図ります。
- センターのサービス充実させるため、認知症カフェや子育て支援などの拡充機能の充実を促します。
- センターにおける子育て支援の実施に向けて、放課後や長期休暇中の居場所づくり、高齢者や障害のある人との交流、学習支援などセンターの機能の充実を図ります。
- 集落活動センターとの連携により、見守りを兼ねた配食サービスや移動支援の取り組みを充実します。

(2) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

目指す姿	集落活動センターを中心とした集落の維持・再生と支え合いの取り組みが行われている
-------------	--

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域の「活力を生む」取り組みとして、「集落活動センター」などの集落の維持・再生に向けた仕組みづくりを進めます。 ○ 中山間地域の「くらしを支える」取り組みとして、生活用水や生活用品、移動手段の確保への支援を行います。 ○ 「あったかふれあいセンター」や高齢者の住まいの整備などとの連携を進め、介護予防・生活支援の基盤整備に向けた取り組み、その他生活、福祉、産業、防災等それぞれの分野とが連携した総合的な取り組みとなるよう、市町村を支援します。
-------------	--

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
集落活動センターの取り組みの推進（開設数）	66	83	中山間地域対策課
デマンド型交通の導入市町村	11	17	交通運輸政策課
(P) 生活用水			

検討中

【現状と課題】

県土の大部分を占める中山間地域では住民同士のつながりや支え合いの力が弱まってきており、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが引き続き必要となっています。

本県は人口減少と少子高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでおり、例えば昭和35年と令和2年の人口を比較すると、県全体の減少率が約19%に対し、中山間地域では約51%と大きく減少しています。

また、集落数は平成22年が2,366集落であったのに対し、令和2年には2,351集落と、ほぼ横ばいである一方で、9世帯以下の集落数は、令和2年には324集落と、平成22年調査時より78集落増加しています。（旧高知市を除く。）

これまでの中山間対策により、集落活動センターの取り組みの県内への普及、拡大による地域活動の活性化や、移住者数の増加など、一定の成果は出ているものの、人口減少や少子高齢化には歯止めがかからず、特に中山間地域の若者の流出は深刻です。

このため、県では、令和5年度に、「中山間地域再興ビジョン」を策定し、10年後の目指す将来像として掲げた「地域に若者が増えた持続可能な人口構造のもと、デジタル技術の活用などにより、地域で安心して生活ができる環境が維持され、地域に多様な仕事生まれ、誰もが将来に希望をもって暮らし続けることができる、活力ある中山間地域」の実現に向け、市町村との連携・協働のもと、取り組みを推進することとしています。

<集落活動>

県では、地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、集落連携により、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災などの活動に取り組む仕組みである「集落活動センター」を推進しています。

その結果、現在、集落活動センター32市町村65箇所（R5年3月末現在）まで広がっています。

しかしながら、近年、コロナ禍による地域活動の停滞などにより、集落活動センターの新たな開設数が頭打ちとなっています。

また、地域での担い手が不足する中、集落活動センターの活動を継続・発展するためには、あったかふれあいセンターとの連携や、外部の人材の活用を含めた担い手の確保が必要です。

<生活環境>

中山間地域で生活する人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を整備するため、生活用水や生活用品、移動手段の確保等に向けた取り組みを推進しています。

生活用水の確保では、3か年計画（令和4～6年度）による要整備地区での着実な整備を進めていますが、今後も施設の老朽化や水源の枯渇等による新たな要整備地区への対応と、担い手不足による施設の維持管理の負担軽減につながる仕組みの普及が必要です。

生活用品の確保では、店舗閉鎖による中山間地域の人々の利便性低下を防ぐために、店舗経営の継承や移動販売を行う事業者への支援策の活用を促進することが必要です。

移動手段の確保では、既存の交通事業者も含めた地域の関係者が参画する地域公共交通会議等で十分に議論し、地域の実情に応じた交通ネットワークを構築することが必要です。

具体的な施策

<集落活動>

- 集落活動センターの新規立ち上げを加速するため、新たな支援策の導入や小さな集落活性化事業による支援など取組を進めます。
- 集落活動センターの活性化に向けて、センターの継続・発展のための事業に必要な経費を支援するとともに、アドバイザーの派遣等により事業の拡充等を後押しします。
- 集落活動センターの活動を活性化させるため、地域活動に協力する学生と地域とのマッチングを行うなど、大学との連携を促進します。

<生活環境>

- 生活用水を確保するため、3か年の整備計画を着実に実施するとともに、施設の維持管理の負担軽減につながる仕組みの普及を図ります。
- 生活用品を確保するため、店舗等の情報収集を行いつつ、店舗整備等の支援制度の周知を図ることで、その活用につなげていきます。
- 小規模な集落においても、移動手段を確保するため、住民のニーズにきめ細かに対応できるデマンド型交通等の導入促進に取り組めます。

(3) 福祉・介護人材の確保対策の推進

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が「働きやすさ」と「やりがい」を実感できる魅力ある福祉・介護職場となっている ・ 地域に必要な福祉・介護職員が確保され、多様な人材が支え手となって活躍している
-------------	--

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が段階的にスキルアップしながら長く働き続けられる魅力ある職場づくりに向けて、ノーリフティングケアの普及やデジタル化、高知県福祉・介護事業所認証評価制度を推進します。 ○ マイナスイメージの刷新に向けて、良好な福祉・介護職場の「見える化」や介護の仕事の魅力を発信するとともに、中長期的な人材の確保に向けて、小・中・高校生をターゲットとした福祉教育を推進します。 ○ 多様な人材の参入を促進するため、福祉人材センターのマッチング機能の強化のほか、介護助手やワークシェア等の新しい働き方の普及や資格取得支援、外国人介護人材の受入支援などを推進します。
-------------	--

検討中

<数値目標>

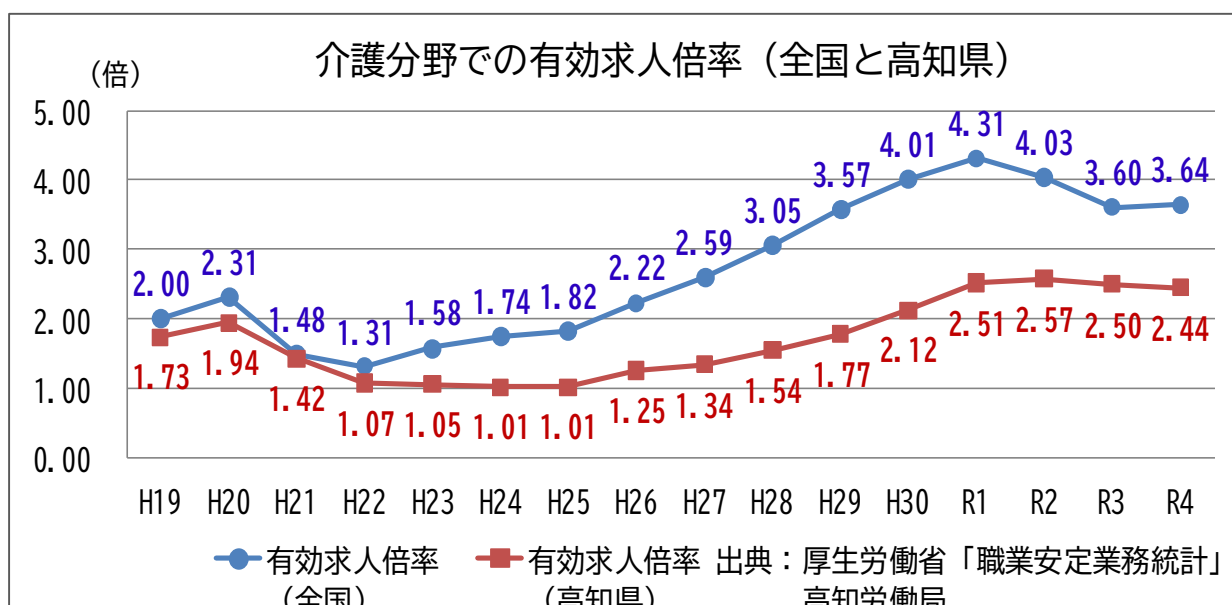
具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
不足が見込まれる介護人材の充足率 ※R7需給ギャップ（R2推計）550人	61.3% （8月末）	100% （R7）	長寿社会課
介護事業所のノーリフティングケアの実践	37.7% （R4.11 実態調査）	50%	長寿社会課
認証福祉・介護事業所数	265事業所 （9月末）	550事業所	長寿社会課
福祉・介護事業所認証評価制度の認知度	9.5% （R4.2 意識調査）	40% （R7）	長寿社会課

【現状と課題】

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大によって、令和7年には550人の介護職員が不足すると推計（令和2年）されています。

介護職員数は、推計で平成19年の9,732人から令和元年には14,292人まで

増加しているものの、県内の介護分野の有効求人倍率は、令和元年度に2.5倍に達し、地域偏在も生じています。



令和4年度に実施した「人材確保に係る介護事業所実態調査」によると、介護事業所の62%が従業員が不足していると回答しており（令和元年63%、平成28年：58%、平成25年49%）、職種別では、訪問介護員の不足が75%と他の職種に比べて割合が高くなっています。

サービス需要量は今後も増加見込であり、在宅サービスを支えるホームヘルパーの高齢化など、特に中山間地域における介護人材の安定的確保は喫緊の課題となっています。

介護人材を安定的に確保していくためには、利用者と職員双方の負担軽減や、介護職場における給与や人材の育成体系など、職員が段階的にスキルアップしながら長く働き続けられる魅力ある職場づくりが必要です。

また、こうした良好な福祉・介護職場の「見える化」や介護の仕事の魅力発信によるイメージの刷新とともに、中長期的な人材の確保に向けては、福祉教育やボランティア体験を通じた次世代の担い手づくりが重要となります。

さらに、現役世代の人口減少が本格化する中、限られた人材でサービスを維持・向上していくためには、業務の効率化・省力化など事業所の生産性向上とともに、柔軟な働き方による多様な人材の参入を促進し、支え手の拡大を図っていく必要があります。

具体的な施策

<魅力ある職場づくり>

- 福祉・介護事業所認証評価制度を高齢者・障害・児童施設の良好な職場づくりを推進します。
- 福祉・介護職場の就労環境改善のため、福祉機器・用具、介護ロボットやICTの導入支援や、ノーリフティングケア推進のためのリーダー養成研修等に取り組みます。
- 介護職員の賃金改善に向けて、介護職員等処遇改善加算の取得を支援します。
- 職員の育成を支援するため、福祉研修センターで行う体系的・計画的研修への支援とともに研修参加に係る代替職員派遣を行います。
- 介護事業者や市町村等が地域で連携して行う人材確保に向けた取組を支援します。

<魅力発信>

- 介護の仕事のイメージや社会的評価の向上に向けて、福祉・介護事業所認証評価制度やノーリフティングケアの認知度向上や介護の魅力発信に取り組みます。
- 県内の関係機関と連携し、小・中学生や高校生を対象としたキャリア教育を推進します。

<ターゲットに応じた人材確保>

- 福祉人材センターと福祉研修センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室やUIターンサポートセンターなどとの連携により、マッチング機能の強化を図ります。
また、ふくし就職フェアの開催やハローワークでのセミナーの実施など、新規参入者や潜在有資格者に対する就労促進策を充実します。
- 介護現場の補助的業務を担う「介護助手」の普及や介護未経験者に向けた入門的研修の実施、他業種からの転職者に対する就職支援金の貸付などにより新たな人材の参入を促進します。
- 進路選択を考える高校生を対象に訪問介護の資格が取得できる介護職員初任者研修を実施します。
- 外国人介護人材への学習支援など事業所の受入体制整備に向けた支援に取り組みます。

(4) 福祉分野におけるデジタル化の推進

全体調整中

目指す姿

各分野でデジタル技術を活用した住民サービスの向上と生産性向上が図られている

ポイント

- あったかふれあいセンターにおいて、Wi-Fi 環境の整備を通じた WEB 講座やオンライン見守りなどの事業実施を後押しします。
- 介護事業所における ICT 機器の導入を支援します。
- 情報分析ツールを活用した子育て支援サービスの利用促進と、高知家子育て応援パスポートアプリの利用者の拡大を図ります。

<数値目標>

検討中

具体的項目	現状 R5	目標 R9 年度	担当課
あったかふれあいセンター			地域福祉政策課
介護事業所の ICT 機器導入率			長寿社会課
子育て応援パスポートアプリ DL 件数			子育て支援課

【現状と課題】

<あったかふれあいセンターの WiFi 環境の整備を通じた事業実施の後押し>

- ・あったかふれあいセンター WiFi 環境の整備 R4 実績：49/56 拠点
- ・専門職による双方向性のオンライン介護予防教室の開催
- ・R5 実績：長寿社会課で数値把握
- ・地域の居場所としての参加実人数 R4 年度：15,130 人

(課題)

一部のあったかふれあいセンターにおいて、WiFi 環境がまだ整備されていない。

WiFi 環境を活用し、あったかふれあいセンターで実施できる事業について、メリットや実施方法が十分理解されていない。

<介護事業所における ICT 機器の導入促進>

介護事業所に対する ICT 機器導入に係る経費の支援、セミナーやアドバイザーによる個別相談会を行っています。

令和 4 年度の調査による介護事業所での ICT 機器の導入率は 45.2%となっており、

高齢者が多く働いている訪問介護事業所などの居宅系の小規模事業所で導入率が低い傾向にあります。

<デジタル技術を活用した子育て支援>

- ・「高知家子育て応援の店」Webサイトのリニューアル
- ・10月から高知家子育て応援パスポートアプリリリース予定
- ・アプリダウンロードキャンペーンの実施（10月～）
- ・子育て応援キャンペーン（子ども1人当たり5,000のデジタルクーポン付与）の実施（11月～） うち子育て応援の店登録店舗数（R5.8時点：503店舗）

具体的な施策

検討中

<あったかふれあいセンターのWiFi環境の整備を通じた事業実施の後押し>

- 多世代が多用途で利用できる地域の居場所となるよう、WiFi環境の整備を通じた事業実施の後押しするほか、子ども・障害者・高齢者など様々な分野の専門機関との情報共有や連携体制を充実させます。

（目標値）

- ・WiFi環境を活用した取組を1つ以上実施しているあったかふれあいセンター R9年度目標：全拠点
- ・専門職による双方向性のオンライン介護予防教室の開催
R9年度目標：長寿社会課で数値把握
- ・地域の居場所としての参加実人数 R9年度目標：20,000人

<介護事業所におけるICT機器の導入促進>

- セミナーや個別相談会において、高齢者でも扱いやすいICT機器の活用事例の紹介などを行うことなどにより、小規模事業所でのICT機器導入率向上を図ります。

<デジタル技術を活用した子育て支援>

- 情報分析ツールを活用し、子育て応援パスポートアプリの子育て家庭の行動履歴の分析を行い、効果的な情報発信等により子育て支援サービスや子育て応援の店の利用促進を図ります。

(5) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
1) 適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり

目指す姿 社会福祉事業の福祉サービスが、利用しやすくわかりやすい仕組みとなっている

ポイント

- 利用者が自身の希望に沿った福祉サービスを選択し、適切なサービスの提供を享受できるようにするため、福祉サービス第三者評価事業の受審を促進するとともに、評価結果等を利用者・家族や地域社会に対して発信します。

検討中

<数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9 年度	担当課
高知県福祉・介護事業所認証評価制度の認知度	P	P	
福祉サービス第三者評価の受審件数 (社会的養護施設以外の社会福祉施設等)	不明 (R4 は 2件)	8 件	地域福祉政策課

【現状と課題】

<福祉サービス第三者評価事業>

社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うことやその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。

そのため、受診義務のある社会的養護施設以外の社会福祉施設等による積極的な受審が求められています。

福祉サービス第三者評価事業の受審を促進し、評価結果を広く県民に公表することで、福祉サービスの利用を希望される人や家族が福祉サービスを選択するための情報源の1つとなります。

しかしながら、令和4年度は、社会的養護施設以外の社会福祉施設の受審は、6件中2件と、受診が少ないことが課題となっています。

<高知県運営適正化委員会>

運営適正化委員会とは、利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるとともに、当事者間で解決が困難な福祉サービスに関する苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関（高知県社会福祉協議会に設置）です。

社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決を図る「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けられており、活動

の理解や資質向上への取り組みを推進していく必要があります。

令和4年度の福祉サービス利用者からの苦情受付件数は5件で、その内訳は、「職員の接遇に関すること」が3件、「その他」が2件となっています。

利用者に不満や苦情があった場合には、適切に第三者委員の活用につながるよう、引き続きアンケート調査により状況把握を行うとともに、各種研修会や施設、事業所巡回訪問を通じて、積極的な活動の活性化を図ります。

具体的な施策

<福祉サービス第三者評価事業>

- 社会的養護施設以外の社会福祉施設に対し、福祉サービス第三者評価事業の受審を促進するため、社会福祉施設等への指導監査等を通じた働きかけを行うとともに、評価結果を広く県民に公表します。

<高知県運営適正化委員会>

- 福祉サービスの適切な利用や提供を確保するため、福祉サービス利用者から寄せられる情報を関係機関等と共有するとともに、それらの情報を県が行う社会福祉施設等への指導監査に活用します。
- 社会福祉施設等の第三者委員の資質向上や、苦情解決への対応力向上に向けて、運営適正化委員会が実施する研修開催などの支援を行います。

2) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

目指す姿

高齢者や障害のある人が身近な地域において、「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、必要な福祉サービスを受けられている

ポイント

- 共生社会の実現に向けて、障害のある人が高齢期を迎えても、引き続き同一の事業所でサービスを利用できるよう、「共生型サービス事業所」の増加に向けた施策に取り組みます。

<数値目標>

検討中

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
P	P	P	

【現状と課題】

人口減少や過疎化が進む中、既存の縦割りの制度では効果的で適切な解決策を講じることが難しい課題があるため、公的な支援体制が様々な分野で縦割りに対応するのではなく、連携・協働しながら包括的に支援することが必要となっています。

こうした中、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられ、平成30年4月からサービスが開始されています。

これにより、障害者が介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を引き続き利用しやすくなり、また、福祉人材に限りがある中で地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うことが可能となるため、県では、サービス提供を行う施設整備への支援を行うとともに、共生型サービスに関する普及啓発や職員のスキルアップ研修を行い、共生型サービスの普及を行っています。

また、市町村が福祉サービスの確保のため、高齢・障害・児童の福祉制度サービスを複合的に提供する施設を整備する市町村を支援（多機能型福祉サービスモデル事業）し、専門的で多機能な福祉サービスが提供される仕組みづくりに取り組んでいます。

<県内のサービス提供の状況> 令和5年3月31日現在

- ・介護保険サービス（通所介護・小規模多機能居宅介護）と障害福祉サービスを一体的に実施している事業所 63事業所

うち共生型サービス事業所 21 事業所

一方で、共生型サービスを実施する介護事業所及び障害福祉サービス事業所が少なく、障害者がサービスを受けられやすい環境整備に至っていません。

共生型サービスの円滑な利用を促進し、障害のある人のニーズ、地域の実情に応じた対応が求められています。

具体的な施策

- 「共生型サービス」の円滑な利用を促進するため、介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス事業所の指定を受けるために必要な情報提供を行います。
- 障害福祉と高齢者福祉の垣根を超えた支援体制づくりに向け、介護保険のケアマネジャーが障害の特性に応じて、介護保険と障害福祉のサービスを組み合わせたケアプランの作成ができるよう研修等を実施します。
- 共生型サービス事業所の設置促進に向け、福祉サービス確保のために必要と認める複合的福祉サービスを提供する施設整備を支援する市町村への財政的支援を行います。
- 市町村及び事業所職員に対して共生型サービスや小規模複合型サービスの提供に関する研修を実施します。

(6) 居住に課題を抱える人への横断的な支援

目指す姿

住宅の確保に配慮を要する人が、円滑に入居できている

ポイント

- 住宅の確保に配慮を要する人が、円滑に入居できるように、住宅及び福祉分野が連携した居住支援を推進します。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という）の登録を促進するため、住宅セーフティネット制度の普及・啓発を図ります。

【現状と課題】

平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」が施行され、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、DV被害者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という）に対する賃貸住宅の供給を促進しています。

県、市町村、不動産関係団体（宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者等）及び居住支援団体等で構成する高知県居住支援協議会では、セーフティネット住宅登録制度等に関する情報提供や課題を共有するなど必要となる支援策を検討しています。

県が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人³¹では、家賃の債務保証や民間賃貸住宅への入居に関する情報提供及び支援を実施しています。

住宅確保要配慮者には、県営住宅の入居者募集時（年4回）の優先入居（入居抽選倍率の優遇）や随時募集団地の空き部屋の紹介を行う等により居住の確保に努めています。また、県営住宅への入居に当たって連帯保証人を不要にすることとしました。

【高知市生活支援相談センターの相談件数（平成30年度）】

住まいに関する初期相談件数：119件（うち3分の1が高齢者）

うち住宅の確保：63件

更新予定

住宅確保要配慮者は緊急時の対応、近隣とのトラブル及び孤独死等が懸念されることから、民間賃貸住宅では入居の制限を受ける傾向があります。

また、不動産関係事業者等への「住宅セーフティネット制度」の周知が不十分です。

県営住宅の場合でも、住宅確保要配慮者の入居に当たっては、希望する地域に県営住宅がなかったり、県営住宅があっても空き部屋がない等により、入居に至らないケースがあります。

住宅確保要配慮者は、様々な複合課題を抱えている場合がありますので、住宅確保策と

³¹ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として県が指定するもの。

見守り支援等の福祉サービスとが連携した支援の仕組みが必要です。

具体的な施策

- セーフティネット住宅の登録及び普及・促進に向けて、市町村説明会及び高知県居住支援協議会、不動産関係団体の研修会において制度説明を行い、住宅セーフティネット制度の普及啓発に取り組みます。
- 国の支援制度の情報提供や、高知県居住支援協議会における不動産事業者や関係機関との情報共有により、住宅確保要配慮者居住支援法人の活動を支援します。
- 高知県居住支援協議会の専門部会において、住宅確保要配慮者の住宅事情の実態や問題点を把握するための情報共有や意見交換及び都市部の民間賃貸住宅の活用策の検討を行います。
- 住宅確保要配慮者の入居を進めるため、県営住宅への優先入居及びマッチングにより支援します。
- 地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等について、市町村及び市町村社会福祉協議会等と連携した福祉サービスの提供を支援します。

(7) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進

全体調整中

目指す姿

高知県地域福祉活動支援計画とともに、市町村の推進体制の整備・充実、PDCA サイクルによる見直しを通じた地域アクションプランの推進を支援します。

ポイント

- 市町村や市町村社会福祉協議会、民間団体等、官民一体となり、住民が地域の情報を共有し、活動しやすい範囲（小地域ごと）で地域福祉の取組が着実に実施されるよう、地域アクションプラン（市町村の地域福祉計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とが一体化すること）の進捗管理や見直しを支援します。

ここでは、市町村が策定する地域福祉計画と、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の推進の経過や基本事項、大切な視点について示します。

1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進

- 本県では、第1期計画に基づき、地域福祉を推進する基盤整備のため、市町村の地域福祉計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とが一体化した「地域福祉アクションプラン」の策定を推進してきました。その結果、第1期計画期間中に全ての市町村が策定しています。
- 各市町村では、推進協議会等において、地域福祉アクションプランの進捗管理や見直しを行っています。

<地域福祉アクションプランとは>

市町村が社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」とを一体的に策定したものを言います。

- 地域福祉アクションプランの推進においては、市町村や市町村社会福祉協議会、民間団体等、官民一体となり、住民が地域の情報を共有し活動しやすい範囲（小地域ごと）で地域福祉の取り組みが着実に実施されるよう、推進体制を明確にすることが重要です。
- 県は、高知県社会福祉協議会と連携し、各市町村での地域福祉アクションプランの実践に向け、情報提供や助言、研修会等の支援を継続していきます。

＜計画改定予定（令和6年度～令和11年度）＞

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域福祉 計画 (市町村)	須崎市、田野町、 本山町、大川村、 仁淀川町、 佐川町 ＜6市町村＞	高知市、 四万十市、 土佐町 ＜3市町＞		室戸市、安芸市、 南国市、宿毛市、 土佐清水市、 安田町、 馬路村、芸西村、 大豊町、いの町、 中土佐町、日高村、 津野町、大月町 三原村 ＜15市町村＞	土佐市、香南市、 香美市、東洋町、 奈半利町、北川村、 越知町、四万十町 ＜8市町村＞	梶原町、黒潮町 ＜2市町＞
地域福祉 活動計画※ (市町村社会 福祉協議会)	須崎市、田野町、 本山町、大川村、 仁淀川町、 佐川町 ＜6市町村＞	高知市、 四万十市、 土佐町 ＜3市町＞		室戸市、安芸市、 南国市、宿毛市、 土佐清水市、安田 町、 馬路村、芸西村、 大豊町、いの町、 中土佐町、日高村、 津野町、大月町、 三原村 ＜15市町村＞	土佐市、香南市、 香美市、東洋町、 奈半利町、北川村、 越知町、四万十町 ＜8市町村＞	梶原町、黒潮町 ＜2市町＞

2) 地域福祉アクションプランの基本事項

①市町村地域福祉計画の基本事項

平成29年12月12日付け厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」により、以下のとおり市町村地域福祉計画に盛り込むべき内容が示されています。

<計画に盛り込むべき内容>

(ア) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項、制度の狭間の課題への対応の在り方など

(イ) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備など

(ウ) 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現など

(エ) 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援など

(オ) 包括的な支援体制の整備に関する事項

「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備など

<参考：平成30年4月1日付け社会福祉法の一部改正>

計画に記載すべき事項として「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加され、福祉分野における「上位計画」として位置づけられました。また、市町村は策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めることとされました。

<参考：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（仮称）>

計画に記載すべき事項として、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が追加され、重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることとされました。

②地域福祉活動計画の基本事項（市町村社会福祉協議会）

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して策定する福祉課題の解決に取り組むための民間の活動・行動計画です。

地域福祉の推進を目的として組織された市町村社会福祉協議会にとって、地域福祉を推進するための活動方針や活動の役割を示した大変重要な計画になります。

＜参考：地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて（全社協通知）H29. 12（社福法の改正及び指針等を踏まえ、強化方針をもとに社協が検討・展開すべき主な事業・活動）＞

社福法の改正及び指針に掲げられた主な事項	社協が検討・展開すべき主な事業・活動
①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念	「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」
②包括的な支援体制の整備	上記を実現するために強化すべき行動 ○アウトリーチの徹底 ●相談・支援体制の強化及び活動基盤整備 ・行政とのパートナーシップ
・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備	・地域づくりのための活動基盤整備
・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制	○小地域を単位にしたネットワークの構築 ○コミュニティソーシャルワーカー ³² の確保・育成 ●相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上 ●部所間横断の相談支援体制づくり ●既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応
・主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制	○新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開 ●多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 ●在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 ●住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とのハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施
・市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援	県社協における市町村社協が強化方針を具体化するための支援 ・市町村版アクションプラン見直し・策定の支援等

³² コミュニティソーシャルワーカー：制度の谷間で困窮する人など地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う。

③県計画との調和

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の実現を目指し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に次の内容を盛り込んでいただき、計画に基づく実践活動を推進していくことが重要です。

＜計画に盛り込んでいただきたい事項＞

ア あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備

住民に身近な地域におけるインフォーマルサービスの拠点の充実による地域力の強化

イ あったかふれあいセンターの機能拡充

- ・介護予防の取り組みの強化及び参加者の増加
- ・フレイル予防など住民主体の取り組みの推進

ウ 災害時要配慮者支援対策の加速化

津波や豪雨災害等に対する防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な取り組みにより、災害に強い地域づくりを推進

エ 市町村における包括的な支援体制の構築

地域住民の相談を包括的に受け止め、解決につなげるよう本人や地域住民、行政、関係機関に働きかけるコミュニティソーシャルワーカーの機能を有する人材の確保及び育成を推進など

オ 高知県地域福祉活動支援計画との調和（高知県社会福祉協議会）

令和2年度を始期とする高知県地域福祉活動支援計画が策定されました。同計画では、高知県の現状に鑑み、解決に取り組むべき7つの課題を掲げ、総合的に取り組みを推進することとしています。

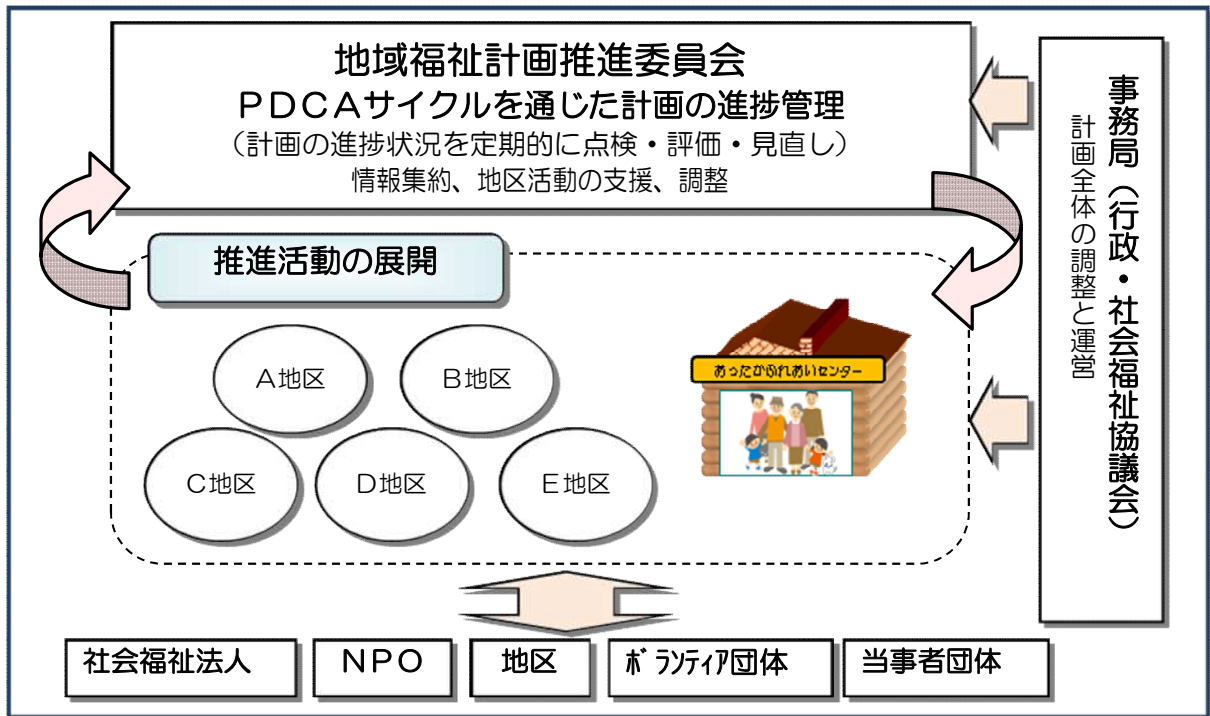
- 1) 多様な福祉教育を通じて、地域の課題に気づき、我が事として捉える人づくり
- 2) 小地域単位で地域の資源を活かし、誰もが役割を持ちながら課題解決を進める地域づくり
- 3) あらゆる地域課題や生活課題を地域で丸ごと受け止め対応するための行政・関係機関との連携強化
- 4) 行政や専門職、地域住民が連携して進める権利擁護の体制づくり
- 5) 福祉職場で活躍する人材の確保と質の向上
- 6) 南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・復旧・復興支援の体制づくり
- 7) 高知県社協の組織力・専門力の強化を通じた地域福祉活動の支援力強化

3) 地域福祉アクションプランの推進に当たっての大切な視点

①市町村の推進体制の充実

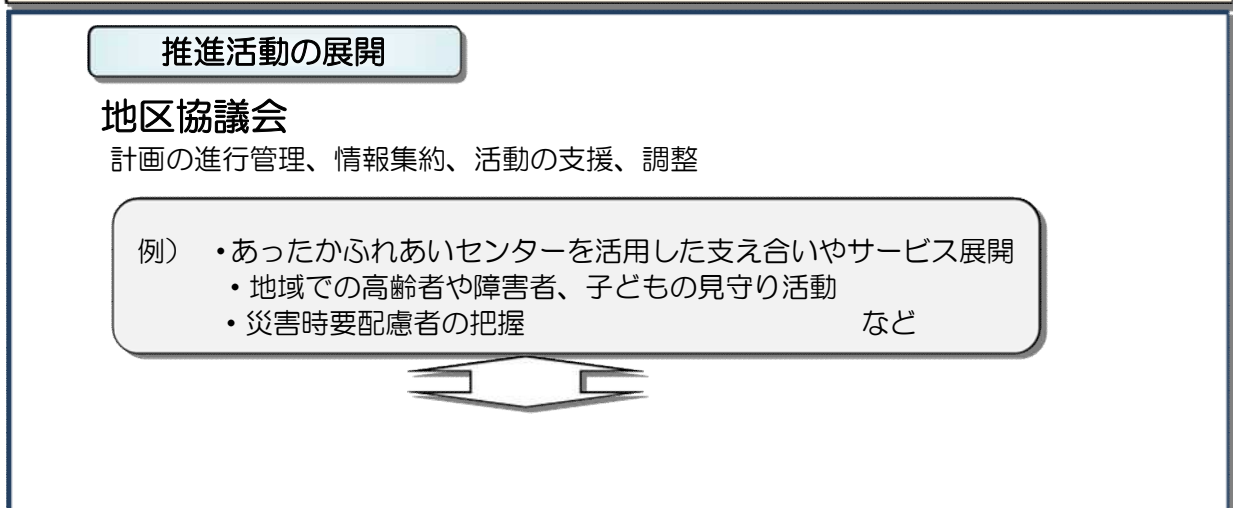
小地域ごとの実践が着実に進むよう、市町村や社会福祉協議会、地域住民、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体などがそれぞれの役割を明確にし、推進体制の整備・充実を図ることが大切です。

【市町村推進体制（イメージ）】PDCAサイクルで、着実な地域福祉の推進



【地域での実践活動（イメージ）】

それぞれの地区（小地域）で課題解決のための実行計画を作り、実行しましょう。



②PDCAサイクルによる見直し・改定

時間の経過とともに状況の変わる地域特有の課題や、地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、地域福祉アクションプランを実効性のある計画にするためには、進行管理等を含む評価体制を明確にしたうえで、計画の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて見直しをするなど、PDCAサイクルの体制づくりが必要です。

県では、各市町村の地域福祉アクションプランがPDCAサイクルを通じた進捗管理により着実に見直しが行われ、地域の実情に応じた計画へと改定されるよう、高知県社会福祉協議会と連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会とともに取り組みを進めていきます。